

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1－101）、MOX燃料加工施設（1－92）」

2. 日時：令和4年1月20日（木） 10時00分～12時00分  
13時30分～17時15分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、津金主任安全審査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、藤原安全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 松田 常務執行役員

日本原燃株式会社 大柿 常務執行役員 他38名

北陸電力株式会社 原子力部 原子燃料技術チーム 主任

四国電力株式会社 原子力部 サイクル技術グループ 担当

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ

チームリーダー 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー

#### 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

#### 6. その他

提出資料

「燃料加工建屋の耐震評価結果」

「設工認申請に係る対応状況について」

#### 参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)

- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和 2 年 1 2 月 2 4 日）

「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000124.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html)

- ・ 令和 3 年 1 2 月 2 2 日

「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

- ・ 令和 3 年 1 2 月 2 4 日

「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

- ・ 令和 4 年 1 月 1 1 日

「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

- ・ 令和 4 年 1 月 1 3 日

「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

- ・ 令和 4 年 1 月 1 4 日

「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

- ・ 令和 4 年 1 月 1 7 日

「日本原燃（株）MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

- ・ 令和 4 年 1 月 1 9 日

「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	録音を開始しました。
0:00:03	と規制庁会議室シミズです。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。
0:00:09	本日のヒアリングがあるように12月に4日に申請があった設工認申請について、資料を基に、ヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:19	まずは規制庁が出席者を紹介します。
0:00:23	班長会議室からオオオカタカナシカワラサキシミズ。
0:00:29	イトウその他WEBから藤コサク。
0:00:32	タジリ。
0:00:33	イトウフジワラオオハシ。
0:00:36	ツガネ。
0:00:38	ナカガワ。
0:00:39	カミデ。
0:00:41	以上になります。
0:00:42	それでは日本原燃の方から出席者の紹介と議題の構成と説明を開始して、お願いします。
0:00:52	はい。日本原燃中浜でございます。本日、日本原燃側の決算箇所でございます。まずは事務局から、マツダ、
0:01:02	タカマツ、タニグチ、
0:01:04	イシハラ、
0:01:06	ムラノナガサワ。
0:01:09	タカハシ。
0:01:10	フジノ。
0:01:11	タナカシミズ。
0:01:14	説明者でございますけれども、
0:01:16	カサモキクチ。
0:01:19	井坂鴨志田ミヤザキ。
0:01:23	佐田。
0:01:24	稲葉岩崎となっております。
0:01:28	本日ご説明さしあげます資料につきましては、共通09MOX側の共通整理決議選定。
0:01:36	のものと、あと、これに基づく別紙、液体廃棄物の廃棄設備及び火災防護設備となっております。
0:01:47	よろしければ、これから先、ご説明を差し上げたいと思います。

0:01:54	弓削西田でございます。それでは、資料三つでございます。最初の共通業務本体の方、レビジョン税等ということで1月3日にお出しをします。
0:02:06	こちら追加しましたのは、前回からの追加点としましては、
0:02:12	52ページの添付1、設工認申請対象設備の選定に係る資料の構成等ということで、
0:02:18	これからご説明しますのでシリーズを、全体像をの説明を追加をさせていただいてございますのでこの部分の説明をまずさせていただきたいと思っております。
0:02:30	通しページ10ページになります。
0:02:34	本日は説明します。下のこの後の別紙は、この中の一部でございますが全体の構想としては、10ページにあるパーツになります。
0:02:45	大きく分けて四つですね、なりまして、一つは、条文ごとに申請対象設備として別紙2から抽出されるもの全体をまとめたものをこれが、
0:03:00	別紙最終マークと名刺1Eシリーズ動くセレクト別紙分シリーズになりますので、木目できますので審議のうちから始まる連番の宮川常務単位で出てくる資料になります。
0:03:14	その中で、この中では、赤字でいうふうには書いてますが、基本設計方針と設備費も物件系機能要件②平均の1設置要求等、
0:03:25	料金仕事したものを全体をまとめたものをパッケージとしてお出しをすると。
0:03:31	ということになります。その中で、機能要件②と言ってる分のうち、系統として機能線を達成するために必要な機器等の細分化するためのものです。
0:03:43	特に下の役員であります。共通09の別紙の奥鈴木さんにシリーズということで、系統として機能性の達成する設備というものを抽出という抽出作業をと言っています。
0:03:58	これ自体は今からお話します通り、B(1)(5)でありますので(1)の方で、設計等の遠慮してそこから機器とか配管を抽出していくという作業、これをもとに申請対象設備頻度を反映するののかというのが、7番目ということになります。
0:04:17	本日立松吉池さん、黒田通ムラカミの一部系統病院を説明をさせていただこうということで、資料を準備させていただきました。
0:04:25	これメールは
0:04:28	あと二つありまして、

0:04:29	この別紙議論シリーズの形態等で、機能要求として無理をして抽出するものの中で、まだ補強は復活してないというものを次回にて詳細仮想設備として総額で資料化した上で、
0:04:48	協力するというのが、人と書いてあるもの。
0:04:51	資料の構成になります。
0:04:53	加えて、先ほど、別紙の1の次元常務の亀井機能要求0分、機器単体を機能性の崎田制作部分と、
0:05:04	引き続き①設置要求、これらを行ってみるをしたものを、別紙の3の主力で機器単体で機能性の達成すべき設備ということで、
0:05:16	提示をさせていただこうということで考えてございます。
0:05:20	はい。
0:05:22	神山大学でございます。これが11ページにフローのそれぞれの設備がどこに動くかということで整理を失礼しました。ごめんなさい。先ほど先生の一応間違ってます。
0:05:34	20ページで書いてあるCのところは、金融県マルビルの団体運営基金長期保全を達成するものであるので、設置要件①統括助教と柿崎丸井地区お願いします。すいません。
0:05:47	それが若井51ページでございます。
0:05:50	議案の話をした設備設計の前のグループの岡部先ほど言った、ABCがどこにはまるかということ整理をしております。
0:06:01	その義務等事項はそれぞれの資料のイメージを、図解したものになります。95ページが、定量化九条での整理の、
0:06:11	別紙2との紐付けをどうやってやっているかと。
0:06:14	具体的には、NMF表明、基本設計方針はつけ番号と書いてあるもの。
0:06:21	有馬芦田の方もうまく各業務部審議の中でも、項目ば六ヶ所抜く形で整理をするということでございます。
0:06:31	赤字で、2524とかっていうのを書いてますがこれは機能要件前には要求されるもの、基本設計書はカミデ示すというような整理をさせていただいてございます。
0:06:41	23ページ4ページ、b項の整理でございます。
0:06:46	岩森の方は、Bの(1)ということでA系協議運営して機器と配管を抽出すると、今日の舞台を説明するPAR等という部分になります。
0:06:56	プラスそこから出てきた設備を設備リストに反映するための整理をしたのが14ページ。
0:07:02	4ページになります。

0:07:06	上部交付の方は、これは今後の移譲を出したものがありますが、まとめて、また関係に関して申しますが 15 ページの c ポツ C の方が、
0:07:18	機能要件もあり前期団体で機能性の達成説明ですとかというのをベースと紐付けをしたようにしていくという整理になります。
0:07:27	はい。16 番、李顧客で次回以降でこれは具体化していきますということで
0:07:34	牧野別紙シリーズとしての整理を、この紐付けをした上で今後、こういう部分は詳細化されますということで設備の方は事業変更許可申請書の監査の方。
0:07:47	義務づけをして書かさせていただくということで整理をさせていただきます。
0:07:52	はい。
0:07:53	というような流れで、整備して、三輪の日に関するものを、生整理した結果をお示しをするということでございました。
0:08:03	一部を登録しなきゃいけない、19 ページからブリストム、
0:08:09	別紙シリーズの番号は 2 に書いてございます。以上ですし、うちの一条ですね、これは最初にですね。
0:08:16	荻野。
0:08:17	8 ページとかの、28 ページ、20、
0:08:22	27 ページのところを審議を始めるところに MOX 燃料加工と書いてます同じように、19 ページの方に再処理施設というのを書いて今後出すときには、
0:08:32	修正をさせていただきたいと思います。
0:08:34	共通 09 の本体については以上でございます。ここで区切ったほうがよろしいでしょうか。
0:08:43	成長会議室シミズはい、島津一旦区切っていただいて、
0:08:48	共通 09 本体について規制庁があるか、から確認事項ございましたらお願いします。
0:09:00	規制庁の仲です。私の方からちょっと何点か確認ということで、
0:09:06	それでこれは、
0:09:08	前回ちょっと私の方からコメントをして、それに対応していただいたものと思っております。
0:09:17	前回
0:09:19	この作業自体がですねプロセスの理解ということでどうというプロセスで作られてるのかというところを
0:09:28	できればですねある程度知識を持ってる人だけでなく、作業。

0:09:35	始める人とか我々がもう含めてですね、共通の理解を深めるということで、
0:09:42	作っていただいたものと思います。
0:09:44	で、今回提示いただいた 10 ページ以降のですね資料、これについて一通り、
0:09:54	事前に少し確認をしてみたんですが。
0:09:57	若干その 10 ページでのですね全体図とか 11 ページでのフロー図それからそれ以降の各々のその、
0:10:06	具体でこれを通してみるって少し何か、
0:10:10	わかりにくいなという印象があってですねそれで、わかる人には多分わかるのかもしれないけれど、
0:10:21	すすまあすべて番人とは言わないですけどある程度理解が深められるものなのかどうかというところでこれは
0:10:29	後々の個別のですね具体的な系統を深め、に基づくですね確認の。
0:10:38	作業する。
0:10:39	中でですね理解を深めていくということかと思うんですけど。
0:10:45	ちょっとそういう意味であんまりすここれ自体にですねあんまり時間をかけないようにはしたいと思いつつ、ちょっと気づきの沸点だけなんですけれど。
0:10:54	まず 10 ページとですね 11 ページの関係ということで、
0:10:59	10 ページの例えば今回、A B C Dというふうに、
0:11:05	ラベルみたいのを張っていただいてですね例えばである等、
0:11:10	申請対象設備リストと別紙 2 の紐付けということで、
0:11:15	これは機能要求①、②、
0:11:19	示すというふうに書いていて、
0:11:22	一方でこの 11 ページのですねこの A の番号の降り方はよくわからないんですけれど。
0:11:29	例えばその、
0:11:30	10 ページでいう申請対象設備リスト A に紐づく申請対象設備リストというのは、これは 11 ページで言うとどこのリストということなんでしょう。この、
0:11:44	一番右のその基本方針が展開された設置状況等の設備リストという理解でよろしいでしょうか。
0:11:52	はい。日本原燃石田でございます。はい。おっしゃっていただいていることはわかりました。おっしゃっていただいた通りこの 10 ページで、A と言っているのは、

0:12:03	別紙の各条文から出てくる機能要件 0 沖野駅①設置要件と言ってるのは、営業種別があるものを設定し、説明になるか、かき集めてきて設備リストを作りますということなので、おっしゃっていただいて、
0:12:19	基本設計方針から展開された設置要求等の設備リストのところに落ちるので、確かに
0:12:26	上にだけ書いて、池勝木崎モリノち単体設備機能の達成の達成する設備は市になって、ナカハマ 2.2 というところは確かに、
0:12:37	おっしゃっていただいたように、資料の抜けが今ひとつですね。はい。
0:12:41	これは全部に対してかかるような感じになってます。はい。ということですよ。
0:12:48	何となく②だけというような感じ。①だけか。
0:12:52	010 に含めてんね紐付けると。
0:12:56	ということだと例えば、B もですねこれもこっちは今年、10 ページで言う申請対象設備リストの基本設計方針紐づけ版で行ってる。
0:13:09	ものがあるんですが、これは 11 ページでいうと、B のラベルが貼ってある真ん中の一番下のリストのことが、
0:13:21	基本設計方針下野版っていう理解でよろしいですか。はい。乳井西田でございます。はい。そこもおっしゃる通りですね 1 の最後で B の (2) は、
0:13:32	一番です。下じゃないか、申請対象設備リスト反映って書いてある穴戸常務機設備の細分化したもの、これが、
0:13:42	それに当たるということです。
0:13:44	はい。多分そうだろうと思いつつ何となく 10 ページと 11 ページで、リストの名称が違っていたりしてですね。
0:13:52	あんまり何か直接、
0:13:54	対応してないのかなあとって表現の記載だけの問題なんでしょうけれど。
0:14:01	何かそういうところを考えると、10 ページと 11 ページですとそ、そこら辺のその用語が、どこがどこに対応しているのかということ等、
0:14:12	11 ページで言えばその A なり B なり C というのはどこの範囲までを言ってるのかということが、
0:14:18	ちょっと明確でないでそこはわかるようにしていただければと思いますがいかがでしょうか。
0:14:26	はい。乳井西田でございます。ご指摘の点、理解をしました全体の要望の統一、あとどこが辺 2 ページ底盤大西モズクのかっていうのを、今一度整理をさせていただきたいと思います。



0:14:40	はい。
0:14:41	あとはちょっと何点かだけなんすけど 12 ページ、
0:14:46	と、
0:14:49	これのですね一応それぞれ、
0:14:52	どういうリストなり別紙 2 かというところは、
0:14:57	例示いただいてるんですけど、どこどこをこうリンクさせようとしているのかというところが見えないところがあるんですけど。
0:15:07	私が理解するところだとここの二つの表を比べるところであれば、
0:15:14	番号というところもそうなんですけれど、上の表で言えば設備区分出てレベル廃液処理設備というのがあって、
0:15:24	下で言うと主な設備の中にいろいろ書いてますけどこの中の低レベル廃液処理設備を結びつけようとしているということでもいいんですよ。
0:15:35	はい、宮部志田でございますはい。ここも確かにご指摘の通り、協議を行った時に結びつくのが難しいところがあります。経営権①ですと系統での問題の学校としての要求になりますので低レベル廃液処理設備と、
0:15:50	というのは、設備区分書いてあるものでも紐付けをして 20 番なんかは義務づけをしていくと、この 1 番も同じですね、下の田宮 3 番の沖田廃棄物増えない設備という全体の額に対してこれを機能要件 01 というもので、
0:16:06	これはかつてながら括ってないですがその右左はメール液体廃棄物の廃棄設備という区分になるものを全廃をさせているというような紐付けがありますので、そういったところもちょっとわからないところは、
0:16:18	もう少し明確化したいと思います。
0:16:22	あと、この表だけ見ると何となく設備区分だけのための別紙 2 の上にも見えるんですけど、多分、
0:16:28	上の表では具体的な機器としてその 4 系廃液検査槽とかこういうものが、
0:16:35	具体的な設備名としてあって、これも何か下の表で言えば本当はそういうものを、
0:16:43	4K 廃棄検査槽とかそういうのも書いてあるっていうところでそこも紐付けでわかるようになってるっていいんですよ。
0:16:53	はい。弓削西田でございます。はい。そういう部分を終わります。ブレイクしたそれをまず 13 番とか受けて、ブレイクされるものが、検索がいらないとリンクをするというところはあるんですけども、そこは、
0:17:09	さらに見えるようにはちょっと工夫はしていきたいと思います。はい。
0:17:15	あとは、13 ページ目は、これは系統図とし、

0:17:23	その左にある機器等の抽出当初配管の、
0:17:28	名称整理この関係はわかって一番上の表ってのはここはいるんですか。
0:17:35	実質的にその機器とかって二つ表がありますけど一番上のものっていうのは、これは1、ニューメディアでございます。
0:17:45	これ以上の話をして基金等の抽出については横金融グループした状態で、設備リスト上も反映をしていくということで、衛藤おっしゃっていただいている真ん中の表等を荷造り不安。
0:17:59	名称も含めて一対一になるという整理になってます。一方抽出の配管を仕様表を意識して古畑を上げているのが、下側にしております、
0:18:11	設備次長に沖委員は、Web 加来当間医長は3月にそこまでのXe必要性はあまり、栗栖東郷
0:18:22	まずがないかということもあってテキストデータ長期のところの開会式として書かさせていただこうということで、そこだけは若干変わりますけども、何らかの機器については同じでございます。
0:18:34	というのは、決議事項の長谷部形をイメージとしてお示すために、一番上の表ができるということでございます。わかりました出資はわかりましたように何のための施設のかというのが、
0:18:47	その例示としての説明としてはちょっと。
0:18:50	と書いてなかったのがそこがちょっとわかるようにしていただければと思います。
0:18:58	あとはちょっといろいろ細かいところはあるんですけど、例えば17ページ、日右のページで言うと、
0:19:08	17ページのところで、
0:19:11	これ最終的なそのまとめだと思んですけど。
0:19:16	各場における
0:19:19	等、各別紙の結果の紐付け番号を反映する統一。
0:19:24	何となく申請対象設備リストの各条と、あと系統としての機能性の達成する設備だけの二つしか書いてなくて、
0:19:35	他にいろいろ表があってまとめるんだろうなと言いつつ、何となくこうタイトルで説明してるものと表が合っていないような気がするんですけどここは、
0:19:44	ほかに別紙がないからとか、そういうことなんですかね。
0:19:48	はい。井上志田でございます。はいちょっとこれは一つの例としてパッケージ化するときのイメージをつけたくて書きましたので

0:19:56	おっしゃっていただいている一つは加来常務狂言（エ）会見等って書いてる近く鍵括弧がついて続けていきますんで、これとの関係がちゃんとわかるような、
0:20:08	パッケージのイメージを示せるようにちょっと工夫をしたいと思います。
0:20:14	はい。
0:20:15	規制庁中です。了解しました。私大体何となくはイメージは復興わかるんですけど多分、
0:20:23	プロセスの理解ということで、番人側に理解できるものっていうところの観点で、ちょっといろいろそういうところですね
0:20:32	ページ間の整合性とか、少し補足が必要なところがあるかなと思いますので、
0:20:37	そういうところを少し充実してですね、またリバイスしていただければと思います。あまりこれにこだわりすぎて何かをヒアリングするつもりはないんですけど、あとは今後いろいろ
0:20:51	C A Q 代表的なですね系統図での確認こういうことを踏まえてですね少し、
0:20:58	こちらですね、プロセスに反映できるものがあれば適宜、
0:21:05	反映する程度でいいのかなと思いますけど、ちょっと今の段階だとそこは不正確なところがあるのでですね、そういったところがわかりやすいところよりですねちょっと、
0:21:17	今言ったようなコメントを踏まえて修正いただければと思いますがいかがでしょう。
0:21:22	はい。志田でございます。はい。この資料みたいの全体の何ですかね、道筋を示すための骨格になりますのでご指摘の件を踏まえて全体もう一度
0:21:36	見たときに、イメージがちゃんと伝わるかという視点も含めてごみ、もう1回見直したいと思います。をさせていただいている。これ以降にいろいろの結果アナリストを説明するときには何かここに反映すべき事項があれば適宜反映していくという形で
0:21:53	まず第1弾が可能限り早く修正版をお出ししていきたいと思います。以上です。
0:21:59	はい。規制庁仲です。そういった点でよろしく申し上げます。私からは以上です。
0:22:08	規制庁の田尻です。自分がちょっと言ってんなんですけど確認しておきたいことがありまして右下11ページを開いていただきたいんですが。

0:22:19	左下のコメディーなんですけど。
0:22:24	要は多分新規渋滞を新しくするもの話だと思うんですけどBCのうち設計中であと次回にて詳細化する設備については事業変更許可申請処理で抜け漏れがないか確認するというふうになっていて、
0:22:35	ここの具体の作業をどうするかちゅう話、要はこのフローとかにおいてどこに何をどう当てはめるのかちゅう話と、
0:22:42	あと、鳥飼においてそれってどのように、何か反映とカーの周りは、金会長一覧ができ上がると思うんですけどそこの関係であと次回でどのような作業が発生して、何が示されるのかっていうあたりを説明いただきたいんですけど。
0:22:57	はい。乳井西田でございます。特にBの項目に当たってもですね系統中の清氏、使用料対象機器になるようなブレイクしていくもの。
0:23:11	ご意見は当然次回で申請する限り、申請書が欠番改良等でこれが必要でありますので、ブレイクした形で、工藤香月がという今ニッピの高野。
0:23:24	資料パッケージした上で今日申請音声を作る段階では使用表取引額を義務づけをして確認をしていくという作業をやると思っています。基本的に、
0:23:35	測定器の事業としては号炉パッケージ化してやらさせていただきたいと思ってました。
0:23:41	それは2極が抜けてるかということにいきますと、この、
0:23:47	から落ちてきて見に行くところで作業は今の段階では設計図書が完成化していない、できないということで、確におっしゃる通り、議員は残らないかというのがそのまま、
0:23:58	普段の基本方針から展開させ、経営教頭の設立等に展開をされて入るような形になると思いますのでそこは、入力はしていきたいと思います。
0:24:10	以上です。
0:24:13	規制庁田尻です。ちなみになんですけど事業許可変更申請書にてっていうふうな話が出てるんですけど、基本別紙2作りの基本設計方針が書かれていて、
0:24:26	施工の基本設計方針って割合変更許可申請書の本文ぐらい落とし込むような形になっていて、この事業変更許可申請書っていうのは、別紙2のプラスアルファの情報がここで何か出てくるイメージでしたっけ。
0:24:38	なんか検討会はないですねとかのイメージです。
0:24:42	はい、りゅうぎん西田でございます。
0:24:46	結局は、5本前後の件、更田、5で設備の主要設備の使用ということで、括弧設備を、項目を挙げてますのでこれが、

0:24:57	もともと今の各業務、第2回申請高になる部分がほとんどですけどその中で、項目が出てきてそれが別紙2の中の、
0:25:07	単体と設備を書かなきゃいけないものは全部そこが列挙されて、別紙に入ってきますんでそれを、今の段階では経営の事業変更許可申請書の添保存というような設備の広報課ができて、
0:25:20	どちらか検討機器というのも配管のブロックになると思うんですけどそういったことの整理を公募して、見解をしていくというのは、次の項目ある程度入ってるから言ってます局部機器に関しては抜けはないかなと思ってるんですが。
0:25:35	そういうところを、詳細設計をした設計で皆さんの見識検証していくということかなと思ってました。
0:25:43	規制庁鳥居です。なんで基本的にここで示した設計方針に基づきながら詳細設計等で許可に書いてある、設計方針に基づく基本設計方針であるとか、許可で一覧挙げてる設備の名前であるとかで当然ある方の方が拾える形になっていて、
0:25:58	ただそのものを細分化というか個別設備メーカーというか、ちょっと悩ましいところなんですけど、そういった設備メーカーしたものに関してはちょ、特に配管とかですかねってものに関してはあと次回でそこを申請するタイミングで
0:26:11	置き換わるような形なのかどういいう形かわかんないですけどそこを、今後具体的に示していくということで鳥飼さんってそんなイメージやってましたかね。はい。宮城西田でございます今言っていたいただいたような整理でございます。
0:26:25	規制庁鳥井です。一応理解はしたんですけどこれって設備リスト一覧のところでもそれでやりました。要は変更許可申請書っていうかこのdを使ってやりましたとかっていうのって何か、どこかどうとかってわかるもんでしたっけ。
0:26:38	或いは今後詳述化されるものはどれっていうのって何か、どっかで見えるようになってんでしたっけ。
0:26:43	はい。乳井西田でございます以上の児童らしいはしてたと思うんですけども。
0:26:49	あくまでメールの今、別所教頭グループの別紙シリーズの別紙2の分ということで飛び込み手帳総括設備というのが設備費等で出てくる縦軸に対して、
0:27:00	これは今後、詳細化していきますけれども、

0:27:03	項目立てして書いてます。まず工程設備ですと突き合わせてリンクができるかというふうに思っていました。以上です。
0:27:13	弘田です。よく理解しました自分からは以上です。
0:27:21	規制庁清水です。規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:27:31	はい。規制庁タカハシさん非常に細かいことで恐縮なんですけれども。
0:27:37	通しの10ページのところ資料事前また見直すということではあると思うんですけども通しの10ページで、左の上の四角のところの
0:27:46	別紙内における紐付けということで①から④って書いてあるんですがこれを1から4ってというのは、A B C Dにそれぞれ当たるりな読み方をしたいということなんじゃないかなと思います。ちょっとだけ教えてくださいませんか。
0:27:59	はい、上西でございます。ここもすみません見直し見直しをしながら、議論だけが切れてしまいましたのは、おっしゃっていただいた上で、①番がA、
0:28:09	②番がB、③番が、審議0番が出るということになります。これもおっしゃっていただいてパッと見たときに繋がらないので、
0:28:19	ということになるように見直しをしたいと思います。
0:28:22	北沢先生よろしくお願いします。以上です。
0:28:27	規制庁清水です。
0:28:29	他は規制庁が原燃側からも、共通0機本体について確認ございますでしょうか。
0:28:39	コサクです。
0:28:43	別紙2-4。
0:28:46	ていう、いうところろう、MOXはまだ設Bが設置されてなくてですねこれから。
0:28:55	設置していくということなので、設計図書もす、順々にと。
0:28:59	ということなので理解できるんですけど。
0:29:02	当初としては再処理の方も同じように別紙1-4を作ると。
0:29:07	ということになってると思うんですが、
0:29:11	再処理で同じように工事課井手と言って詳細化する部分って何かあるんですか。
0:29:20	日本原燃田仲です。再処理の方でも、別紙の方で言いますと次回申請ということで1-4というパッケージも用意しておりまして、失礼なものが該当するようにしなります。
0:29:36	コサクです。具体的には何かってところで、単純に言うと

0:29:42	抽出漏れがないようにっていうのは、ある程度次回でまとめていたとしても、説明してもらわなきゃいけないんですけど。
0:29:53	その辺り、この詳細化ってのはどの範囲のものであってっていうところがちょっと心配なので集計をお聞かせいただきたいんですが。
0:30:03	はい。日本原燃の田仲です。現在今
0:30:07	次回申請として、R I S等アップするものにしましては外回りの注水のものであったり、水の供給とかその辺のところを、
0:30:19	次回というふうにして、こちらの方に整理しようというふうに考えておりました。
0:30:25	以上です。
0:30:26	すいません、二本木西田でございます。
0:30:29	これ、今工事課家田で最初に、メインであとボックスの答弁ということで逆に権利がないようにするかという話をさせていただいたときに、
0:30:40	私の方からお話したのは先ほど許可っていうのを一生懸命説明してましたけど、許可法人文化検定溢れてね、協力A R Mプラス整備事業で具体的な構成とかをいろいろ絵にして書いたり表現したりというのがありますので、
0:30:56	そういった部分グループ使ってなるべく細かい単位で決議が抽出して、神戸市阿比留イトウを確認をして、2点目の内容でございましていただくということで考えておりました。以上です。
0:31:11	コサクです。大体わかりました。再処理のS Aの泊の水云々ということであれば、
0:31:19	どこからどこかホースがどういうふうに言っているようなところなんかは詳細になるだろうということですけど、ホースん。
0:31:29	大体何メートル分だとか、
0:31:35	本部が幾つあってとかっていうような辺りは、許可でも話をしてるので
0:31:41	しっかりとリストアップをしていって、その説明が2-4の中で、
0:31:46	今、千田さんが言われたように整理資料なんかで使ったものも含めて抜粋をされて、構成としてはこれでいってますと、
0:31:57	詳細設計の中で
0:32:02	等は以下区分だとか、もろもろ特定施設公認として特定しなきゃいけないものってのは順々にやっていきますというのがわかると。
0:32:10	ということで理解をしました。
0:32:15	以上です。
0:32:20	多分規制庁シミズです。
0:32:23	藤他規制庁側原燃側から確認事項ございますでしょうか。

0:32:31	規制庁塩見です。藤だけは続い次の資料に移りたいと思います。次の資料は別紙 2-2-1 の低レベル廃液処理設備。
0:32:44	原燃側から説明をお願いします。
0:32:49	はい。乳井西田でございます。別紙 2 の 1 ということで検討透析の性能達成設備カッコ定例の外気処理手続きということで、1 月 1 日にお話を して資料になります。
0:33:03	資料、
0:33:05	伝統的には先ほどの系統の色塗りということで、リスト化した上で調子 た部分を説明するのを反映していくということで構成をしてございま す。
0:33:17	土岐 3 ページを作る技術推薦を置こうとあるんが上がらなきゃいけない と思います。体系の仕方で失敗しまして、
0:33:27	通しの 10 下の募集に 105 万と貢献特に検品申請当初設立等ノウハウが あると思います。この次のページの提出案件及び 18 件になってますけ ども、この間にですね、
0:33:42	横向きになって恐縮ですが申請と調整飛び飛びの 20 ページ、2、21 ペ ージ 22 ページの 5 三瓶年。これは、
0:33:52	添付 2 ということで書かなきゃいけないけど、PDF 等の宅建手続きす いません計画を持ってしましまして、申し訳ございません構成としては 今お話をしたというふうに業界 22 年度そのまま。
0:34:05	日本と速水加来ということで考えておりました。
0:34:09	はい。認定としては、他の設備の今後です麦の展開で整理をさせていた だいてございます 3 技師長に下にあります環境事例。
0:34:22	この設備の抽出の概要ですね、を変えて、一つで要求される企業性能と 資料の考え方ということで、県民経費の部分かという整備をさせていた だいた上で、
0:34:37	介護分ということで 4 ページが 2、この設備の資料の考え方ということ で、その手法を考えた議員が言われてるのを、現行許可申請書とかを使 いながら、この中身というのをご説明していると。
0:34:51	いうことでございますこういった、
0:34:54	流れをした上で 6 ページ以降に、主流化しないような箇所を企業の基本 的な考え方ということで購入以前、
0:35:03	守備抽出の概要等をお示ししたときの考え方として、発電者への降雨時 計画に係る手続きがあるのかを参考にしながら考え方を整理しておりま すがそれに今回の、



0:35:16	言うように該当する部分はこんなふうに思いますよというのをベースとして取り組んで書いているというパッケージが最初の文章的にもありません。
0:35:26	そのあとは、添付1ということで10ページにあるのが各病院ごとが、
0:35:32	基本要件02の抜粋版江口統括と思います。
0:35:38	事業名を着てありますけど、非常に市民、子供別紙にはついてございますが、ここはネットのご提案を強調しているわけではございませんで遊びにやってきた加来常務別紙2で、前回からの変更点といって安心してるところを、
0:35:57	その発火点を教えてるんですが、この抗体検査はそういったことが、強調した意味はよくありますけどもそれ以外の黒になるように整理をさせていただきたいと思います。
0:36:09	これは格納文会議で10条業者治療室20条ですかね、7月入ってきていると。
0:36:19	両店とも逆をはい。順番で行ってしまいますが店舗さんが予備やっている部吉崎結果の抽出率と新生会碎屑物を反映するのかっていうのを整理したものが添付についていると。
0:36:34	添今度生まれない部分もあるのかもしれませんが、いろいろに創出をした結果を、機器配管それぞれでリスト化している部分は取るのを、結果をお示しをしているということでございます。
0:36:49	はい。結果、以前に一度話してますが、23ページに、抽出率等の括弧機器というのがあります。
0:36:58	ここで、一番左側にあります、日比代表と言ってる。1から14番5、これ兵庫県以降、部局設計部モリノ中の資格番を研究してます。
0:37:13	池の方は資格、その次にジョイント部外宮配管等の諸配管等の番号この一番からの番号が、
0:37:23	連携教授の方に行くと、0本を検知すると。
0:37:27	ということになります。
0:37:28	そういった形で、本計画機能に整理をさせていただきました。
0:37:33	27ページ以降の計画につきましては、終了になるところを赤、細管イトウで引き取って駐車場の中で
0:37:44	副長の全体の番号につけると。
0:37:47	いうことを定義をさせていただきました。あとは、
0:37:50	赤で塗らないところはどこに行っていないのかと、資料2は向かってどういふふうな考え方を上げるべきだ指導等で書かさせていただきます。
0:37:58	あと以前あった、渡邊の見方につきましては、

0:38:03	今、定例の 017、国会等の前、右下の病院の確認のところの討論であります公共リンクしています。
0:38:14	筧 25 年などと言ったら、業務企画部購買部右下の底盤のところに括弧書き A F C との番号とひもづいていると。
0:38:26	いうことでございます。
0:38:28	これは鳥井鈴木戸部、福重金原止め例えば、その次の 26 ページでいきますと、
0:38:37	左側から来るやつはどっか飛んできたから下流に、紐付けができるような形で書かさせていただいてるということでございます。
0:38:47	はい。
0:38:50	これは、低レベル廃液処理全般発酵あの辺のところは 3001 ページまでありまして 32 ページ以降は、本システムの漏えい検知、
0:39:01	一つの抽出結果になります。
0:39:05	民主党としては 33 ページにあって 1 人が工認、34 ページ、5 人の結果がついていると。
0:39:13	ここは計装関係ですので、設計として経営戦略グループ分というものを使ってそれと、
0:39:20	教育の中で現物の位置付けを、39 ページ以降で版を付けてやらせていただきました。
0:39:28	番号で近く番号 39 ページ以降ついてますがこれはいわゆる基本、読み方勢力で番号と一致しているということでございます。
0:39:38	はい。説明はちょっと、小畑松嶋西条でございます。
0:39:43	院長、清水です。ありがとうございます。それではただいまの説明について規制庁側から確認事項ございましたらお願いします。
0:39:52	規制庁化です。まず私の方から排気関係のところでは幾つか確認させていただきたい。
0:40:01	大分説明が充実したとは思いうん
0:40:06	少し説明を充実して欲しいなというようなところも、また、要望としてありましたので、次の資料等に反映をお願いします。
0:40:16	まず 4 ページ目。
0:40:18	なんですけど主流路の間、
0:40:20	長江片野、第 1 図。
0:40:24	ここ、分析設備の分析済みの処理装置から発生する廃液等のみが主流路になっていて、
0:40:35	徒歩放出管理分析装置から発生する廃液とか、あと管理区域内で発生する部長、

0:40:42	ドレン対等、
0:40:44	その辺りって、なぜ主流路になってないんでしょうか。
0:40:57	はい。日本原燃の菊池です。今回基本設計方針の方から考えた際にですね
0:41:05	今後、今後出される分析済み機処理設備を指定を設定するという事で注記を書かせていただいているんですがこちらその十四条の位置構造能部分の分析設備の方の処理としてMOXの特徴としてですね分析処理。
0:41:20	木製工場であまりとかを使うところ系統はないんですが、加古様。
0:41:25	分析済み処理装置の処理に関しては分析設備であるんですが外岡核燃料物うまく処理回収ということで前処理をするというところがありましてそういったところの処理が、
0:41:37	を踏まえたときに、つまり、現状今機能及び2を設定させていただいているということでいろいろ利用対象する対象とするということで考えてまして、
0:41:46	戸部と交換の交換。
0:41:49	処理分析外山こちら廃液で、低濃度の濃度がない、分析処理平均なんです管理部のドレン水とかそういったところの分。
0:41:58	はですね基本設計方針の
0:42:02	4、
0:42:05	厳封脳裏 16 ページにある機能要求を踏まえてですね。
0:42:13	別紙 2 の抜粋版のですね 24 番の、
0:42:17	定配処理設備の能力というところの基本的な所を踏まえた際に、こちらは液体廃棄物の処理ということの考え方として、処理。
0:42:27	希釈、抽出試作や料理とか、処理とかですね吸着処理に関しての機能に関して機能預金を設定してるところもありますので、私のところメインで、
0:42:38	きれいな水を設定したのでこちらを対象としてそれ以外のドレン水に関してはですね機能要求位置を設定してですね造園水を排水するという機器を設置するという考えで、
0:42:49	こちらの方は主経路を対象としなかったというところを考えてございました。以上です。
0:42:56	規制庁がですね、そういう説明がやっぱりないという部分前回からも少しお話してますので、やっぱりヒアリングで一時確認しなきゃいけない部分で、
0:43:07	ので、そういったことも少し資料として充実してもらえればと思います。

0:43:12	加えてですね、今、そのドレンスイトウとか、書いてますが、その頭の中にもしかしたらそういう機能要求に当てはまるようなものがあるのかも。
0:43:22	しれないと。
0:43:24	いうところもありますのでできるだけそういうところも具体的に何がここに属するのかっていうようなところ。
0:43:30	そういった展開もお願いします。
0:43:35	はい。日本原燃志田でございます。はい。今ご指摘の点、菊地が説明したことを折り込むプラス、どういったものが入ってくるのか、インプットのところをブレイクできるように、ちょっと整理をしたいと思います。
0:43:48	はい、規制庁課ですよろしく申し上げます。
0:43:51	あと、
0:43:53	6 ページ目なんですが、
0:43:57	ここの説明が工認ガイドの考え方を踏まえてっていうふうになっていて、ちょっとそれだと説明が良くてず、実際 9 共通 09 の本体の方では、少し
0:44:11	今日の提出物等 6 共通 0 機本体の 6 ページ目とかでは、
0:44:16	機能性能を達成するために、
0:44:22	ここに
0:44:31	いるんですね。で、
0:44:33	指定校に手続きが実用炉と、もうここに、
0:44:39	いいとは思うんです。
0:44:41	設工認、
0:44:44	自分た
0:44:46	機器
0:44:48	伴駆処理という基金、機能に対してどういう、
0:44:53	立ち位置のラインなのかっていうのを説明した上で、なのでこれは終了じゃないということを、説明いただければと思います。
0:45:02	中川です。
0:45:05	はい、弓削西田でございますはい。ご指摘の通りだと思いますので我々の購入名簿をそのまま使っているという今自分たちの考え方があってずれて工認ガイドを突き合わせながら、考え方がずれてないかという確認をするというのが、
0:45:21	主幹の考え方だと思っておりますので、

0:45:25	上の考え方をちゃんと会計かちょっとおっしゃっていただいてあんまり吹き出しも、その考え方とのリンクがとれてないところありますのでそういうことをちゃんと整理をして、
0:45:37	もう少し丁寧に展開をしたいと思います。
0:45:41	はい。規制庁岡です。
0:45:43	はい。すいませんコサクです。1点だけ確認で、
0:45:49	いや、今話のあった通りそもそも
0:45:54	工認ガイドだったりってところの、或いは実用の運用だったりっていうのも参考にしながら、
0:46:00	再処理MOX数、
0:46:03	の系統としてはどういうふうに、
0:46:05	申請対象範囲を整理すべきか設備管理をどうやっていくべきかと。
0:46:11	いうことを考えて共通。
0:46:14	シリーズをまとめてきていると。
0:46:17	ということなんで、
0:46:19	そこでまとめた上では、その考えに基づいてやってますっていう形で別紙を作られるんだろう。
0:46:27	ということだと思うんですけど。
0:46:30	その上で、
0:46:32	別紙09なりで書いてあるんだとしたら何でここでまたわざわざ、
0:46:38	基本的な考え方っていうのを述べてるのかなっていうのがよくわかんなかったんですけど、そこは、
0:46:44	そういうことなんでしょうか。
0:46:46	はい。弓削西田でございますそういう意味でちょっと役割分担がうまくついて各絡みの資料を作ってたところもありましておっしゃっていただければ真壁亀井との共通部分等は別の考え方をちゃんと書いてそれがその通り展開されてますよということを、
0:47:03	個別の別紙資料は、説明するということかなと思ってますが、そういう形にできてないのが現状でございますので目皿の役割分担に従って、ここでは、
0:47:17	共通の09分担は努力して書き込むところがありますけども、会計上その部分の米の考え方に沿ってやって日付を、見解をしていけばいいのかなというところでございます。
0:47:30	コサクです。はい。そうだと思います。で、
0:47:35	本体側で書くには余りにも細か過ぎるっていうのがあればですね。

0:47:40	一般論的に書いておいて、具体的なその一般的なことの具体化としてこの部分ではこういうふうにやっていますよというのを、入口で整理されるかには構わないと思うんですけど。
0:47:52	若干だぶってるかなっていう感じもありましたし記載ぶりが変わっちゃってるっていうこともあったと思うので、整理を進めていただく。
0:48:02	ます。
0:48:04	はい、弓削西田でございます対応させていただきます。
0:48:10	規制庁角です。あと、先ほどの共通 09 の本体の方で説明いただいたプロセス等に従って
0:48:19	資料を確認していたんですが、まずちょっと 1、
0:48:22	になったところ、
0:48:24	24 ページの
0:48:25	配管抽出率
0:48:29	で、これと、
0:48:31	まず、この塊。
0:48:34	それぞれの塊 1 から 6 の、
0:48:45	はい。日本原燃の菊池です。
0:48:48	仕様表名称の配管名称のつけ方に関してはちょっと参考資料になりますが、須藤です。すいません、名称のつけ方を理解しているんですが悪意。
0:48:59	国って言うんですね。はい。
0:49:03	意味。
0:49:04	基本的にはその機能として
0:49:08	ちょっと
0:49:11	冒頭でありました 4 ページ目。
0:49:15	あります。こちらちょっと整理の仕方としてはですねはい検査章から各工程のろ過処理装置までということでそういったところの、
0:49:26	処理のところの切り換えのところ、今回は名称としては切り分けたというのが、今回整理としてはやらせていただいた内容になります。なので、
0:49:36	一番最初の 24 ページ目から、イオン補 4A と E 恩恵廃液検査長から、次のページの、
0:49:48	これは何だっけな。
0:49:49	吸着処理槽までということで、ところで一番の①番ですかね、配管の方の名称をつけさせていただいてるということで処理後等で、今回は整理をさせていただいたというところで考えてました。

0:50:02	以上です。はい。規制庁角です。そういうことなんだろうなと思ひまして位置図、今の4ページ目の第1図と照らし合わせて、
0:50:14	そちらの方にその配管の限りの説明みたいなのもあると。ここからここまでの配管なんだなというのをまず認識した上で、
0:50:23	確認できると思ひますのでその辺の工夫もまたよろしくお願ひします。
0:50:27	加えてですねちょっと気になったのが、
0:50:31	第1図のほうで主配管として線を引っ張っていない。
0:50:35	部分は、
0:50:37	結構抽出されてるのかなと思ひまして、
0:50:40	例えば廃液貯槽からろ過処理装置に、
0:50:45	行く部分のラインとか吸着処理と畜とろ過処理装置の行き来しているラインとか、廃液貯槽から吸着処理装置に行くラインとか今主配管ではありませんというふうに、
0:50:56	第1部の方では整理しているんですが、実際抽出リストの配管のところでは全部それは主配管として、
0:51:07	どういう感じなんでしょうか。
0:51:11	はい。日本原燃の菊池です。大変申し訳ございませんろ過吸着処理装置とろ過処理装置の中央の第1図の中央のある横で、
0:51:22	言ってる線なんですけどこちらちょっと抜けがー。
0:51:25	ですのでちょっとこちらへ、ここは修正させていただきます。基本設計方針の考え方としては、廊下処理と吸着処理が必要に応じてそれぞれで使い分けて、
0:51:35	処理をしていくのでこちらのこと、部分に関しても、通常運転では、作業するものになり、程度でありますのでこちらの方は赤くさせ、
0:51:43	訂正させていただきます。
0:51:45	以上です。はい、規制庁化ですでしたらその第1図の方の主配管が増えるっていうイメージですね。
0:51:54	はいその通りです中央の表中の線が増える形になります。
0:51:59	以上です。規制庁化です承知しました。そういう、
0:52:04	今回普通に、
0:52:06	気づいたので他の、
0:52:20	提出了解しました。
0:52:22	規制庁下です。
0:52:23	あと26ページ目、ここ前も話題にちょっと上がって今回説明していただいた
0:52:30	主流路の中にあるフィルター、F210と、F210。

0:52:36	これらの説明が、
0:52:39	結局、今回は
0:52:43	放射性物質の補修のための蛭田ではないっていうことが、主流路ではない理由として書かれているんですが、
0:52:53	次、
0:52:56	それだとその目的がそうじゃないから、これは違うっていうふうに感じるんですが、実際放射性物質を、
0:53:06	たくさん水道剥ぎ取るようなフィルターがついてたら、それは機器として抽出する必要があると思いますので、具体的にどんなフィルターなのかとか、そういった説明が、
0:53:19	追加で必要なのかなと思うんですがその辺、具体的に声、これってどんなものなんですか。
0:53:30	日本原燃鴨志田です。こちらのフィルターは前の、
0:53:36	方についている吸着処理。
0:53:39	処理等で、
0:53:41	吸着処理代が、
0:53:45	交流に来たときに、そういうゴミとかを取れるように、
0:53:49	つけてるエリアでございます。
0:53:54	はい、規制庁からそれは理解しているんですが、
0:53:58	例えばどのぐらいのメッシュなのかとか、本当にその放射性物質をたくさん吸着するようなものとかあと詰まりとか、気にしなくていいとか、
0:54:08	なんかそういうその抽出しない理由、これを指標として、他、
0:54:12	担保しない理由を、少し説明いただけますでしょうか。
0:54:26	日本原燃志田でございます。今指摘の点は馬込ディレクターの役割とあとはどういうものがついているかいわゆる 300 メーターみたいなものを見とるみたいな結果なのか。
0:54:38	それ以外の部分をメッシュも含めて取ろうとしているのか公募が例えば
0:54:44	まわして除去するようだったらオオダテ別とってるよねみたいな始まると思うので、そういう公募みたいなものを書いて、これは、そういう趣旨のものではありませんということがわかるようにさせていただくということでよろしいでしょうか。
0:54:57	はい。規制庁角です。そういう説明が多分、重要になってきますので、そういう説明が充実しているとヒアリングの場で聞かずに、ずっとこういけると思いますので、少しそういう、
0:55:10	ところを中心
0:55:13	をお願いし、



0:55:30	規制庁の中ですけど、ちょっと確認なんですけど。
0:55:36	さっき、主なものとして
0:55:40	配管であればですね主配管でどういうものを対象として、
0:55:46	どういうものを対象としないか対象としないものはそのドレンなり、ベントなりというところで、そこは共通の資料なり今、或いはこういう個別の中で
0:55:59	大体示されているとっていて、
0:56:02	フィルターということについてですねフィルター何でも取るのかっていうと多分そういうわけでもなくて、
0:56:10	ある観点で、こういうものを指標対象とし、こういうものは、主、大切しないとかいうですね、もう少しその、
0:56:20	語学の考えっていうのは多分、
0:56:22	あるかと思っていてですねそれは公衆への被ばくとか従業員への防護とか、
0:56:29	なんかそういうものが、多分実用炉である程度こういうものを、具体的にその、
0:56:36	終了対象としていると。で、実用炉はゼロでそういう考えがあって、一方でこういうサイクル施設についてそのフィルターというものを、どういうものを指標対象とするかっていうようなところが、
0:56:50	何ヶ所そこら辺が多分明確っていうか、理解してないと、何かすここのその、
0:56:58	判断とかいうことになってしまうんですけどそういう大枠って何か共通の資料で書いてるんですかね。それとも、
0:57:09	何となく配管とか書いてるんですけど、蛭田っていう観点だと何か、
0:57:14	あんまり書いてなかったような気がするんですけどそこはいかがでしょうか。
0:57:18	はい。乳井西田でございます。今言うただけではなくて今のご指摘踏まえますと、
0:57:24	最後についての現場だったり計器だったりフィルターだったりそういったものを、細管の一部として取り扱うか、主要専門を期待すべき機器として取り扱うかというところの考え方を、
0:57:39	共通要因に基づく付け加える必要があると思います。
0:57:43	特にデータについては我々基本的にはその利用雰囲気立ち会い者っていうのは就業対象にならないものだというのが基本的に思ってたんで、そういう整理をさせていただいてます今、先ほど大岡さんあたりも出資教育的派遣は、

0:57:57	書き加えますよう基本的に例えば工程の廃棄処理っていうのは、範囲、放射性物質を含む廃液を処理をして、タカハシ子から放出できるような状態にするというのが目的ですので、
0:58:10	1件のみ下げるといふことの機能に対して、必要なものっていうのは、この地方情報の機器であればエントリーをされるということかなと。
0:58:21	そういったもともとの五名考え方全体の検討状況に付加させていただきます。その上で、個別の方で展開をしていくという話かなと思います。以上です。
0:58:32	はい。規制庁仲です。今回の系統自体がですね実は第2回以降ということで本当は、
0:58:39	そういう基本設計方針なり共通的な方針なりというところを理解した上で、詳細にどういう期間とかって、年齢にいかなくちゃいけないというところでそれぞれ、
0:58:51	詳細は多分し、実際の申請会でまた改めて聞くということではあるんですけど。
0:58:59	今回第1回ということじゃどこまで深く掘り下げるかというところではあるんですけども少なくとも基本的に、それぞれの配管なり弁なりフィルターというものをどこまで、
0:59:12	プール勝手に食うがある程度のご理解を受けた上で
0:59:16	あとは個別の話として、具体的にその系統図提示いただいでるので、
0:59:24	実際は新生会ではあるんですけども少し、
0:59:28	その内容自体どういうものかというところを、今回示していただいた上でですね。
0:59:34	それで、ある程度理解を深めていきたいと思ひますし、あとは基本的なところは共通の方で、少し記載をしていただくと、そういうこと。
0:59:44	で、整理いただくことかと思ひますがそんな感じでよろしいでしょうか。
0:59:49	はい。乳井西田でございますはい。そういう形で対応させていただきたいと思ひます。
0:59:55	ちなみになんか、随分前にはなんかフィルターどこまで取るカードみたいのを少ししたところが、なんかそんな時は北井がメインであってあんまりなんか行きたいとかいう話はなかったような気もして何か。
1:00:07	そういう方向性なんですかねまた改めてそこ確認はするんですけど。
1:00:12	はい。日本原燃志田でございます。確かに共通ブロックでフィルターとか

1:00:19	主要な機器としては周表面等にする物の考え方を確か書いていたと思いますそこでもちょっと燃交うまくはかろうかと。
1:00:27	おっしゃっていただいてその時にも説明したのは、フィルターについては、公衆であったり従事者への被ばくの管理被ばくを防止するという観点での、
1:00:39	ある一定の利益なり何なりを担保するというのを約束してるものが、
1:00:46	機器として収納対象認定されるものという整理でございます。そういったことも含めて企画グループと全共連のところ部分石田から共通影響で反映すべきことをそちら側にもちゃんと書いて、
1:00:59	読みとのリンクが変わるようというところで全体整理をしていきたいと思えます。
1:01:04	はい。規制庁仲です。よろしくお願いします。
1:01:10	規制庁迫です。すいませんコサクですけどちょっと脱線するかもしれないんですけど、今のお話でフィルターなり、その横にある計測器とかも含めてですね。
1:01:25	どういう機能について登録するんだというところで、整理がされると思うんですけど。
1:01:33	一方でこれ流路としては必要だということがあってそれについてどう考えるんだっていうのを少し前も話をしたと思うんですけど。
1:01:44	とそれはどういうつもりになってるのか前はその、ここが空白になっちゃったやつを、中尾実線で結んでるっていうことかとは思いますが。
1:01:55	それってどういう意味っていうので、フィルターなり計器なりを、粒度としてどう作るんだっていうところ能宣言なり何なりっていうのは、何か整理されてるんでしょうか。
1:02:11	はい。乳井西田でございます前のお話は確かにあって配管の一部だと、流動の一部として設定する場合に、ここは
1:02:22	ある種、
1:02:25	配管のバウンダリとしてその力が入るのかっていうのを考えた上でコミュニティが必要ですよねっていうような議論があったと思いますただ、今関東させてしまってるので、書きゃ整備がにわかになてないと思ってます。
1:02:37	教えていただければ、枠で囲って、ここは細管の一部としても、多少形状が違う市の配管の一部ですというのがわかるような、乾の方法。
1:02:48	もう含めて考えますと言ったような気がしますけどちょっとまだうまく示されてないのでそこは大枠として申請の方がいいのかなという気はし

	てますがちょっと中で検討した上で、お示しの仕方を工夫したいと思います。
1:03:05	はい。補足です。この表示の仕方っていうのもあるかもしれないんですけど、私としては施行の時にちゃんとそのバウンダリとして意識をして、
1:03:16	設計する、施工する管理すると。
1:03:19	いうことに繋がってればというところがメインに意識をしておりますのでそのあたりも整理いただければと思います。
1:03:27	ちなみにちょっとさらに脱線して申し訳ないんですけど、大分当初の上流にその所、要求事項とかですね、求める機能とかを丁寧に書かれて、
1:03:39	きたんですけど、これってあれですかね、ヒアリングの補足の別紙ということだけにとどまらず、今後の構成管理としての当初の、
1:03:50	素材にもなってくっていう感じまで意識されてるんですかね。
1:03:55	はい。乳井西田でございます。今、9っていうのはあんまり意識はしてないと思うんですけど、私この構想で作らせた理由は一つは、うちの中でちゃんとその求められる機能とか、
1:04:08	その系統結成の目的がちゃんと理解をした上で、やはり設計管理施工管理維持管理っていうのをやってもらう必要があるんで、こういうのだけをちゃんと作った上で残していくっていうのが、必要なのかなということも変わってですね。
1:04:23	全体頭絡めて、いろんなことを書き下して整理をしていくということをやらせていただこうということで、いや、今、整理させていただいたところでございました。
1:04:35	伊達です。状況わかりました。一方で見鉄塔構成管理に大分近づいてきてるなっていう感じがしているので、
1:04:47	とあれですかね、原燃ももう着手しているんですかね。
1:04:53	一応保安規定上もそういうことをやるっていう方向にはなってたとは思いますが。
1:05:07	はい。与儀西田でございます。原子力管理部隊は確かにもうそういうフェーズに入ってなきゃいけない。
1:05:14	施設です。それで最初には当然今ものがあるって、をした上でということなので、そういうことを速やかにやるという実施ボックス間の警察しながらと言いつつも、
1:05:25	今の中でちゃんとここベージョン管理、例えば設計図面の紐付けなり何なり、管理の仕方をちゃんと決めてやらないといけないっていうことを意識して社内で制限を始めているところでございます。
1:05:38	はい。コサクです。

1:05:39	大分いい資料になってきたと思うので、この場限りにせずにですね、そちらの方にうまく融合させられるようにしてもらえればなど。
1:05:49	思いますし、そちらで整理をしているものがこちらに持ってこれるのであればそれもそれでいいでしょうし、
1:05:59	無駄にならない、無駄にならないってちょっと語弊がありますかね、今後にも繋がるようにしっかり等整理をしてもらえたらというのが、思いですので、
1:06:12	うまく連携してというかですね、情報見て、対応いただければと思います。よろしくお願いします。
1:06:18	はい、乳井西田でございますありがとうございますそういうつもりで対応していきたいと思いますはい。ありがとうございます。
1:06:28	規制庁がです。あと、確認していく観点でこういうのがあると、確認が少しスムーズになりますというところのコメントになるんですが、23 ページ目、抽出リストのところ。
1:06:43	これそれぞれの機器がどこのエンジニアにフローダイアグラムにあるかって言うのが、
1:06:52	必ずその必要になってきてリストの方に一生懸命まずはそれを書いて、配管リストなんかと照合したりするので、それを追加いただくっていうのはどうでしょうか。
1:07:14	はい、二本木委員。
1:07:16	石田でございます。
1:07:19	熊野によって逃げるところもありまして、最初に細田何とかの際ではないんですけど、最初理事が風紀過ぎて、ちょっとそこは、
1:07:29	番目、なるべくそうなるように努力はします宇井という事を公開すると難しいです。以上です。はい、規制庁化ですできれば結構ですので、ただ、今回機械で1 ページ。
1:07:42	機器リスト1 ページぐらいしかないですけど。
1:07:44	大量の機器が入ってきたときにそれがどこにあるのか探すだけでも結構、
1:07:50	利統率、費やすというかですね、少しその確認の観点でも配慮いただくと助かりますそちらの組織の中で確認する上でも、
1:08:02	おそらく初めにまずどこにあるのかっていうの確認。
1:08:05	そういうところから始まると思いますので、その辺加えていただくと助かりますんでよろしくお願いします。

1:08:13	あと、二つ目としまして23ページ目の備考心が結局配管リストの方に展開されているというところで、先ほどの共通09本部の方の説明でも、
1:08:27	この備考はあくまで履行だみたいな扱いだったんですが、
1:08:30	結局、この情報が、
1:08:33	エンジンフローダイヤグラムの中でどこにあって、配管の、
1:08:37	ここを通っているかというのを確認する材料になってきまして、
1:08:42	何でこれ備考扱いなんでしょうか。
1:08:49	日本原燃の菊池です。共通06だったと思うんですけども同型同型に関しては仕様表名称としてはですねA系B系と死なせずですねまとめた形で、例えばですねイオン系。
1:09:04	家城笹生とまとめた形で主要拠点に木藤記載させていただこうと思ってございます。ただしですね仕様表等、配管のですねフロントを記載する上で、
1:09:15	どちらの配管かも明確にならないというところもありましたので、こちらはA系B系は残した形で見次のページの24ページ目のフロムツーではA系B系の記載は残した形で記載してございます。
1:09:28	以上です。はい。それ超過です。その辺は、事情は理解しているんですが結局、
1:09:34	備考に書いてあるところがすごく重要な情報というかですね、備考は備考で結構なんですけど、これが機器番号。
1:09:45	等離れているっていうところもちょっと、
1:09:49	確認プロセス上あり、
1:09:52	ちょっと合理的じゃないところがありまして、
1:09:55	そのリストの中でですね。
1:09:58	まず、その数量をチェックしてそのす、それぞれに整合した機器番号がついているかっていうのをチェックした後に、
1:10:09	配管の方に行って、それぞれ理系だったんだということでまたその機器番号とその備考にあるようなもの、整合性チェックみたいなことが必要になって、
1:10:20	きて、それだったらその機器番号と備考のところ少し力ついたりすると。
1:10:27	助かるんですが、どうでしょうかという、また表のフォーマットの話になってしまいますので、
1:10:34	ちょっとあんまりよくないかもしれませんが、いかがですか。

1:10:39	日本原電の菊池です。衛藤主査飯野四方をちょっと考えさせていただき ますが機器番号の後ろに括弧書きで書くなり一律そこに立つなりして、 動画と同型でまとめているものに関してはちょっと記載を工夫させてい たいただきます。
1:10:54	以上です。規制庁岡です。それで十分かと思えますんで、すみませんし っかり表ができてるところで申し訳ないんですが、その辺は少し配慮い ただければと思います。
1:11:04	あと 24 ページ目の機器名称。
1:11:08	のところ、配管リストの機器名称、これもですね結局、
1:11:13	F Dの方では番号で見るのでまずここの機器名称に番号を振る。
1:11:20	んですねその機器の番号紐付け番号。
1:11:23	なんでそれもあるとすごく助かるんですがその辺はいかがでしょう。
1:11:35	ちょっと確認、日本でですね、確認ですけど聞き名称配管名称のところ に A 系 B 系、例えば日本経営廃液検査と A B のところの後に機器番号、 別途ですか。それとも、
1:11:49	はい。そういうそうですよね。そういうのがあると、まず、そこに、
1:11:55	機器名称のところにその機器番号、機器の紐付け番号を書いてその機器 の紐づけ番号から、F D 上に飛んで、それがちゃんとあるかというのを 確認する。
1:12:06	のが合理的なんですけど機器名称のところに数値打つっていうのが結構面 倒くさくてですねそういうのを、初めからついてると助かるなという意 図なんですけど、いかがですか。
1:12:17	日本原燃の菊池です。ちょっとこちら使用表明書を意識して記載してい まして主要弁とか密閉に関しては弁番号を記載することとしてたんです が、ちょっとこちら名称の付け方に関してちょっと発電どう踏まえてち よっと。
1:12:35	考えさせていただきたいと思いますがいかがですか。はい。以上です。 そう。そういう事情もあるかと思えますんで、駄目基づいてるようなと ころもありますよね。
1:12:44	合理的に確認しやすいようになるので少し、何かもしアイデアがあれば という感じで、お願いします。ちょっと私からは以上なんですけど他。
1:12:56	どなたかありますでしょうか。
1:13:00	すみませんコサクですけど、今の話は
1:13:04	ここの機器名称と言ってるのは、設工認の本文で書くことになるんで、 今回の活動のために書いてるわけじゃないから、ちょっと

1:13:17	要望は難しいかなと思いつつ、この表としてさの、結局あれですよ。どこの図のどこら辺を見に行けばいいかっていうのがすぐわかるようになっていう、
1:13:27	思いだと思うので、
1:13:29	その前に話したところの機器のところと一緒に、どの図でとか、そういうのを工夫して書く、備考なのか。
1:13:38	或いは先ほど言ったように名称の後ろに入れて作ってなのかと。
1:13:42	というようなところ少し工夫ができればっていうことだと思いますけど。
1:13:47	県何かいい案とかありますか。
1:13:52	はい、二本木西原でございます。
1:13:55	おっしゃった意見とずっと紐付けでより見やすくなるようなところでB項目使うか、して、皆さんをもうちょっとプラスしていきたいと思います。はい。
1:14:16	規制庁岡です。あと、他ないようであれば、
1:14:21	すいません、規制庁カミデです。
1:14:26	今回これ低レベル廃液処理設備ってことなんですけど、全体として、耐震クラスとの関係を、
1:14:35	どう整理するか聞きたいんですけど。
1:14:40	具体的にこの設備耐震クラス幾つかなって思ったときに、どうやって見ればいいですかね。
1:14:48	日本原燃菊池です。はい。ご声援の底にちょっと耐震クラスの方、こちら記載してございませぬがこちら、使用
1:14:58	耐震クラスCクラスなんですけどちょっとこちら耐震クラス、ちょっとわかりづらいところもありますのでちょっと考えさせていただきたいと思います。以上です。
1:15:12	芦田でございます。今まで、
1:15:15	農繁期書類局でいきますと先ほど申請対象設備ですとまとめた、20ページ21ページ22ページですかねここは、
1:15:24	既設工認ベースでいきます添付について説明したとの高見君に関係しますので、ここに耐震クラスということも含めてちょっと整理をしたいと思います。はい。
1:15:41	はい規制庁カミデです。
1:15:44	結果的にこの設備Cクラスだっていうのは、認識はしてるんですけど、
1:15:51	結果として正しいっていうのリストに入れるだけではよくなくて、重要度分類表と、どう見るのかっていうところだと思うん。



1:16:03	その辺がわかりやすくなるように、表に反映していただくっていう古藤をちょっと考えてください。具体的に言うと、
1:16:13	本当は施設区分、
1:16:15	なり、設備名称が全部載ってればいいんですけど、業務表はご存知の通りそこまで細かく書いてなくて、
1:16:24	設備区分か施設区分かっていうところなんですけど、設備区分も全部載ってるわけではなさそう。
1:16:33	施設区分に行っちゃうと、S2もBにも新放射性廃棄物の廃棄施設があるっていうところで、そこを評価を埋めなきゃいけない手当が必要だと思うので、
1:16:47	わかるように、
1:16:51	これはどの部分に該当するんだっていうのがわかるように、少し工夫を考慮してもらえればと思いますけど、よろしいですかね。
1:17:01	はい。入園者でございますそういう意味でいきますと、この別紙2の1、各別紙の系統部、系統の説明をするところにですね。
1:17:13	施設区分として何か設備区分としたのか聞きたいのかっていうのを、事業変更許可申請とかいろんなものが受けながら、新ジャンルの6月に該当しますということ、
1:17:26	考え方を変えた上で、リストがに反映をするということかなと。そうすると他の設備は、Sがあるやつは、そのSの範囲がどういう考え方なのかっていうのを、
1:17:37	ちゃんとうたった上で、具体のリストに反映されるという形で、今VEGAできるかなと思います。以上です。
1:17:46	はい、規制庁カミデです考え方を記載してもらおうっていうところは同じ認識です系統図に、区分区切りがあるようなところは系統図で書いた方がいいと思うんですけど。
1:17:59	おそらく施設分ぐらいでしか
1:18:03	重要度分類と対応しないので、
1:18:07	今後放射線廃棄物の管理施設について、Sっていうのはどういうもの、BってのはどういうものCっていうのはそれ以外っていうところで考えていて、
1:18:17	今回はそれ以外のデイ・シイなんですみたいな形で施設単位ですね考え方とか、
1:18:25	記載してもらおうとかっていうことでわかるのかなと思いますのでちょっと検討いただければと思います。

1:18:33	はい、弓削西田でございますおっしゃっていただいたのはこれと入江側はCしかないのと一緒にですけど、SとBがあたりとかっていうところ色が分かれてる形で乾岩谷。
1:18:45	李境界がわかるように確かなってたはずなので、それ、
1:18:52	ボックスではなくていいはずなので、ここで、
1:18:56	見ていただければなと思います。はい。
1:19:00	はい。整理の方よろしくお願いします。
1:19:07	規制庁角です。あと、系統関係でちょっと参考として1点だけ伺っておきたいんですが、この低レベル廃液処理設備、
1:19:19	の、
1:19:23	で、
1:19:24	実際これ、
1:19:25	申請開示の時に申請されると、そこに
1:19:30	ズーとかで、系統図説明されると思うんですが、そこの関係ってどういうふうになってるんでしょうか、参考までにかがわせていただければと思います。
1:19:42	はい。日本原燃の菊池です。年を、系統図に関しては今検討中なんですが、基本的にはその使用表対象にある配管名称。
1:19:52	仕様表、今回で言いますと24ページの、
1:19:56	ところですね。
1:19:57	スペックに関してこちらの仕様表であればその配管スペックの並ぶんですがこちらの仕様表の系統図の次の日、次にですねフゾクとして、配管スペックを変えた横に配管番号を紐付けた番号を、
1:20:13	付番していただきます。そちら。
1:20:16	例えばですけど、1番目書いてる、イオン
1:20:19	イオン系廃液処理検査槽A Bカラーで始まる配管に関してのスペックに対して、どこの部分が該当するかというのを系統図で一般語、①番の位置とかそういうのをつけてですね系統図等、仕様表が結びつくような形で、
1:20:35	記載することを考えてございます。以上です。
1:20:39	はい。規制庁岡です。実際の系統図っていうのはこのFDではなくてちゃんと今まで従来の設工認等で示してるような系統図を改めて作ってやるわけですよ。
1:20:54	はい、弓削西田でございます。おっしゃっていただいた通り、設工認の系統図を作ってそういうものをつけさせていただくことに考えてました。

1:21:02	はい。規制庁角です。そこにつける①とかはこのFDと、今回の処理した
1:21:10	配管番号なんかも、猛省もしてるような感じで、申請書に添付されるというような、そういうことなんでしょうか。
1:21:21	はい。日本原燃志田でございます。はい。先ほど局長が説明した資料とのリンク等も含めて図面で番号であったりというのが、この検討の上示しの通り変更した形でお示しできるようにしようと思ってました。
1:21:36	はい。規制庁原です。その辺がふーんリンクしているといいなと思って聞いたので。はい。そのように接していただけたらと思います
1:21:44	よろしくお願いします。
1:21:49	規制庁高橋ですすいません細かいところ2点ほどちょっと確認テイカーの、させていただきたいと思います。
1:21:58	江藤さん19ページのところに、統計係争正確営業盤系の目次で対象とする機器というか
1:22:08	の番号小売価格丸とその裏の次のページは七、八二つ打ってるんですけど。
1:22:13	これで薄々そのすぐ後ろに、系統図がついてるんですが、これのリバイス番号が目次とシートで、1個ずつずれてるような感じがするんでこれは後で確認していただいて多分内容的には変わらないと思うんですが一応、
1:22:29	確認をいただければと思いますので、よろしくお願いします。
1:22:33	はい。電源車でございます。今おっしゃっていただいた39ページ一番右側リビジョン番号と、
1:22:40	41条別の運用MRリブー番須藤田丸ですか、デバイスドームですねここはもうちょっと確認していきます。はい、ありがとうございます。
1:22:53	はい。それと後50ページのところなんで秋田タカナシです50ページのところなんですが、これは赤がついてるところを見ればいいということで他のところ若干手書きで数字が書いてあるんです。これは、
1:23:05	気にしなくていいということでよろしいでしょうか。
1:23:08	はい。乳井西田でございます。はい。
1:23:11	短くて言って私がよくなってますけど。はい。安保君試みていただきたいという趣旨でした。はい。はい。わかりますありがとうございます。私は簡単ですが以上です。はい。
1:23:23	規制庁清水です。
1:23:25	他等の資料について規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:23:36	原燃側からも、この資料について確認

1:23:39	ありますでしょうか。
1:23:42	日本原燃が特にございません。
1:23:46	規制庁示す。
1:23:47	それでは次の資料に、
1:23:50	別紙の 2-2。
1:23:52	最後、
1:23:54	県側から説明をお願いします。
1:23:57	はい。米野イシハラでございます。市民、火災防護設備の消火設備でございまして、見解の構成としては先ほどの資料と同じでございます設備がなが違うだけということでございます。
1:24:13	3 ページの 2 関係する条文等設備の機能を書いているのと、資料の考え方は、4 ページ。
1:24:24	他に 4 ページ以降に書いていますガイドの、機械記載の仕方について、先ほども寺山医長に求めていただいたコメントを踏まえた上でこちらも修正をしていきたいと思っております。
1:24:36	あとは、10 ページ、11 ページ、12 ページの番号が飛んでますけど、12 ページについている上は、真ん中に注釈ある通り
1:24:49	ちょっと動きがあって、今後、訂正をさせていただきたいと。植木委員は、123120555 は、中京金融健一引間波となりますが、井上桑川。
1:25:02	この背景は経理の中身を見たとしても、宮木村に該当するものではないということでここを訂正させていただきたいと、いうことで考えています。小針はとして提示をさせていただきたいと思えます。
1:25:14	それで構成としては添付 2 の 13 ページ以降になりまして、江藤委員の結果ができたものを合体させたものということで、
1:25:22	整理をしたもの。
1:25:25	あとテンプさんが
1:25:29	27 ページから機器の抽出結果会館が 19 ページということで、具体的な例の結果は、50 ページ以降についてございます。
1:25:41	記載の仕方、考え方については先ほどと同じでございます。この制度の引き出しで、資料にしないところの考え方を変えたりということで整理をさせていただきました。
1:25:52	はい。あと
1:25:54	各例えば 10 ページの左側にある、集会の名につきましては保険は、
1:26:03	概略的にやっておりますので具体的な分娩の分数は、他の図面で確認したということで、30 ページ以降に 4 名の図面をつけて本数を確認した結果を書かさせていただいてます搬送は、

1:26:19	いわゆる先ほどの機器の抽出結果と、
1:26:22	いうところに表のページとこの数量が反映されているということでございました。
1:26:27	今日説明は以上になります。
1:26:30	金城驚見です。ただいまの説明について規制庁側から確認ございましたらお願いします。
1:26:38	規制庁のタジリですこの資料について幾つか確認させていただきます。
1:26:43	まず、
1:26:44	三角になってしまうかもしれないんですけど、3ページ目のところにおいてなんですけど。
1:26:50	この資料に関しては、概要の一番最後を書いてあるように木曾ガス消火装置だけを説明するものということでいいか。
1:27:00	1種は何かっていうとその下の方に行く等、ブロック際の方の消火設備の話とかも何か所々書いてあったりはするんですけど。
1:27:09	それは何か2-2-3ですって今回2-2-3は出てなかったりして、とりあえずこの資料は2-2-2として窒素ガス消火設備だけを説明したいと思っておけばいいですかね。
1:27:19	はい。イメージでございますはい。消火設備のうちの窒素消火設備だけを抜き出し今博士しよう説明しようということで方針を出してます他の設備についても同じような展開をして整理をさせていただきます。
1:27:33	規制庁田尻です。はい。最後ある程度パッケージになればわかるかもしれないんですけど、2-2-3の情報とかがここにある意味とか、何かいまいよくわからんところとかがあるので、最後、綺麗な形で整理させていただければ特に文句あるわけではないので
1:27:47	とりあえず、窒素消火設備について説明ってことで理解はしました。
1:27:51	その上で
1:27:54	すみません先ほどのオオオカの説明とかぶるようなところろうもあるんですけど、例えば5ページで、0から抜粋されて図が書いてあったりするんですけど。
1:28:03	どう、
1:28:04	収穫し配管の範囲に関して区域境界までという形になっていて、ノズルの手前とかまでも含まずに部屋の天端部屋の境界部のところまでっていう形にしてるんですけど、これは部屋に入ればいからここまでお支払いするとかそういう考え方ですかね。

1:28:21	はい。日本原燃志田でございます。1課が今おっしゃっていただいたように前の部屋に法律できれば、私、足りるということで、そこに限ってということでございます。
1:28:32	規制庁田尻です先ほどのオオオカのやりとりで、補足できるとか補足できるようにされると思うのでこれ以上細かなところは言わないですけど推定できるようなもので何でもかんでもかけたのではないんですけど。
1:28:45	原燃においてぱっとわからないようなものがあるのであればそういった点に関して補足よく入れといていただければと思います。
1:28:53	はい。入社でございます。全体見て先ほどの手配と同じように具体的に足さなきゃいけないところを展開をし記載を充実していきたいと思いません。
1:29:04	規制庁谷井ですよろしくお願いします。22ページ、すいません。こちら先ほど中川の質問にかぶるような形になるかもしれないんですけど。
1:29:15	窒素紹介の選択弁のユニットがあるかと思うんですけど。
1:29:22	この図面は多分し配管から除外してるような形になって、
1:29:27	要は何かっていうと、天野所の問題の方のユニットのところは土橋大木の方のユニットのところは登録されていて主配管も登録されてる形になると思うんですけど。
1:29:38	これ弁ユニット等の部分は、
1:29:41	何か空白になるんですか
1:29:47	はい。入念に調べてございます。イメージとしては資格があってユニット名が書かれてっていう、単純な構造のものが図れるというイメージでございます。
1:29:59	規制庁帯磁率趣旨は何かというと窒素ガスのポンベのユニットは登録されていて主配管も登録されてるんですけどこの弁ユニットは登録してもいいんですよ。なんで主配管の経過としてこの部分が飛ぶ形になるようにも見たのでちょっとどういう状況かなと思って確認してるんですけど。
1:30:15	はい。有限会社でございます趣旨は、ポンベ、消化ガスの部分で、本部から一括を出して、オオハシとして紹介をするという。
1:30:28	機能からした時に必要な手法として必要なのが、一番左側にいる、消化剤を持ってるもんだということで整理をしました。ユニットとして販売しますので、ここは配管の規定への資格報告第で、
1:30:43	連絡弁等ですよということを書いた上で、そのままフロー配管が繋がっているという意味について、現在の所は書こうと思ってました。

1:30:53	清家大谷です。
1:30:56	この弁ユニット等の部分は、一応、
1:31:01	主経路として登録にはなってるんですかね弁ユニットっていう名前で登録はしてないけどそこを通ってる配管は主配管ってことになるんですかね。
1:31:10	はい。弓削西田でございます車両としての設定はします。はい。
1:31:15	消えちゃった時ですちょっと図面を見た時にこの枠囲いってのはどういう意図かってのが域内の設備一覧表と照らして何かまいちよくわからなかったんでとりあえず腫瘍を教えるようになっていて、
1:31:25	メリット部分に関しては、出るような形には見えるけど一応経路としてはその中のもの、いろんなにも出してないけれど、一応流路としては、色塗りをしているっていうのがこの図のイメージですかね。
1:31:40	はい。ユニシアでございます。おっしゃっていただいた通りです。ちょっと、もうちょっと工夫があるかもしれませんが趣旨としてはそういうこと体力的に無理をしました。
1:31:49	生協谷井です一応、主流論なので一つの大きな流れが途中で途絶えてるようなこと実際にならないでいただければ、それがわかる図になってれば向こう特につける気持ちはないので、ちょっとこの図だけを見た時にこのユニットの扱ってというのが、
1:32:03	特に登録されてないBユニットに関しては、何か確認がしづらいところがあったのであの考え方だけでもどっかに書いといていただければと思います。
1:32:12	はい。
1:32:14	コサクですすいませんちょっと私もわからない。
1:32:18	ところが、今のであったので、教えていただきつつ、どう書いていいかということも含めなんですけど。
1:32:28	まず、この弁ユニットっていうのは一つの登録機器っていうことでいいんですね。
1:32:41	すいません西田でございます先ほど私がちょっと曖昧な答えをしてしまったかもしれません。配管のロット経路の一部としてエントリーしますので企画室の名称が出てこないということです。すいません。
1:32:56	コサクですとそうすると一フィルター。先ほど話をした、一般的なゴミを取るフィルターとかケーキと同じ扱ってことですか。
1:33:08	はい。日本エリアでございますそういう整理をさせていただきました。
1:33:17	後、コサクですわかりました。
1:33:22	わかりましたといつこれユニツとって、

1:33:27	電力から、
1:33:30	これで何か一つ塊になって、ケースに入ってるみたいなものと思ってばいいんですか。
1:33:38	はい。稲嶺志田でございます。そうですね一つのケースに入った後の、
1:33:43	容器内はねボックスに入った塊ですね。はい。
1:33:48	補足ですわかりました。
1:33:53	このユニットの中にボンベが書いてあって、
1:33:57	多分、A p pなんだと思いますけど、弁を、
1:34:02	弁にくっついてるのと、外に出てい。
1:34:08	なんか本別の方に繋がってるように書いてあるような気がするんですけど、これって何ですか。
1:34:15	はい日本原燃イワダテでございます。今コサクさんおっしゃっていただいた、答弁のユニットの中にあるボンベから出てる配管系ですけれども。
1:34:26	これについてはこの選択弁ユニットの中にあるボンベからまずこのユニット内に弁があると思うんですけれども、ここまで平木に行くっていうのが一つ目の。
1:34:36	目的ですねこれを、ここを開いて部屋にガスを防止するための経路を確保するというのが一つ。もう一つはですね、このユニットからまたその外に出ていて、
1:34:46	伸びてる線があるんですけれどもこれが左この図でいうと左側にガス料金、貯蔵、どうぞ木曾ガス料金等々、左側にたくさん本である。
1:34:57	ラックがあるユニットがあると思うんですけれども、この中に実際に部屋に消火ガスを充満するための消火ガスのボンベがあるんですけれども。
1:35:07	この面を、さっきのベント中にある。
1:35:12	ところの本目の枠を使って五つの弁を開いて、実際に消火がそこから流れていくというようなための経路になってます。以上です。
1:35:24	規制庁コサクです。それで言うと、
1:35:29	窒素ガスのボンベの方の部屋にくっついてるみたい書いてますけどそうではなくて、省略してるだけで各ボンベのバルブにまで繋がっているってということですか。
1:35:44	はい。日本原燃イワダテでございます。今古作さんおっしゃっていただいた通りで行くまで認める口までにしかせないように見えるんですけれども実際はその分娩のところの1、



1:35:54	弁っていうか本ところまでどうかみたいなのといえるというような形になってます。
1:36:03	コサクですわかりました。それは、
1:36:08	冷房、
1:36:10	あれです。
1:36:11	こうね、※4が振られてって、
1:36:16	非道用ガス配管等の動圧配管を示すと。
1:36:21	ということですけど。
1:36:26	広井様かす配管っていうのはどういう意味。
1:36:33	はい日本原燃イワダテでございます城戸様が細管の言葉の意味ですけれども、今の
1:36:42	この図で左側にあるガス要求にと、これを開くことで消火ガスが部屋に流れていきますよという意味での消火ガスのポンペを開くという意味での起動用っていうそういう意味で言葉を使っておりました。
1:36:59	8コサクですわかりました。
1:37:02	それ、話を戻しますと、
1:37:09	その窒素ガスのこのポンペの本数みたいな話っていうのは、概念図なので、
1:37:15	途中、
1:37:17	概念図なのでというので後ろにDACの、
1:37:21	図をつけていてということなんですけど、
1:37:26	この図とそちらの図の関係性はどういうふうに見えるようにしているのかということ。
1:37:33	お聞きしたいのと、一番大元は連ユニットの方も、配管についてはこうですよとかっていうようなところが、
1:37:43	分かればなあと思って、同じようにこのユニットの図を付けてこの間はこうで、
1:37:50	弁がどうでとかって、わかるようにできるのかなとちょっと思ったんですけど。
1:37:55	弁ユニットの方はフィルターと一緒にだっって言われてしまうと、
1:38:00	配管をどうこうでもないので、
1:38:04	さてどうしたものかとは思ひ。
1:38:07	つつなんですけど。
1:38:12	なぜはそのポンペのラックとの関係ってのはどういうふうに整理をされてるかを説明していただけますか。
1:38:20	はい日本原燃イワダテでございます。

1:38:27	少々お待ちいただけますか。
1:38:37	すいません少々お待ちいただくという意味はちょっと社内の保証がかかってますのでちょっとすいません思っていただけだと思います。
1:39:08	と原燃の社内放送の間にちょっと規制庁内でなんですけど。
1:39:13	鍛冶さんと聞き、選択弁ユニットって起動に対して非常に大事な役割を担うってことなんですけど、これ登録機器じゃなくていいんですかね。
1:39:24	鍛冶です次の質問で聞こうと思ってすいません。最初僕はこいつじゃなくて下に書いてある青字で書いてあるような選択原因にとって明同様みたいなやつがいたんで、こいつ何で登録じゃないんですっていうのを聞こうと思ったんですけどこいつも機能っていうのが今わかったので、
1:39:39	こいつの扱いを聞かなければいけないと思ったんで、すいません都築校とまさに思っていました。
1:39:45	榎さんのところは、補足ですわかりましたじゃその話を踏まえてどういうふうに表示していくかを、実施をしましょう。
1:39:52	はい。了解です。
1:39:53	現年回復したようなので説明をお願いします。
1:39:57	はい。日本原燃イワダテでございます。まずすみません先ほどのコサクさんと佐治さんのお話も踏まえてということになるかもしれないんですけども、まず、ちょっと、
1:40:09	まず貯蔵容器のこの図左側の統括要求入戸等、実際のそのボンベの配置構成図ということでのそのこの紐づけにつきましては、
1:40:20	今、この、
1:40:23	同図のページでちょうど意識が強いユニットと、多分この、
1:40:28	この図のですね、上の方に行くとユニットの1-1とか1-2とか、現場がついてると思うんですけども、こちらとあと実際の等々シビル30ページになるかと思うんですけども。
1:40:40	こちらの実際のボンベの構造が見てると、ここについて
1:40:45	構造図のですね、右下のところに四角1とありますけれども、ここですれ入戸の名称と体系図ということでお示ししてそこで同定を図っていると、まず一つ目はそういったところでございます。
1:40:57	すいません。もう一つ、先ほどの話の中でありました起動用のボンベの扱いだったんですけども、ちょっとまず整理としてはですね、消火としてのその主たる機能なんですかというところで整理した時にちょっとまずは、
1:41:13	この貯蔵ガス料金とのボンベから消火活動、ボンベのガスがちゃんとボンベからガスが流れていくことだろうということで

1:41:23	消化ガスの藤根本のボンベから、放出先というところまでを主流路というふうに考えていたんですけども、先ほどのちょっと詭弁の絡みについてはちょっとそういったところで現状外したところがあるので、その扱いについてはちょっと整理させていただくことになるかと思えます。
1:41:42	コサクです。まず最初の説明なんですけど、図の番号なり、名前でわかりますっていうことではなくてですね。
1:41:54	何で構造図つけてるんですかっていうこと自体がわからないっていうことなんですよ。
1:42:02	僕は構造につけてるかってつけてないわけですから。
1:42:06	何を説明したい図なのかその説明がキリストからですね繋がるように、ちゃんと整理をしていただくということで、
1:42:16	そう、最初に前のもので下からも話ありましたが、リストでそれぞれの図に突風のがわかりにくいというようなことと一緒にですね。
1:42:27	系統図をつけてるところの関係性ってのも、
1:42:30	ちょっと少し考えていただければなと思います。系統図をまたぎでもいいんですけど、その辺りよろしくお願いします。
1:42:40	すいません。まず、はいどうぞ。
1:42:44	今回構造をつけさせていただいた理由なんですけども、今回コンビ日当の方で機器が出てくるんですが音使用表を記載するか考え方として容器として、
1:42:56	遠藤伊勢さんにですねこちらは先ほど石堂も説明あったんですけどもちょっとボンベユニットだけだと、ボンベ本数とかの個数をですね指標で書く時にですね、申請対象設備を明確にするという観点にいけますが、
1:43:08	明確にならないかなというところでええと補足として構造図を見てボンベイとして要求を申請する上で個数を明確にするという観点で、今回構造今回こちらに関しては、
1:43:20	ちょっと特殊なんですがつけさせていただいたというところで考えてございました。
1:43:25	以上です。そこら辺に関してはちょっと説明が足りてないのでちょっと補足させていただきたいと思います。以上です。はい加来です。説明いただいた内容は最初に石原さんから聞いて理解はしたんですけど。
1:43:37	これも書くと同じですけど、今後同様なものがあつた時にいちいち聞かなくていいと思うので、系統図なり、機器リストなりでその旨を書いていただきたいと思います。

1:43:51	一応構造図のところに四角囲みで本数を云々度とは書いてはいるんですけど、ちゃんと上流からわかるようにしていただければということでもよろしくをお願いします。
1:44:01	後半部分についてはタジリに一度返しますのでよろしくお願いします。
1:44:08	規制庁の館です。今の工藤様のやつの話なんですけど、すみません。自分、最初に10ページを見たとき下に
1:44:17	同様の話があって、起動用か起動用かつ余計にとったやつがいてこういった機能評価と思ったんですけど、今のお話だとこの経路にいるやつも、機能用地は、まず確認なんですけど。
1:44:28	左下にいる軌道用っていうのはこいつは批判重要なんだっけ。
1:44:34	はい日本原燃イワダテでございます。はい。そのご理解で結構です。
1:44:40	規制庁丹治です。なんで非安重だからこいつは入ってませんよって。単純な話に戻ってきてなんですけど。
1:44:47	なんか今の状況で言うとユニットに関しては、設備としても出てこなくて配管投資の絡みとしても出てこなくて全く書いてないような形になっていて、
1:44:57	主配管っていうかどうかっていうところはあると思うんですけど、ものとしては
1:45:03	他施設の火災と違って御社におけるとこれ事故対処設備だと思っているんですけどちょっとこれひょっとしたらグローブボックスじゃないから事故対処設備がないとか言って、場所によって違う使い分けてる可能性もひょっとしたらあるかもしれないんですけど。
1:45:15	火災対策の位置付けは御社においてはそれに高いものかなと思ったんですけどそのあたりをどのように考慮されてますか。
1:45:23	はい。与儀西田でございます。
1:45:26	そういう意味では提出の範囲での消火設備も、グローブボックスの消火設備も、基本的な考え方は同じで思っていました。
1:45:37	ちょっと今日、八木事故対象ということと火災による火災による影響というような事故への外部への影響というのが一番、一番というか四つのこの設備の事項になりますので、
1:45:51	そういった部分を踏まえた上で営業するかということで、整理を今一度させていただきたいと思います酒類の加藤吉江ではないと思うんですが設備士が公募しないっていうのは、
1:46:02	いかななものかというのは確かにおっしゃる通りだと思いますのでその整理をさせていただきたいと思っています。具体的には系統別に統合するというを示すであったり、

1:46:12	基本的にそういうものがあるということを登場させるとかっていうのも含めて整理をさせていただければと思います。
1:46:21	長タジリですおっしゃっていただいたようにですね御社においては、結局外に出てきてないトラブルとか事故ってというのは火砕岩中の許可で宣言していて重きを置いているような対策になっていて、
1:46:33	極端な話このクドウ用のやつが黄色のの機能容器同様の元のところがなければ結局問題があっても動かないという整理なような気がするので、それを全く登録しないというのは、多少違和感あるかなと思うのでその点も踏まえた上で整理をいただければと思います。
1:46:52	小阪です。
1:46:54	今の整理の上ではあるんですけど、
1:46:57	もし、
1:46:58	登録しないってなったときに、じゃあこのユニットだからといって中の配管を登録しないのかっていうのもちょっと違和感があってですね。
1:47:07	ユニットという名前で配管を登録すりゃいいんじゃないかっていうような気もしますし、
1:47:13	そういった点も含め、どういう対応がはい、適切なのかっていうのを検討してまた説明いただければと思います。よろしくお願いします。
1:47:24	はい。弓削西田でございます。おっしゃっていただいた通り
1:47:30	当面この案に対する消化ガス放出系統の一部をなしている、バリューオガセってないんですね、こういったところにはやはり一定の機能、条件変更という耐震を含めた、
1:47:46	要求が変わる、ということもありますので、そこも含めてちょっと考え方を整理をした上で、漏えい防止の仕方をするのかというのは5ページをさせていただけるようにしたいと思います。
1:48:06	規制庁田尻です。今回は主配管の整理っていうところがあって、そこに重きを置いて多分説明してるところが多いような気はするんですけど、必要なものなんですかっていうところはしっかり整理した上で抽出していただいた方が、抜け漏れはよりないかなという気もするので、結局御社の設計方針に対して必要なものを抜いてくるっていうところだと思うの。
1:48:26	確かに分ユニットっていう名前のものがどっかに書かれるかっていうとそのまま書いてないかもしれないんですけど結局こいつがないと機能しないのかっていう話もあるとは思うのでよろしくお願いします。自分からこの資料に関しては基本的が一番最後の方に言ったやつが一番かなと思

	いながら見ていたので、他にはないんですが規制庁側から他に何かありますか。
1:48:54	規制庁田尻です。なさそうであれば今日の資料一式の振り返りですから、角田見事に特にしてなかった気もするので一色に対して振り返りを原燃からお願いします。
1:49:08	はい。南野イシハラでございます。共通 09 全体の枠組みの整理は許認可業務課の方でやってますので、振り返り続けて私の方でさせていただきます。
1:49:20	教育五級前番号 2 全体でもですね、こちらに休憩は今、全体のフローだったり、それぞれの費用との関係であったりという、示しをしたんですがやはりそれぞれの関係であったり、頭ぐらいの時も、
1:49:36	繋がりはわかる方とか言い方ありますのでそこを整理をさせていただくと。
1:49:41	いうことだと思います特に 10 ページの、前回の話とそれ以降のフローとか、子供部会が違ったりというところの整理、あとは利益で項目はご覧の中に言及がないと。
1:49:57	いうところもメール化して整理をさせていただきたいと思います。
1:50:01	はい、古川共通状況本体の方です。別紙の方に行きます別紙 2 の 1 の定例廃棄の方ですが、最初に古谷有田の銘苧松木村野式をやってお出しをしたいと思います。
1:50:17	あとは、主に考え方のところの資料の書きぶりですね、業務部の話というところは、
1:50:27	根づかしてた文章を構築したいと思います。
1:50:31	あとは、共通 0 系本体に書いてある事計ナイフを重複する部分、それぞれの役割のために押してへのリンクかというふうにもう一度審議させていただきます。
1:50:43	あとは、全般的にやはり抽出率等々商業エネルギーのですね、高等の関係の 200 億でできるようにと整理をさせていただくと。
1:50:57	いうことかなと思います。
1:51:00	あとは、資料の一部であるけども、機能として使用箇所にしないうとして別途説明を充実させるということ。
1:51:11	あとその井戸水の仕方ですね、議案配管の一部として見るものの中の機器が入っているものの示し方をちょっと今一度整理をして展開をさせていただきます。
1:51:23	はい。等は、それ、耐震工学ですね設備、施設課の方は設備の耐震化をどう考えるかということについては文章場で拡充し経理ストップ。

1:51:37	計画局も含めて整理をさせていただくと。
1:51:41	ということです。
1:51:43	それが、低レベル廃液処理設備の範囲ですね。あとは火災の方、消火の方については、秋谷がやはり選択弁等の位置付けの整理ということかと思えます。ところが、
1:51:56	都築であったりする申請書の設備遡上の示し方であったりというものを整理をさせていただきます。
1:52:04	あとお仕事説明した文面ってのは構造に向けての理由のところですね全体の資料の1回見て全体の繋がりがちゃんとわかるようにさせていただきたいと思えます。
1:52:16	はい。以上です。
1:52:21	コサクです。弁ユニットの扱いの話なんですけど。
1:52:26	これ単品でやるというよりは、ボックスの一番大事なそのグローブボックス消火系。
1:52:33	も含めてですね全体としてどういうふうに考えるんだっていうのを、
1:52:37	話をした方がいいような気もするんですけど。
1:52:42	そちらの方の説明はいつぐらいに予定しててそこまでに間に合うかとか、そこら辺の状況ってどんなもんですかね。
1:52:51	はい。乳井西田でございます資料の提出も迷って田代形27日に予定してましたけれどもちょっと今回のやつも、の対応でねパッケージで考え方の整備であったりというのを超えてあって、多分今間に合うと思えますので、そこに入れ込んで、
1:53:10	エンパイア区分を含めて説明できるようにしたいと思います。
1:53:15	はい。補足ですよろしく申し上げます。あとその前にお話した構造の厚く意図みたいなことなんですけど。
1:53:25	資料の1、後ろに参考としてつけられてるところには当初の関連整備というのは書いてあってですね。
1:53:33	それを見ればわかるかなと思ったので、それをちゃんと上流に書いていただければと。
1:53:39	ということかと思えますのでよろしく申し上げます。で、この参考なんですけど。
1:53:44	別紙2の2-1、2-2の2それぞれついてるんですけど、基本すべてのものに付け、
1:53:53	で、
1:53:54	行ってるっていうことで理解をしておけばいいんでしょうか。
1:53:58	はい。いうエリアでございます。

1:54:02	はい。いつもいつも言い方が丸腰恐縮ですけど、工夫はという前提条件がついてしまうところで、恐縮でございますもうこれは全部これをつけた形で最初にちょっともうちょっと工夫をさせていただくことになると思います。以上です。
1:54:20	はいコサクです。
1:54:22	それでいいと思います。
1:54:25	大体見方みたいなことは共通してると思いますし、それ以外の参考についてはそもそも参考がなくてもいいように、上流で図書の関係を整理してということだったので、
1:54:39	わかるようにしていただければで情報が抜けがないようにまとめていただければいいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。
1:54:49	規制庁仲です。
1:54:51	ちょっと今後の進め方についての確認なんですけれど、今日、一応、複数の代表例ということで、
1:55:01	ヒアリングをしてですね、形式的なところは随分前に比べれば、
1:55:07	見れるような感じになってきて議論もできるような体裁ではあるけれど、若干少しわかりにくい部分もあるのでそこはそこで、
1:55:17	今日コメントを踏まえて修正いただくということで、あとは個別の低レベルなり火災防護というところではそれぞれ、
1:55:30	論点となったのは、ここのフィルターとかそういうユニットについて
1:55:35	対象となり得るのかなりえないのか、こういうところがその上流である共通で、ある程度基本的な理解が、
1:55:43	示されているかどうか必要であれば反映すると、あとは個別のそれぞれの設備で、
1:55:51	特徴だったフィルター、例えばフィルターであれば、マイルいらないというところが、今主配管しか書いてないけど、そういうところも、フィルター等も含めて少し、
1:56:01	それぞれの設備特徴のあったものをですね、追記いただくとそういう姿勢が必要だということで、これはこれで、今回の低レベルか最後もう一度ぐらいヒアリングをやるという、
1:56:18	理解ですけれど。
1:56:20	それを踏まえてこの後再処理なんですけれど、再処理で言えば溶解設備というところで、
1:56:27	これはMOXのコメントを踏まえて、また、随時、反映してですね、ヒアリングをしていくと。



1:56:35	いうところなんですがここはタイミングとしてはですかね、葛西と低レベル。
1:56:41	もう一度ぐらいヒアリングをすると大体、
1:56:45	程度感がわかってそれを踏まえて溶解設備というのが出てくるのか或いは、
1:56:50	今日のコメントを踏まえればある程度溶解設備の方もつくれて並行的に進めていくというのがそこはど、どういう感じで進めていく予定でしょうか。
1:57:01	はい。日本原燃棚田です。中澤さんおっしゃる通り溶解設備の方も、提出に向けて準備を進めている状況でございました。ただ本日のボックスのコメントを踏まえてですね、リストのフォーマット等すべてちょっと、
1:57:16	反映するとなるとやはりちょっと時間がかかるかなというふうに思っ てはいるんですけどもただ溶解設備のようにちょっとこん本日ご説明した 系統とは経路の違う。
1:57:26	設備をご説明してですね論点とかそういうものも出てくるのではないか なというふうに思っておりますので、なるべくちょっと早めにご確認さ せていただきたいなと思ひ、思いつつもちょっとスケジュール感につい ては、
1:57:38	調整させていただきたいなと思っております。以上です。
1:57:42	はい。規制庁仲です。予定通りに提出できないっていうのは、おそらく 今日のコメントを踏まえると、時間がかかるし無理だろうなというところ は予測施設。
1:57:53	葛西京野葛西と低レベルも何となく、
1:57:58	個別は個別でまたそれぞれ議論すればあんまり共通にはねるところも、 多少ありましたけど様式的なところを直せば、
1:58:07	溶解設備も平行的には進められなくもないような気もしたんですけどそ ういうところでちょっと、
1:58:15	またスケジュール提示ということではあるんですけど、ちょっと後戻り がないようにですねそこは、
1:58:21	スケジュールを組んでいただくようお願いいたします。
1:58:28	日本原燃の藤です。はい今のちょっと仲川さんの話も踏まえて、今の再 処理の業界様でも、説明することによってまたMOXとは違う、その論 点じゃないんですけど、資料の見せ方であったり説明の方針出てくると 思いますので、

1:58:41	どう説明するかも含めて、今後ちょっと少し調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
1:58:48	はい。ポイントはだからボックスで出たコメントがですねまだ残ってる中ですねそれを、
1:58:54	あんまり羽が大きいようであれば、少し待った方がいいですし。
1:58:59	あんまり羽がないようであればそれはそれで進められるものかと思しますので、そこら辺はちょっと今日のコメントを踏まえてですね、検討いただければと思います。以上です。
1:59:11	日本原燃の村野です。
1:59:13	今日のコメントで言いますと、表の方が直すような話は、できれば将来の間違いをなくすためにもですね、ある程度一括して、
1:59:25	経営展開したいなっていう思いがあります。それ以外は反映しなければいけないんじゃないかというふうに思いますのでそういったことが、どういう時間ができるかってことを踏まえてスケジューリングさせていただければなと思っております。以上です。
1:59:39	はい、室長中ですよろしくお願いします。
1:59:44	規制庁吉見です。他全体を通して規制庁が原燃側からも何かございますでしょうか。
1:59:55	延長済みです。ないようですのでこれで本日のヒアリングを終了したいと思います。
2:00:02	録音を停止します。
0:00:00	のみです。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。
0:00:05	本日のヒアリングは令和2年12月に4日に申請があった設工認申請について、資料を基に事実確認を行います。
0:00:15	今日のメニューとしては津波、あと地震地盤の基本方針関係資料と、あと燃料加工建屋の
0:00:27	介護向けの資料。
0:00:29	の話をすると、
0:00:33	いうことになっております。
0:00:35	規制庁側の出席者ですけども、本庁側からハバサキ、WEBからの参加で、コサクツガネキシノ。
0:00:46	私カミデとなっております。
0:00:49	それでは日本原燃の方から、出席者と資料の説明順について説明してください。
0:00:58	はい。日本原燃仲間です。

0:01:00	日本原燃側の出席者をご紹介します。
0:01:05	事務局といたしまして、
0:01:08	オオガキ、
0:01:09	フナコシ、
0:01:11	ムラノ、
0:01:12	ナガサワタカハシ。
0:01:15	フジノ。
0:01:16	シミズ。
0:01:18	タカマツ。
0:01:19	網口。
0:01:21	イシハラ。
0:01:22	この説明者側でございますけれども、サトウ。
0:01:26	イナガキイナズマスギタ。
0:01:30	原田。
0:01:32	目時。
0:01:33	武石橋。
0:01:36	サガワキクチ。
0:01:38	ナカムラカワムラ。
0:01:41	ミヤモト。
0:01:43	ムラカミ。
0:01:44	ウノ。
0:01:45	柏崎。
0:01:47	工藤。
0:01:48	村田。
0:01:50	オオダテ。
0:01:51	トガシ。
0:01:53	ウラバヤシ。
0:01:54	オガセ。
0:01:56	スガワラとなったスガワラ。
0:01:59	イトウカサモとなっております。
0:02:02	本日のご説明資料でございますけれども、
0:02:05	再処理及びMOXに関わりませす津波、00シリーズ、
0:02:11	及び、
0:02:12	一番00、

0:02:17	自身 00 シミズとなっております。最後にですね、会議資料のご説明をさせていただきますたいと思います。
0:02:25	よろしければ、津波 00 から説明させていただきますたいと思います。
0:02:30	はい。
0:02:31	日本原燃佐川です。ちょっと津波の説明に入る前に全体の進め方について補足させてください。
0:02:38	まず今日の資料なんですけど大きく分けまして、津波、地盤地震という形になりますと、
0:02:44	津波につきましては再処理MOX共通となっておりますので、ここについて、一緒に説明させていただきますと。説明の範囲につきましても、別紙の 1 から別紙の 6 までというところで考えてございます。
0:02:57	その後の対応としまして地盤地震という形で進んでいくんですけども、ここにつきましては、年末の経面、ヒアリングの中でちょっと説明させていただきますましたけども、
0:03:09	別紙 4 と 5 っていうところが範囲が広いので、そこにつきましては、次週以降に、補足説明資料とあわせてやらせてくださいというところで、今日は、別紙 1 から 3 っていうところと 6 中心にやらせてくださいと。
0:03:23	その進め方としまして、まずは再処理側を説明させていただいて、そのあとにMOX側の差分を説明させていただくということでやらせていただきたいと考えてございます。
0:03:34	順番としては津波、地盤地震ということでよろしく申し上げます。以上です。
0:03:42	はい。規制庁カミデです。わかりました。それではまず津波の 0001 ですかね、ある程度資料は読んでますのでポイント的なところでご説明があればね買収です。
0:03:57	はい。日本原燃の村上でございます。津波の資料でございますけれども前回 10 月の 4 日にヒアリングでご確認をいただいておりますしてその結果を踏まえましてですね、別紙 4 で許可との紐付けがわかるような記載を、
0:04:12	備考欄に追加してございます。それから今度は別紙 6 をつけておるんですけどもこちらはすみません 0001 再処理 5 の方なんですけど 33 ページの方で 1 回目の申請範囲に、S A の記載ちょっと
0:04:28	が今入ってございますこれについてはちょっと抜くような対応させていただきたいというふうに考えております。以上です。
0:04:39	はい。規制庁菅です。それではまず、別紙。
0:04:44	1 からということで確認をしていきたいと思っておりますけど。

0:04:50	まず私からは
0:04:53	昨日、衛生設備のヒアリングをしていてその中でも少しお話したんですけど、
0:04:59	S Aとの関係をどう整理しているかっていうことで、
0:05:04	基本的にはS Aの条文側には津波に書いてあるような設計にしますということで、津波側に寄せていると。
0:05:15	ということで今6ページ目では、
0:05:21	常設のものと可搬の保管について書いてあるんですけど。
0:05:27	6ページの許可申請書の添6の一番下のところですね、なお書きで、伴の、
0:05:38	据えつけ場所について書いてあるんですけどこれが、
0:05:42	公認側に行くに出てこないっていうことでこの辺どういう整理になるか説明いただけます。
0:05:53	はい。日本原燃の村田でございます。ただいまご指摘いただいた可搬型の只見町の扱いのところということで、許可段階で基本的に今回の基本設計方針まず本文との、
0:06:06	横並び整合性を考えまして今、基本設計方針の第2段落にあるように、重大事故の常設の敷地後可搬型の保管場所。
0:06:17	ていうところが、情報高いところにあるってところで、重要な機能が損なわれないところがないということで、本部の基本設計方針として、
0:06:27	記載しておりました。ちょっと可搬型許可の添6にある、使用時の据えつけ場所のお話は、基本的に
0:06:39	整理が不十分だったところがあったと思うんですが基本的には保管芭蕉に、
0:06:46	評価の高いところに保管しておけば主人に津波、
0:06:52	の影響を受けないように用いるってところは、普通の考えかなと思いましてちょっとそこの記載が足りてなかったところでございます。昨日の飛田で、
0:07:02	いただいたご指摘も踏まえまして、ちょっとこの可搬型の設計上の考慮の扱いってところを、本文または添付のところはどういったふうに記載するかにつきましては、ちょっと重大事故条文とも、
0:07:15	相談しましてちょっと今一度、ちょっと再度整理して、修正したいと考えております。以上です。すみません。日本原燃の清水です。
0:07:25	衛藤。

0:07:27	S A の取水場所については松波の気象場所として津波の影響を受けるんですけども、本件につきましては、結果の中ですね、基本的には津波警報の解除後に対応するなり、
0:07:40	もし万が一使用中に、津波が来た場合にはですね、避難する手順を定めると定めて、説明してございますので、こういった内容をですね。
0:07:51	S N 健全性説明書の方ですねしっかり展開させていただきたいというふうに考えております。
0:08:00	規制庁上出です。ちょっと。
0:08:04	仕上がりイメージがつかなかったんですけど最初は、津波の方にも、
0:08:11	許可の添付のなお書きのようなものを書く方向なのかなと思いつつ、
0:08:18	後の説明では、津波はこのままで 30、36 条になる。
0:08:25	衛生設備の条文の方で手当しますって言われていてどっちなん。
0:08:33	その辺も含めて協議するってということですか。
0:08:38	日本原燃清水です。各課については、中でしっかり整理させていただきたいと思いますが、今考えておりますのは、堤松波の条文のたところにつきましては、保管場所の扱いについてしっかり展開させていただくと。
0:08:53	低運用上の扱いにつきましては、地方事故扱いにつきましては健全性重大事故側の方ですね引き取ってですね、提示させていただきたいというふうに考えております。
0:09:05	はい。規制庁、神です。整理いただければとは思いますが。
0:09:12	そもそもこれから整理っていうよりは、もともとの津波を作る時は S A の方針を作るときに、
0:09:22	当然 S A の方で、これ、津波に基づきますって書いているので、その時にお互いちゃんと話をしてるんじゃないかと思ってたんですけど、その辺で、
0:09:33	実際、現場としてはどういうやり方をしてるんですかね。
0:09:45	日本原燃清水です。そこのですね条文化のちょっとやりとりの調整がですねちょっとすいません。十分事前にできてございませんでした。
0:09:53	ここについてはちょっとしっかり事務局の方で東條分館と調整をしっかりとやっていきたいと思っております。
0:10:02	はい、規制庁カミデです。その辺で、どなたがハンドリングするのかがって決まってるんですかね。どの岡が。
0:10:10	許認可業務課なのか、各施設加川がやるのかがってどう、どういうふうに今やられてます。

0:10:17	はい。乳井西原でございます。基本的にはその全体の横通しというか、連携を含めた、整理は許認可業務課がやることにしています。
0:10:28	先ほどシミズ以下いろいろしゃべったことなんですけど一応もともとのセイリガクとしては昨日お見せした概念に基づく設計とするこれ設計として考慮するものってのは、保管場所であったり常設重大事故対設備のことを考えて、
0:10:42	基づく設計だということで津波側に降りますということで、リンクを取るということで、お話をしました。医療運用に係る、いわゆる可搬型の使用時納官環境とか考慮事項についての、
0:10:56	前回までMOXの資料ではここまでが、店舗側で対象になってなかったのでもそまでお見せできませんでしたでしたが、昨日の時点でその、
0:11:06	なんでそれセイリガクをちゃんと我々が答えできればよかったのかなと思ってます。そこはちょっと昨日足りなかったところだと思ってます。以上です。
0:11:16	はい。規制庁深見です。わかりました。引き続き、
0:11:20	対応をお願いします。
0:11:23	別紙、松波はあんまりものがないので別紙1については以上ですけど、岡規制庁側から何かありますか。
0:11:35	コサクです。内容は今の整理いただければと思うんですけど、まずすごい細部リーダーだけではあるんですけど今の話の場所って、
0:11:45	なお書きもそのあとの塊も、許可の添付書類のところですけど。
0:11:51	S Aの菱形さんっていう、符号が両方ともついてるんですけど。
0:11:57	これって後で書いてあるページを見ると、
0:12:01	S A①で対応ができているものなのでっていうふうに言われてるんですけど。
0:12:07	少なくともナオガキはそうではなく、
0:12:10	S A側の条文で対応するのでっていうことのような気も、今の話だとするん。
0:12:17	ですよね。
0:12:18	で、下側の、
0:12:21	S S C菅田さんは、
0:12:24	今基本設計方針で書いてる一番下の結論のところ。
0:12:29	全体丸めて包含して書いてますっていう意味合いなのかなと思うんですけど。
0:12:35	ていうので意味が違うような気がするんですけど、この符号で正しいんですかね。

0:12:41	弓削記者でございます。また事実関係が言うと、間違ってます。おっしゃっていただいた通り、書きのところ、
0:12:51	と、その次のタームで位置付けが違うと思ってます。なお書きは先ほど説明した通り重大事故側で受ける展開すべき事項ということで、ひし形の番号開大して展開が必要だと。
0:13:04	最後のところが、本文で引き取っているところとの重複なのか、そこに包含されるのかということで整理が必要な部分だと思ってます。以上です。
0:13:16	はい。補足ですよ。そういうことだと思うので、ここ、これまでの00、ヒアリングでもありましたけど。
0:13:25	こちら辺がまだいい加減なままになっちゃってところがあるのでしょうかと、
0:13:31	対応関係を見て、精査をした上で次のバージョンにしてもらわないと、ヒアリングが終わらないということになってしまうのでよろしくお願ひします。以上です。
0:13:46	規制庁カミデです。岡部椎木についてはよろしいでしょうか。
0:13:54	なければ次別紙2なんですけど、私の方からは別紙については特になくて、
0:14:03	ちょっと飛んで、別紙3の①の方確認できればと思います。
0:14:11	それでは別紙3累計と、14ページですけど。
0:14:19	添付書類における記載ということで表の右から2列目ですかね。
0:14:26	書いてあって、2ポツ。
0:14:29	第津波設計の基本方針ということで、これこれ書いてあるんですけどこれ、
0:14:35	実際県プ書類っていうのは別紙4、
0:14:39	にあると思うんですが、
0:14:42	そのものずばりがずばり書いてあるわけではなくて、
0:14:48	14ページのここに書いてある文言が別紙4のどこに書いているイメージなのか、説明いただけますか。
0:14:59	はい。日本原燃の村田でございます。別紙4、14ページの、その添付書類記載の3ポツのところなんですけども。
0:15:09	こちらにつきましては別紙の
0:15:16	あ、規制庁カミデすいませんまず、2ポツについて、教えてください。
0:15:22	はい2ポツにつきましては、別紙4の、
0:15:27	18ページのところで、耐津波設計の基本方針ということに記載させていただいておまして、基本的には許可でこういう形の、



0:15:38	評価を、評価というか最終的な結論を出しているってところでこのことを踏まえても、今日必要な機能が損なわれる恐れはないということに記載しているものをちょっと別紙先ほどの14ページに記載するとき、
0:15:53	ちょっとその概要ということでちょっと表現等をまとめて記載をさしていただいたというものになります。
0:16:00	以上です。
0:16:04	はい。規制庁深見です。その辺の考え方を共通的に、要約して書くってことで、別紙んが別紙3の作り方としては共通の考え方ですかね。
0:16:19	はい。
0:16:20	日本原燃清水です。はい。共通的な考え方でございます。
0:16:28	はい。規制庁今です。わかりました松波は物が少ないので、これぐらいの予約でもわからないでもないかという感じは。
0:16:39	します。
0:16:42	新しい、それで次3ポツの方なんですけど、
0:16:49	散髪の内容って、要は許可の添4における概要を示すってということで、許可で説明したことをもう1回改めて、設工認で示す必要があるのかっていうところが疑問。
0:17:03	なんですけどそのあたりどう考え。
0:17:08	じゃない、六ヶ所、そういうことはできない。
0:17:16	日本原燃の衛藤ムラタでございます。まず、
0:17:22	今ご指摘いただいた通りこの3発の津波評価っていうところは、事業許可の転用に書いてある内容をちょっと、
0:17:31	主なところを、
0:17:32	まとめて書いてるようなもので、本来、
0:17:36	事業許可段階でも、審査もクローズしてる話ですので、直接的に載せるべきところっていうわけではないんですけども、今回当社の設工認上、2ポツに書いてあるように、
0:17:48	対津波設計を講じることは不要という結論を導いて、になっている。今回の考え方を参考として、3ポチとして、現状としては、
0:18:00	入れることで考えていたということになります。
0:18:05	これ指示も多分違うと思います。
0:18:08	入ってないですね。これ、津波だけですかね。他の状況はそういうのはない。耐震でいう数の作り方みたいなところは許可定員はそのまま。
0:18:20	予約しつつありますけど、そこと津波ぐらいですかそういう手当をするっていう、

0:18:26	コサクですけど、その地震津波の人だけで考えてるとおかしくて、
0:18:31	許可との繋がりっていう関係でいうと竜巻とかですね、外部事象、自然現象他の一般的にやってるところで、
0:18:41	巨カー。
0:18:43	でやってることを設工認で書くことといったところ、どこで線を引いてるのかと。
0:18:48	いう古藤と田井をつけて説明いただきたいんですけど今そこわかる人います。
0:18:56	はい。日本原燃石原でございます。別紙P Cで作るといいますか設工認を机の、
0:19:03	許可で整理したことと、今回設工認で展開することの整理なんですけど、まず設工認で示す設計、外傷も含めていろんな設計がありますと。
0:19:16	この設計の前提になるような、
0:19:20	条件ですね、こういったものについては、当局の中でも整理されている通りのものを、設工認の添付書類はでも、例えば、外部衝撃の外部外部火災の森林火災とかの、
0:19:33	設計の考え方であったりとかそういう条件であったりとかっていうのを、添付の中で展開をしていくということの整理と同じような位置付けかなと思って今回の津波のところも、
0:19:45	こちらでお願いをしてとか指示をして作ってもらってるところでございます。
0:19:50	あと重大事故絡みでも同じように
0:19:54	MO Xでいくと、臨界事項がないというところについてもその対象設備はないんですけどその対象設備がないということを根拠になる部分については添付書類があって展開をしますと。
0:20:04	いうことも同じような考え方で今整理をしようということで、展開をしております。以上です。
0:20:16	はい。規制庁深見ですそういうことであれば、わかりましたそういう説明をいただきましたかった。
0:20:23	なので、その辺は、
0:20:26	外部事象とか、他のものも見ながら程度版というのはもう少し見ていきたいと思います。
0:20:35	その他、別紙3について、規制庁側から多分ありますか。
0:20:48	特になければ、
0:20:51	次は別紙4なんですけど、別紙4の内容的には、概要であったり、

0:20:58	ほぼ基本的なところ後は、その許可の、説明内容の概要ですかね、抜粋みたいなものがついているだけで、
0:21:08	特に私の方から確認することはありません。岡規制庁側からあればお願いします。
0:21:20	特になければですね。
0:21:23	あと別紙6まで飛んで確認をしたいところが、
0:21:28	あります。
0:21:32	34ページなんですけど。
0:21:40	変更前のところが、
0:21:44	村崎枠になっていて、
0:21:52	記載はないかってあるんですけど。
0:21:54	この辺もともと実際、
0:21:57	どういう、
0:21:59	考えで村崎枠になっているか。
0:22:02	全く津波って許可の時は見てないんですけど。
0:22:12	日本原燃の村田でございます。許可の時は当然津波はあれですけども、既設工認っていうところで、特に昔の基準とかそういったところでは津波っていうところがあまり
0:22:25	ピックアップされてなくて今回の新基準で主な
0:22:30	津波の検討項目について、明確化えと追加されたというところで今回新基準においてそれに対する項目立てして記載をしているというところでございまして、既設工認の段階では、もともとこういった記載はした。
0:22:45	波に対する設計具体的にこうたっていることは記載はしていなかったと。ただしもともとその敷地の高い当社の、
0:22:54	敷地の標高というところは高いところがございますので、そういった高いってところを考えると津波に対して、機能が損なわれることはないだろうっていう、基本的な考え方っていうところは明記はしてなかったけど昔の段階から考えとしては、
0:23:09	あったといえるかなっていうところで、こういった紫の形にさせていただいてます。
0:23:20	はい。規制庁、上出です。
0:23:24	村崎の場合って、
0:23:28	経営危機認可のここに書いてありましたっていうのは、整理できない。
0:23:34	から、その後ろの、
0:23:36	さらに付近以下の、
0:23:38	ここに書いてありましたみたいなものが出てこないんですけど。

0:23:44	日本原燃の村田でございます。シミズ系と村崎この分についてはもう紐付け元っていうところがないので他の状況であればあるとか緑とか真木委員。
0:23:55	下で書いてるところとかいうところをこの後に、エビデンスとかをつけて紐付けてるんですけども、松波についてはそういったものがないということでこれ以降のところは出てこないという状態になっております。
0:24:06	以上です。
0:24:09	はい。規制庁菅です。あとはこの津波で行ってるところっていうのは要は敷地の標高だとか、あとは施設の位置関係みたいなところなので、
0:24:21	そういう設計になってますよっていうのは何らか読めるところがあるんじゃないかと思うので、なるべくそういうのはデータとして付けて紐付けてもらう。
0:24:32	方がよりわかりやすいんじゃないかと思えますけどいかがですか。
0:24:39	はい。日本原燃の村田でございます。既設工認っていうところも松波ってところで明確にはないにせよ、施設の立地条件とかそういったところでは書いてるところはあるとございますので、ちょっと紐付けをどういった形のことを気をつけるかっていうところはちょっと検討いたしますが、
0:24:56	ちょっとご指摘を踏まえまして、ちょっと検討させていただきたいと思えます。以上です。
0:25:04	はい、規制庁カミデです。よろしく申し上げます。
0:25:07	私の方から別紙6までは以上なんですけど、他、規制庁側から、資料9に限らず、今までのところで何か。
0:25:19	確認すべき項目ありますか。
0:25:28	特になければ、ボックスもあわせて説明っていうことでもう、津波、0002。
0:25:39	お話を聞こうと思えますけど。
0:25:41	これについて何か、
0:25:44	原燃顔側から、
0:25:46	説明事項ありますか。
0:25:49	日本原燃の村田でございますMO X 大津波 002 につきましても最初に基本内容は、同様のスタンスで記載をしておりますので、特に追加説明はございません。
0:26:01	以上です。
0:26:06	はい。規制庁上出です。

0:26:10	私もボックスカー特有のってのはほとんどないんですけど、ちょっと1点だけ確認したいのが、
0:26:19	津波 0026 ページ。
0:26:22	のところの、
0:26:27	設工認の基本設計方針の2パラ目の後半なんですけど
0:26:34	太陽放出管の話があって、
0:26:38	再処理と比較するとここ書きぶりがですね、若干違ってるってところが、
0:26:47	あって最初行っても6ページ、津波 0016 ページなんですけど、この辺若干の書きぶり変えてるっていうのはどういう意図なやっぱ。
0:26:57	説明いただけますか。
0:26:59	はい。日本原燃の村田でございますこちらの解放基盤に係る記載っていうところは、今回再処理も、その基本設計方針はそれぞれの、
0:27:09	許可の本文と同様の記載をしているんですが、江藤海洋放出管が施設の区分として再処理施設に該当するっていうところで、再処理側の方だとちょっと具体的な建屋名称ですとか、
0:27:22	そういったものを、細かめに記載をしていたと。でもこれについては
0:27:28	ちょっとそこは抜いて記載をしていたっていうところで、ちょっと協会段階でそういう形でそれぞれちょっと記載の程度が異なっていたものではあるんですが今回はちょっと今日、それぞれの事業の書類における許可整合を考えて、
0:27:41	今、現状の記載としております。以上です。
0:27:47	はい。規制庁深見です。わかりましたあれですか具体的なたて止めを抜いてるぐらいで、中身は一緒ですってということですか。
0:27:58	はい。上野ムラタでございます基本的にここにつきましては海洋放出の経路としても、そういった敷地の高いところに来ることはないということを書いてるところでございますので、
0:28:08	内容としては同じ意味合いでございます。以上です。
0:28:16	はい。規制庁深見です。わかりました。
0:28:20	私の方からMOXについては全般でも以上なんですけど。
0:28:26	規制庁側から何か確認事項ありますか。
0:28:34	特になければ、まず津波の振り返りということで、
0:28:40	県の方からは、
0:28:42	発言をお願いします。

0:28:45	はい。日本原燃の村田でございます。津波についての振り返りというところで、基本的に対応としては津波 000102 について共通で対応させていただきます。
0:28:56	まず当間別紙 1 関係本文の基本設計方針ですとかそういったところに、昨日のヒアリングでもコメントがあった可搬型の扱い、こちらにつきまして、社内の教育業務課ですとか別条文と、
0:29:08	いま 1 度ちょっと再整理をしまして、保管場所の話であったり荘司の辺りというところを、どこに書くか、考え方を明確化した上で、適正点修正を図りたいと思います。
0:29:20	またそれに合わせまして津波の
0:29:23	別紙 1 の②のところ、
0:29:27	使用時の清柘植の話とかを今ちょっと落としてる理由ってところが、適切でなかったりするところっていうところもあわせて見直させていただきたいと思います。
0:29:36	あと最後、別紙 6 の中で、津波につきましては既認可で文章がないってところではあるんですが、もともと設計思想敷地の立地条件ですとかもそういったところで、関連するところ、そういったところとの紐付けを、
0:29:50	ちょっと検討いたしましてエビデンスっていうところで、追加をさせていただきます。衛藤津波につきましては以上になります。
0:30:00	はい。規制庁深見です。松波に関しては、中身というよりは他条文と整理とかあとは他のた条文いろいろヒアリングする中で、
0:30:10	反映すべき点の範囲とか精査になると思いますので、よろしく願います。
0:30:17	次は地盤ですかね。
0:30:20	地盤 0001 についても、ポイント的なところでご説明があれば願います。
0:30:30	日本原燃の工藤です。まず地盤の 00 を 01 でございますけども、別紙 1 から議案設計方針につきましては、これまで発電炉と同様にですね、
0:30:42	D B 体制を併記したものをこちら資料として、記載しておりましたけれども、事業許可の記載に合わせて、別々にして、構成してございます。
0:30:52	また前回ヒアリング、特にコメントはなかったところですが、ありますけれども、他条文とですね、清齋藤を提言をさせていただきます。

0:31:02	別紙有無以降でございますけども、Cから5につきましては、地盤の内容が、基本設計方針の3ポツ1ポツ1の耐震設計からの整理としても必要でありますので、
0:31:16	地震ゼロゼロ等、統合した形式としてございます。
0:31:20	及び、基本設計方針ニポツ事業につきましては、冒頭のナンバー1から9となつてございまして、70以降でございますと、耐震設計の中で、一部地盤の変状等が特に関連する項目となつてございます。
0:31:37	別紙、いわゆるでございますけども、こちらの、まず、基本設計方針等の添付書類の4-1-1、耐震設計の基本方針。
0:31:47	発電炉の比較をした上で、4の添付書類業務の1-1-2、地盤の支持制度に係る基本方針について展開してございます。
0:31:56	この4-1-1のうち、解析用物性値や、事業モデル等の設定は、地震00と関連しますので、こちらの地震00等統合した形式としてございます。
0:32:08	最後に別紙6でございますけども、こちらにつきましては、修正した、別紙1に基づきまして確定してございますが、昨日のヒアリングでもありました通り、
0:32:20	別紙6の②につきましては、閉校後に変更になるのは変更なしと、記載するルール通りになってございませんでしたので、こちら修正させていただきたいと思つてございます。追加説明は以上となります。
0:32:36	はい。規制庁、上出です。
0:32:39	まず確認ですけど、別紙4っていうのは、
0:32:43	今日のヒアリングの対象でしたっけ
0:32:46	耐震と一緒に、また今度かなと思つてたんですけど。
0:32:50	はい。2年目クドウです。すみませんこちらで支援につきましては、実施んとおまとめしてございますので、今ご説明しましたけれども、耐震と同じく別Bと佐瀬技術部の説明とさせていただきたいと思つています。以上です。
0:33:08	はい。規制庁深見です。わかりました
0:33:11	別紙4を2段階分けてやることにし、二段階と言っても、来週の木曜日と金曜日が実験値ずれだけですからどっちでもいいんですけど。
0:33:22	どちらでやるかっていうことはまた別途連絡いただければと。
0:33:30	はい。宮部承知しました。
0:33:36	あと、規制庁カミデです。それでは
0:33:41	地盤の方もあまり確認するようなところはないんですけど、まず、別紙1の方から、

0:33:49	していきます。
0:33:55	9 ページのところですね。
0:33:59	一番下に屋外重要土木っていうのがあって、ちょっと屋外重要土木の定義については地震 00 の方で話をしようと思ってるんで、この定義自体の話は後でしようと思ってるんですけど。
0:34:17	9 ページはこれ、
0:34:19	S A の 2.2 ということで、S A としての記載なんですね。
0:34:25	その前さかのぼると、6 ページのところでは DB の方で、
0:34:32	屋外重要土木の定義が入っていて、
0:34:37	これって両方要るのか。
0:34:40	あとは、
0:34:41	S A としても屋外重要土木っていうものがあるのかっていうのがちょっとよくわからなくなったんですけどその辺、
0:34:48	説明いただけますか。
0:34:52	日本原燃工藤です。今回、S A と DB を書き分けてございまして、育ててですね、まず 2 ポツ 1 として、安全機能を有する施設の地盤ということで、定義を設定させていただいております。
0:35:06	また二部通でもですね、S D としまして、定義をさせていただきますので、こちらは両方に書かせていただいております。また S A につきましても、
0:35:17	9 ページにあります通り、お金中堂々とし、堂々としては、重大事故等対象施設の関係資金を求める土木構造物と、
0:35:28	ということで、こちら定義を加えてございます。
0:35:33	以上です。
0:35:36	規制庁柿木です。ちょっと見ててやっぱり定義の話をここでもしなきゃいけないそうなんですけど。
0:35:45	9 ページに書いてある屋外重要土木っていうのは、重大 S A の間接支持機能って言っていて、
0:35:53	6 ページの方は耐震。
0:35:57	安全上重要な、
0:36:00	って言っていて、同じ言葉を違う定義で使うってのはさすがにおかしいと思いますので、その辺どう整理整理してますかね。どうですかこの辺。
0:36:31	はい。日本原燃の村田でございます。当間基本的には教授学校アドオンの取り扱いというところにつきましては耐震建物 20 の中でも、整理してるところではあるんですが、基本的にはまず、今、月 6 ページ、



0:36:48	D Bのところに書いている、Sクラスの要は間接支持のほかに中で、その中でも重大事故の間接支持もあって、その他ちょっと今遮へいっていうところも含めていると。
0:37:00	で、今回D BとS A所を書き分けてるので、ちょっと違うものをし、うちは物を同じ定義屋外重要土木構造物というところで、
0:37:12	出てきてるようには見えるんですが基本的にはそういったD B Sクラス設備、または重大事故の。
0:37:19	間接支持、それと遮へいっていうところで、等の道路につきましては屋外重要土木構造物として取り扱うっていうところで、現状整理しているところでございます。
0:37:30	以上です。
0:37:32	松嶋さんの日本原燃、カサモですけど。
0:37:35	ちょっとこれ、地震側の方でD BとS Aを書き分ける時に、
0:37:40	ちょっと私がコメントして、
0:37:42	両方に、
0:37:44	合わせた内容で、
0:37:45	今、亀田さんがおっしゃる通り、同じ言葉で、江木が二つある記載に、
0:37:51	なってしまってますので、
0:37:55	相当、
0:37:56	定義ってば各場所を考えれば、普通で定義できますんで、
0:38:00	ちょっと検討させてください地震も一緒の記載になってます。
0:38:07	はい、規制庁カミデです。おそらく
0:38:10	書き分けた弊害が出てるだけで、はっきり分けないところあとは共通のところ、
0:38:18	Sのパンセ筋だったり衛星の間接だったりっていうことを合わせて言ってしまうと、そのあと数に使えると思うんで各意見については、
0:38:31	工夫いただいて、検討いただければと思います。
0:38:37	日本原燃カサモです。了解しました。ちょっと私のコメントの弊害でした。はい。
0:38:46	はい、規制庁カミデです。地盤のC Tについては、私としてはそれぐらい。
0:38:55	しかなかったんですが、
0:38:58	岡規制庁側から何か確認事項等がありますか。
0:39:06	特になければ、別紙2の方につきますけども、
0:39:12	別紙2、
0:39:19	22ページですかね、この辺からは、地盤というよりは耐震の方の、

0:39:28	書類がずっと続いていて、
0:39:33	平たく言うと、いらぬものたくさんついてるんじゃないですかっていう話なんですけど。
0:39:40	その辺って何か、どういうふうにして書類構成を作られているのか説明いただけますか。
0:39:50	エーッという文面クドウです。地盤のCMOとしての評価に当たりましては、基本設計方針の3ポツ1ポツ1の耐震設計に、
0:40:00	示される地盤の設定条件によるということ、ですね。
0:40:12	野地リーダーの内容が、耐震設計の整理からも必要ということで、統合したものをつけさせてもらってます。一部ですね、ナンバー20番とかです、地盤の現状という言葉も地盤に関するところも出てきますので、
0:40:27	地盤と地震と、共通で、統合する形でつけさせていただいて、そういう考えでつけさせていただいてます。
0:40:35	以上です。
0:40:39	はい、規制庁カミデです。ナンバー23っていうのは、具体資料で何ページなんですか。
0:40:48	日本原燃工藤です。ナンバー23ですと、資料で言いますと33ページ、
0:40:55	32ページ33ページでございます。23、項目の23のところ、耐震重要施設につきましては地盤変状が生じた場合でも、
0:41:07	安全機能が損なわれないよう適切な対策を講じる設計とするということで、地盤に関係するものということで、つけさせていただいてます。
0:41:17	以上です。
0:41:23	はい、規制庁カミデです。わかりましたが、
0:41:28	それにしても、
0:41:29	そのために86ページ別紙につけるかっていうところなんですけど
0:41:36	メインは耐震側っていうことでそっちは統合してもいいと思いますけど、一番は抜粋っていう形で地盤に関係するところだけにしてもらえると確認する方も、
0:41:48	がたいなんですけど。
0:41:52	2行目クドウです。今いただいたコメントを踏まえましてまずですねGC側でメインとなるところを記載し、また地盤の方では、地盤特有なところを、に絞ってですね、するように
0:42:07	ちょっと検討させていただきたいと思います。
0:42:10	以上です。
0:42:16	はい。規制庁算です。よろしく申し上げます。
0:42:20	私から別紙2は以上で、

0:42:26	その他、別紙 2、あと別紙 3、
0:42:31	についても、別紙 5 もですけど、
0:42:34	その辺は特に確認項目はなくて、
0:42:39	次また別紙 6 まで飛びたいんですが、
0:42:46	ページで言うと、268 ページ。
0:42:56	別紙 60 に行って
0:43:01	ここの、田村さっきの話なんですけど、
0:43:08	この紫枠で囲ってある部分も、
0:43:13	もともと、
0:43:15	設計上、実施していた古藤。
0:43:20	なので、何か。
0:43:22	今回改めて、
0:43:27	対策をしたとかって言うものなんでしたっけ。ちょっとその辺りよくわからなかったんですけど、説明いただけますか。
0:43:35	入学ロードクドウです。こちら月、浦崎のところにつきましては、従前からですね、設計としてですね、考慮していたものと、
0:43:47	ということで、新規制基準によって、明確化したということなので、改めて何か追加したというようなところではございません。以上です。
0:43:59	規制庁、五味です。
0:44:04	色としてはこれ緑に近いんじゃないかと思っていて、
0:44:10	うん。実際に、
0:44:13	吹き出しの中でも安全制御していることを記載しているってあるので、
0:44:19	緑の定義になるんじゃないかなと思ったんですけど紫になるっていうのはどういう考えなんですか。
0:44:28	2 行目クドウです。こちらにつきましては、五味のところにあります通り、許可、歩けた地盤に設置しますというふうに許可で書かれている。
0:44:40	内容でございますので、ここは緑と紫ということで、ちょっと識別させてもらっています。以上です。
0:44:52	規制庁、カミデです。そうすると、
0:44:57	既許可って言うのこれ新規制基準より前の許可ってことでいいんですよね。
0:45:05	表現力ですはい。その通りでございます。
0:45:09	以前の許可の提要には書いてあったけど、
0:45:15	設工認には展開してなかった。
0:45:17	本当なんですか。
0:45:29	2 年前、工藤です。

0:45:31	設工認には、そうですね。展開してないものになります。
0:45:40	規制庁カミデですそれっていうのは方針としては展開してないけど実際計算書はついてたっていう意味なのか、そもそも。
0:45:50	許可では約束したけど設工認の時には、設計方針なり、
0:45:56	あとは、
0:45:59	計算書の方でも、その辺が出てきていない。
0:46:04	そういうことですかね。
0:46:21	ニューガンレンと少々お待ちください。
0:46:28	あ、規制庁カミデさすがに接地圧とか支持性能みたいのは出てるんじゃないかと思いますけど。
0:46:37	有明クドウさん設置圧痛に関するところは、セコムの答弁を経産省の方で示してございます。
0:46:46	はい。以上です。
0:46:52	規制庁、カミデです。その場合って緑じゃないんですかね。
0:46:58	どういう整理ですか。
0:47:08	乳井五味クドウです。そうですね。村崎の中で言うと、第2通パラグラフですね、安全機能を有する施設のうちという、
0:47:18	正規圧に対する十分なシステムを検討するということは、今工認でも示してますと。ただ以下ですね、地盤の変状ですね。
0:47:32	あとは、断層等の露頭がないところというのは、購入はし、使命感を示してないと。
0:47:39	いうところですので、許可で示しているところを、を紐付けさせていただいてるということでございます。
0:47:48	規制庁上出です。別紙6を作る時のルールなんだと思いますけど今の話だと要は、許可を受けた地盤に設置している古藤だとか、
0:48:02	いうこともですね、
0:48:06	昔の公認見ればわかることで、
0:48:10	そういう意味で、緑のところの、
0:48:15	結構2に記載されている内容と全く同じでないか、設計上実施していたものっていう枠のせいに。
0:48:24	なるんじゃないかと思いますがその辺りって、実態の整理として私の認識ずれてるんでしょうか。
0:48:33	入園者でございます。阿部さんのおっしゃっていただいていることはすごく認識をしまして、確かにこれルールメイキングする時にどこを、緑、どこをどこを村崎にするかと。

0:48:47	いう線引きで、対象としていたのがですね、いわゆる既工認で言う、設備の仕様表内にくる概要設計概要みたいな部分。
0:48:58	あとは設計方針として書かれている部分。
0:49:01	あと添付書類で言っている添付の構成してる文書ですね載せ計算に入る前にいろんな考え方を変えてる部分、そこで文章と照らし合わせてどうだろうかということ、
0:49:13	展開をしようということでありました。どんぴしゃイナズマがあるか、もしくはその書いてあるものを具体化するという意味が、例えば、こうこうこういうルールに従って法令に従ってやりますよというところを、
0:49:25	これに従うっていうところを、例えばこうこうこういうファクターを見るんですみたいな具体化した部分は、いわゆる緑ということで展開してますけども、例えばそういうところに設置しますっていうことを示すための数字あるでしょうかそういうものの計算もしてますよねっていうところまでは、
0:49:43	追ってないのが実態です。あくまで文章としてとらえてっていうところでやってたところで、今ちょっと限界になってます。以上です。
0:49:56	はい。規制庁神です。実態としてはわかりましたけど、
0:50:02	そうだとそもそもこの色分けの目的って何でしたっけって話でその目的に対してこれぐらいの調査量でいいのかっていうところなんですけど、その辺カバーですか。
0:50:17	はい。日本原燃志田でございますももとの目的が変更前に書くっていうのはどういう趣旨なのかというところで、最初は、
0:50:26	確かにスタートしててからやってる方向性なりメッシュの細かさが変わってきているので、ルールっていうか、最初の考え方自体ももう少し見直す必要があるのかもしれない。
0:50:40	もともと変更前に書くっていう根拠をちゃんと示してだから変更前なんだということで、展開をすることにしてました。ただこれいろんな情報やる中で、かなり浦崎学園というのも実態でございます。
0:50:54	来年的にやってましたよねみたいなことで村崎にして変更前に変えていくのが大分増えてきてるのもあるので、
0:51:00	そういう意味でどこまで細かい部分で、この、
0:51:04	緑青紫を展開をして変更前にあるっていうことの妥当性を示すべきかってのは、ちょっと地盤とか地震とかって今全体としてちょっと考え方を、

0:51:16	もう一度セットシンチするなりして適正化を図っていきたいと思います 考え方としては今のやり方で十分目的を達成できているんじゃないかな とっておりますが、以上です。
0:51:30	はい。規制庁神です。変更前に書いていいことの証明だと、そうなる と、変更前に書くっていうことは変更後に、
0:51:42	それが出てなくてこれは変わってませんよっていうこと。
0:51:46	説明するものと思いますので、
0:51:51	そういう趣旨から言うと、なるべく紫の中身は丁寧に説明された方が、 いいのかと思います。
0:52:01	そういう意味で、どこまで細かく見しおけるか、ちょっと全体を見渡し てって感じですか。耐震とか、
0:52:14	その辺だと、かなり実際はやっていて、すぐ見つかるものもあると思う んですけど、細かい他の条文とか特権
0:52:25	を辺りは整理をいただいてただ
0:52:28	基本的には変更前に書くってことはちゃんと根拠を持って書いてく ださいねってことなのでそのあたりは認識をお願いします。
0:52:38	はい。弓削西田でございますはい。全体通してどういうやり方かという のは適正化を図っていきたいと思います。
0:52:50	はい。規制庁、上出です。
0:52:53	私の方から地盤については以上ですけども、
0:53:00	全体通じて、規制庁側から確認事項等あるでしょうか。
0:53:06	規制庁の岸野です。すみません、別紙1のところの切った後だったんで すけれども、最初の方に少し戻っていただいて6ページ。
0:53:17	ですね、先ほどくらい重要と。
0:53:20	ついでに定義の話なんかが出てますが、
0:53:23	前のバージョンまでですと、屋外重要土木って、うん。
0:53:29	前ですね、構築物についても、
0:53:34	定義といいますか、何を指すかという説明があったかと思うんですけれ ども、今回これを外してきたり、
0:53:42	考えているというな感じで。
0:53:51	乳業名クドウです。こちらの構築物の定義につきましては、添付書類の 方にですね、記載をですね。
0:54:01	詳細に記載するというふうに決めましたので、こちらはちょっと今日の 基本方針からはちょっと抜いた形になっているというふうになってござ います。
0:54:14	規制庁の岸野です。はい。多分この基本設計方針で、

0:54:19	建築物とは何だっていう定義がなく、
0:54:23	柘植野中。
0:54:24	支障がない。
0:54:29	そういうご判断。
0:54:31	梅田。
0:54:34	そういう理解で
0:54:36	はい。その通りでございます。
0:54:41	はい、わかりました。はい。岸委員からします。
0:54:52	はい。規制庁小峯です。
0:54:54	他、一番 0001 についてなければ、次は一番 002 の M O X 側なんですけど。
0:55:05	これもほとんど差はないと思いますけど。
0:55:09	事業者の方から何か説明ありますか。
0:55:13	はい。日本原燃工藤です。こちらのおっしゃるおっしゃる通り、地震の地盤の 00-01 とですね、基本的な構成中身はですね同じになってございますので、
0:55:24	同じようにご確認いただければと思います。以上です。
0:55:32	はい。規制庁上出です。
0:55:35	私の方からは最初に確認したものを、
0:55:39	だけで M O X 特有の何かを解くか。
0:55:42	いません。
0:55:43	岡規制庁側から M O X として確認するようなことありますか。
0:55:52	ないようなので、まずは、それでは地盤についてということで原電。
0:56:03	人間のクドウです。地盤につきましては、基本的には再処理、持つと同じような対応をとらせていただきますけれども、まず C G ですね、D D と。
0:56:16	S A のですね定義の書き方ですね、こちら各言葉の共通の 1 ですね、1 の各記載のですね、工夫をすると、修正すると。
0:56:26	いうふうにしたいと思っております。また別紙 2 でございますけれども、項目案の 10 以降につきましては、基本的には地震がメインとなるよう、ことでございますので、時間としては、
0:56:38	それ以前ですね、ところで、10 以降はですね特につけないというふうなこれ者が持ち帰って、また検討いたしますけれども、したいと思っております。
0:56:50	また 286 ページの別紙 6 でございますけれども、こちらの岩崎とですね緑の枠囲みのもともとの趣旨等も考慮しまして、

0:57:00	変更前、絵に書く内容を紫の中身、丁寧にですね根拠を持って書くように、修正したいと思っています。修正内容は以上でございます。
0:57:18	はい。規制庁上出です。
0:57:20	よろしくお願いします。
0:57:23	あとちょっと、
0:57:24	確認なんですけど、別紙4で、地盤側でもついでし、
0:57:31	地震側でもついでしってということなんですけど、これってレビジョンあってるんですけど。
0:57:52	日本原燃工藤でございます。別紙4につきましては今回ですね、別紙地盤側としましては、別紙4-1として耐震設計の基本方針をつけて、
0:58:05	前回としても4-1-1-2、4、別紙としては4-2ということで、つけさして従来からの目をつけさせてもらってます。今回ですね新たに、この別紙4-1、4-2ということで、
0:58:18	構成を変えたので、レビジョンはですね0というふうにさせてもらっています。以上です。
0:58:30	規制庁小峰です。次回の資料提示の時には
0:58:37	基本的には地震と地盤同じ、C案が1だと思う。中身は同じだと思って。
0:58:45	ちゃんとレビジョン管理を合わせて、どっちが最新なのかということは、今回同じようなタイミングで出てきてるんで大丈夫だったのかもしれないんですけど。
0:58:56	今後、それぞれ進み具合があるとして、どちらが、どれが最新なのかわかるよ、管理いただければと。
0:59:07	はい。乳井近江工藤です。同じものを新地盤させますので、どちらが耐震化というところがわかるようにですね、レビジョンは同じようにですね管理したいと思います。以上です。
0:59:26	はい規制庁菅です。よろしくお願いします。
0:00:00	五味です。
0:00:01	その辺を、
0:00:03	あれなんすか。
0:00:06	月曜野川ちゃんと静的って書いてあるから。
0:00:12	移し忘れというか、そういうレベルのものだと思いますけど、そういうことです。
0:00:23	日本原燃菅原です。はいそうですね隣にある許可の本文の。
0:00:31	はい。もう見直してですね、再度確認をして、ちょっと文脈として



0:00:38	の整理っていうところだと考えておりますので、整理した上で記載のほうを修正いたします。
0:00:52	はい。規制庁、亀井です。わかりました。
0:00:56	続いて8ページですけども。
0:01:04	(エ) 1、これも一番下のところですね。
0:01:11	ロッカーの変更点ということでこの(1)がついてるんですけど、
0:01:20	許可では、
0:01:22	千葉天井が、
0:01:25	安全機能が損なわれないところに設置しますっていうのは、
0:01:30	許可で約束していることそれに対してこのHっていうのは、
0:01:35	返上しても大丈夫なように対策をこうする設計となっていて、
0:01:42	これが、その許可で約束した範囲のなかなか、
0:01:48	何となく、
0:01:49	返上する。
0:01:52	ところに設置をしますっていうふうに、何か許可の枠をはみ出しているのか、その辺の関係が、
0:02:01	位置関係がよくわからないなと思ったんですけどこの辺、許可に対してどうなのかっていうところを、説明いただけますか。
0:02:12	日本原燃の菅原です。ここにつきましてはですねおっしゃる通り許可の方で、明確に今設工認の本文に記載しているようなところが、
0:02:25	ちょっと明確には読めないなというところ実態だと思っております。
0:02:30	したらですね今この吹き出しで入れているようなところ、2、書いてある。
0:02:37	はい。主、
0:02:39	ですね。その辺上に寄って、撮れない一番っていう。
0:02:46	固陋をもう少し膨らまして考えていくと、対策も含めて、その機能が損なわれる恐れがないというところは、いえるのかなというふうに考えましてこのように整理をさせていただきました。
0:03:05	規制庁、上出です。今の話だと、
0:03:09	許可の範囲を超えているような感じだと思うので、
0:03:15	それだと、認可はできないですね。
0:03:23	もう少し
0:03:25	実用炉で何でこれを書いているかっていうところとあって、
0:03:29	わかります。実用炉では、要はそういう地盤に設置すると言っていつつ、さらなる対策として行っているのか、

0:03:41	要は対策も込みでこれでいいんだと言っているのかっていうその位置付けが、
0:03:48	僕わからないんですけどその辺調べてますか。
0:03:55	日本原燃の澤です。こちら作成するときにですね発言聾さんの設工認等後それのもとになった許可の記載も頼み、
0:04:08	見た見た上でですね、
0:04:11	この部分は書き足されているなというところで認識をしておりました。担当部長、そこの所詳しい考え方につきましては、ちょっと聞き取りなどしてですね、少し確認をさせていただければと。
0:04:27	思います。
0:04:31	はい、規制庁カミデです。そのあたり、なぜそれでいいのかというかそういうところをですねきちんと確認して、この許可からの変更点の吹き出しのところに、
0:04:44	こういう許可との関係ってというのは、こういう関係なんだとか、そういうところを拡充してもらえば、というところだと。
0:04:56	よろしくお願いします。
0:05:00	はい。日本原燃菅原です。承知しました。
0:05:09	うん。
0:05:10	規制庁カミデです。
0:05:16	そのあと、10 ページページパツ欲しいの屋外重要土木構築物一番上の記載ですが、これは地盤の時にお話をした。
0:05:27	ということで耐震側もあわせて記載値を整理するということ。
0:05:33	なので
0:05:35	そういう形をお願いします。
0:05:40	そのあとですね、少し、
0:05:44	飛びますけども、
0:05:46	34 ページ。
0:05:54	で、
0:05:57	吹き出しが、申請書本文の欄に吹き出しがいくつか並んでますけどその真ん中の、等の解説。
0:06:09	なんですけど、
0:06:13	ここが全く等の解説に、
0:06:15	なっていないんですけどこれは何を言いたい。何を言いたい。ではないですね。この有限要素モデル等々って何ですかかっていうことに対して、具体的な
0:06:25	日本原燃菊田です。

0:06:27	この町につきましてはモデルの種類を言ってる部分になりまして、
0:06:34	有限要素モデルの他に出店系のモデル等もありましてそちらについては添付書類の中で各々、
0:06:42	設備ごとにそのモデルを占め、
0:06:46	示しますのでここでは等ってというような記載をしたというところを言いたかった部分になっております。
0:06:57	はい、規制庁カミデです。一応、大野。
0:07:02	大切って意味では今言われてるし、連携だとか、あとは光学式とかもあるかもしれないんですけど。
0:07:09	そういうところだと思うので、そういう形で対応をいただければと思います。他のところも、
0:07:20	IV。
0:07:21	土肥。
0:07:22	藤のところ、そういうところは事業者として、精査してくださいっていうのは他の条文の時も、
0:07:29	言ってますけど、
0:07:32	牧本堂って何だとあと通って、そもそも使わなきゃいけないのかっていうところなんですけど、全体精査してください。
0:07:40	ということで、そのあたりの精査を引き続きよろしくお願いします。
0:07:47	日本原燃菊地です。承知いたしました。
0:07:59	規制庁カミデです。
0:08:01	あと 36 ページ。
0:08:06	これは、
0:08:07	体裁的なところなんですけど 36 ページの、設工認基本方針の欄、(4)で、ここは安全機能有する施設と重大事故対処施設に提供するっていうので両方共通で書きますよと。
0:08:26	五つですね。
0:08:30	実際、
0:08:32	その下、a ポツ、
0:08:35	括弧ポツってということで、DV についてこうします、でのポツで、次のページですけど、ポツ衛生について復興します。
0:08:47	その次のページいっても DBSA ってこう、それぞれ書き分けてですね。
0:08:53	何か全体の整理と違うんじゃないか。及びでつなぐ場合は同じように変えていく。別々で書く場合は別々で書くってというようなイメージだったんですけど。

0:09:04	この辺で全体の考え方と、
0:09:06	整合してます。
0:09:13	日本原燃菊地悦すいませんここが
0:09:17	M U T O Hの郡司章として、安全機能を有する施設っていうところがありまして、そこに重大事故を足してしまったためにちょっと今ちぐはぐな状態に、
0:09:28	なってしまいましたっていうところですよ。小久保江藤。
0:09:33	確かにその耐震設計上の荷重の組み合わせと許容限界っていうところなので、これは種を置かずに、下の中の展開の方で、安全機能。
0:09:44	保有する施設、D BとS Aです。
0:09:46	各々の章立てをした形にちょっと見直しをさせていただきます。以上です。
0:09:56	はい。規制庁カミデです。精査をいただければと思います。
0:10:03	あと、
0:10:04	ちょっとまた大分ページが飛んでしまって、
0:10:08	55 ページ。
0:10:10	なんですけど。
0:10:17	基本設計方針の、
0:10:20	ポツのところ。
0:10:25	この辺、
0:10:27	今この記載っていうのはS Aのところだと思うんですけど。
0:10:35	耐震重要度って言葉が、
0:10:39	ですね、
0:10:42	S Aにおいては、S Aの重要度があってそっちに従うんじゃないかと思ったんですけど、この辺で、
0:10:50	耐震重要度って言葉でいいんですけど。
0:10:54	日本原燃の菅原です。まずこのパラグラフはですねS Eに限った章ではなくてですねこの共通のパラグラフというふうにしておりました。
0:11:14	はい、規制庁カミデです。これは、
0:11:23	ちょっとその辺がよく読み取れなかった。
0:11:26	たんですけど何ページまで。
0:11:29	戻れば、
0:11:30	それがわかりますかね。
0:11:35	日本原燃佐川です。53 ページ。
0:11:40	の、このDぽつというところからの許容限界が、
0:11:45	始まっておりまして、ここでは共通S T S 共通になる項目もそれなりにございましたので、

0:11:58	明確にこのDBの章、SAの章というふうには特に分けずにここのdポツの頭の方を構成しております。
0:12:09	規制庁神戸です。共通の章に、
0:12:14	開くのは基本
0:12:16	基本的には共通的なものっていう理解でいました。なので、
0:12:24	54ページまでいくと、
0:12:29	口ぽつはDBの話だし、8ポツは、貨物にポツはSAの話だし、そういう繋がり、ぽつと下へぽつ。
0:12:40	とポツ。
0:12:41	みたいのがあると。
0:12:43	何のこっちゃっていうのが、
0:12:46	あるので、それで書き分けたりしましょうっていうことだったんじゃないかと思いますが、その辺はですか。
0:13:08	はい。日本原燃菅原です。
0:13:10	そうですね共通のところもあれば必ずしも分けないというところもちょっと、ありましたのでちょっとそちらの方にちょっと偏ってしまったのかなと思いますので、ちょっと書き分けの方も少し分けられないか検討させていただきます。
0:13:30	やはり、規制庁カミデさんSAとDBの書き分けっていうことで全体的に整理をされてると思いますのでその整理の考え方に立ち戻って、
0:13:43	どう書けばいいのかっていうことを
0:13:46	してもらえればそんな変な感じにはおそらく、
0:13:48	ナーらないと思うので、
0:13:52	きちんと確認をして反映いただければと思うんです。
0:13:59	はい。日本原燃菅原です。拝承しました。
0:14:06	はい。藤規制庁カミデさんと55ページのポツについて。
0:14:15	君津者、年米って言っていて、
0:14:20	前も何でこれだけ機能これだけなんですかっていう話をされていて、
0:14:27	あと別の補足説明資料で、その話をしたような気もするんですけど。
0:14:33	やっぱまだ結論は、
0:14:35	きちんとした整理としては聞いてないような気がするんですけど。
0:14:40	最初施設いろんな機能がある中で、
0:14:44	これだけでいいですよっていうのはどういうふうに確認してます。
0:15:06	弓削西原でございます。先に私が答えちゃいけないことはお断りをした上で、以前ここで書くべき機能って何があるのかっていうのを、

0:15:17	整理をという話があったのは記憶しておりまして再処理施設全体で、設備、例の仕様表の整理を共通 06 でやった時にもうどんな機能があるのかっていう整理もしてますしそこを含めて全体整理をさせていただきました。
0:15:32	それをどこにフィードバックかけたかっていうと若干今よく曖昧なのでそこを整理した結果をどこでお示しするかっていうのを今一度中で整理をして、
0:15:42	補足説明資料のどこに入れるとかどこで示すというのは、別途回答させていただきたいと思います例えばスケジュールに示す時にこの部分ですというのがわかるように立つとかですね。
0:15:52	そこは工夫をしてわかるようにさせていただきたいと思います。
0:15:58	はい。規制庁深見です。
0:16:01	同じ認識ですのでよろしくお願いします。
0:16:08	あと、55 ページの、
0:16:14	1 ポツに、屋外重要土木っていうのが、
0:16:18	あって、
0:16:24	これは、
0:16:26	許可の本文と加点力との紐づけっていうのは、どういうふうに見ればいいですかね。
0:17:04	規制庁小峰です。上に聞こえてますか。55 ページの一番下後ポツの話なんですけど。
0:17:11	はい。日本原燃聞こえてます。少々お待ちください。申し訳ないです。
0:17:35	日本原燃のオオダテです。江藤許可のテンロクから持ってきた記載ではないです。
0:17:40	以上です。
0:17:47	規制庁カミデです。ですね。
0:17:50	ええよ。
0:17:52	日本原燃の説明としては許可においてというか、
0:17:57	日本原燃としては建物構築物の中にそういう労働とかが入って、
0:18:02	そういうことで許可を受けてんですっていう話を聞いてますんで、テンロクに書いてませんではなくてこういうふうに書いてましたっていう話をした上で、
0:18:13	これこれこういうことを記載しますっていうことを、回答いただきましたかったんですけど、また整理は変えますか。

0:18:24	日本原燃志田でございます。これちょっと吹き出しであったり、考え方の整理がまだ全体的に浸透してないものだと思っております。おっしゃっていただいている通り基本設計方針（5）のが、
0:18:37	業界の分のどこを発生させたのかってのも含めた上で、本来ここは例えば構築物の中の投げをブレイクしたものであってそれを設計に展開する上で明確化しましたという吹き出しの内容で、
0:18:51	今お受けをするのが、今までの他の別紙でのやり方と統一的な話かなと思います。そこはもうちょっと同じような展開できるように、
0:19:00	再度関係者で話をして、精査していきたいと思えます。
0:19:07	はい。規制庁深見です。よろしく申し上げます。
0:19:13	次、また少し飛びまして、
0:19:18	65 ページ。
0:19:21	で、飛ばさせていただいて、
0:19:26	周辺斜面については、
0:19:31	これ許可の文章、本文の内容、ほとんど側、
0:19:37	書いてるんですけど、これって、
0:19:40	お作法だけなんですけど、語尾を、
0:19:44	許可は
0:19:47	何とかするみたいな書きぶりだけど、設工認に行った時は、00 の設計とするっていうふうに変える整理だったと思うんですけど。
0:19:57	これはあれですかねそういった形でまた直されるってことですかね。
0:20:04	はい。乳井西田でございます今のルートが防砂法的におっしゃっていただいている通りです。許可の本文からの展開をした上で、
0:20:14	全部を見に行ったら発電所が譴責保守の書きぶりというのを見て、設工認として適切な設計をしながら、語尾の修正をするというのが考え方ですので、
0:20:29	それが、恐れがないって斜面自体設計とするってのもあれなんでそういうところに設置するとかですね、何か設計とする考え方がわかるように、語尾を修正するということかと思えます。
0:20:43	はい。規制庁深見です。わかりました。
0:20:47	あとすみませんちょっと戻っちゃうんですけど、63 ページでも確認事項があって、
0:20:56	サブドレンのところなんですけど、
0:21:04	まず、これ、
0:21:06	先週ですかね、面談でサブドレインについてはある程度、何か行政相談を受けてますけど、

0:21:14	ここの記載っていうのはどこまで今固まっている状況なのかっていうのをまず説明いただけますか。要は次回、後々の、
0:21:24	申請対象を含めても整理済みなのか、まだもうちょっとモデルっていうか、その辺いかがですか。
0:21:34	はい。与儀土橋でございます。こちらの方の記載に関しましては今、現状もう少し揉んでるところでございますして補足説明資料のですね地下水の設計の考え方といったところを、
0:21:47	本日かな、提出する予定にしておりますので、そちらの方を少しご議論させていただいてその内容の方を少し反映するといったところで今考えてるところでございます。
0:22:01	はい、規制庁カミデです。それ、あれですかね吹き出しに書いてある古藤内容ですかね。
0:22:08	はい。日本でトガシでございます。おっしゃる通りでございます。
0:22:12	はい、わかりました。
0:22:14	規制庁菅です。その上で
0:22:20	まだ検討中とは言いつつも、
0:22:24	このCポツの4行目か。
0:22:27	地下躯体を有する建物構築物っていうと、結構地下躯体って何だよっていうところは、一般的にわかりにくいところがあって、
0:22:40	皆さんとしては整理してますし我々も補足説明資料とかを見ているので、こういうことねっていうのは読みとけば、
0:22:51	イメージしてることはわかるんですけど。
0:22:55	近くだいって、単純に言っちゃうと地面にちょっとでも埋め込まれていればですね。
0:23:01	というか
0:23:04	いう中において建物は無いんでみんな近く対話あるちゃうので、何かもう少し良い事が前提にできないかなと、思いますのでその辺もあわせて精査いただければと思います。よろしいです。
0:23:17	はい。日本で飛ばしてございますおっしゃる趣旨理解いたしましたので、地カーに質を有するような、という少し少し違うの方はちょっと伺いたいと思います。
0:23:31	はい。規制庁深見です。よろしく申し上げます。
0:23:35	藤別紙シートについて私の方からこれで最後にしますけど、また飛んで101ページまで飛ぶんですけど。
0:23:48	これ、
0:23:50	S A 設備の設備分類っていうことで



0:23:54	実用炉との差分があってそれは許可の書き方だけっていう説明なのかもしれないですけど
0:24:03	現状何もなくてですね、
0:24:06	許可で書いてるのが違うんですっていうだけでも、何かもう少し説明があれば、再処理施設はこういう趣旨でここまでのものを整理してるんだみたいなものが、
0:24:18	説明いただければいいかなと思ってるんですけど、今の段階で何かそういう説明ってできますか。
0:24:27	日本原燃菊池です。当発電所の方は設備をただ並べてるっていう状況にありまして再処理は許可の段階で、どうもその設備分類。
0:24:37	やって、その設備が設計基準上の耐震クラスで何がイトウするかっていうところをちょっと詳細化してる部分がございますので、そういった内容をちょっと、
0:24:49	先頭のページですね、の方に理由を記載を追加させていただきます。
0:24:59	はい、規制庁幹事ですそういう考え方もちょっと目があればいいと思います。
0:25:05	一方で、
0:25:08	実際に
0:25:10	設工認の本文としてどこまで示すべきかっていうところの、
0:25:16	考え方も、一緒にあればいいかなと思います。
0:25:24	J T B の方の耐震重要度分類表っていうのは基本的に、
0:25:29	炉と同じような報告で
0:25:32	大体弱でも整理されているようなところで書いてますっていうことなんですけど。
0:25:38	101 ページの方は、なんかちょうど許可に同じようなものがあっていう以上の何か意味を、今のところあんまり感じなくて、
0:25:49	設工認申請の本文に書くべきことっていう観点で、どうなのかっていうことも、
0:25:59	考えていただきたいと思いますがそのあたりも検討済みですか。
0:26:04	日本原燃キクチですと、すみませんそこまでの考えにはちょっとまだうたってませんでして。
0:26:12	ちょっと許可の内容を受けて設工認で本、
0:26:16	重大事故の設備分類ですね、どこまでお示しをするかっていうのは検討させていただいた上で、議会の提出のときに反映をさせていただきたいと思います。以上です。
0:26:30	はい。規制庁カミデです。

0:26:33	とはいえ、今実際に 101 ページの何の表の内容を見ると、別にそんな無駄なことが書いてあるわけで。
0:26:46	一番右の建物構築物みたいならわー、
0:26:51	何かあんまり意味をなさないような気はしますけど、
0:26:57	これぐらい書いてあった方が、紐づくも見やすいついていうこともあるかもしれないので、いずれにしても少し検討いただいて整理。
0:27:07	していただければと思います。
0:27:13	日本原燃菊池承知いたしました。
0:27:19	規制庁カミデです。すいません私の方で別紙 1 を一通り確認してしまいましたが、他規制庁側から確認事項等あるんでしょうか。
0:27:46	規制庁カミデです。特になさそうなので、
0:27:52	すると次は別紙 2、
0:27:55	ですかね。
0:27:57	別紙 2 の内容を、
0:28:02	また術て読み込んだかっていうと、
0:28:05	ちょっとそういうものでもないんですけども。
0:28:11	ちょっとさ、
0:28:12	ざっと見たところで気になる点があったので 1 点、確認したいと思います。
0:28:19	通しの 125 ページのところ。
0:28:23	ですけど、
0:28:28	項目番号で言うと 4-3。
0:28:32	ていうところですね。
0:28:35	これは B クラス C クラスのっていうところ。
0:28:41	なんですけど。
0:28:47	この 4-3 っていうのが、
0:28:51	次のページを、
0:28:53	次の 126 ページにいても、
0:28:57	ずっとグレーてつぶされていてですね、
0:29:03	初回にしか出てこないような感じなんですけどその辺って、
0:29:09	どういう意図。
0:29:11	何ですかね設計を。
0:29:14	なんか B C が初回にしかないように見えてしまったんですけど、この辺、考え方を、
0:29:20	教えてもらえますか。
0:29:25	日本原燃工藤です。こちら今第 1 回申請としてですね玉城。

0:29:31	この設備等を記載してまして、そこまでですね第1回以降のですね、の説明としてですね、対象となる別ビネー抽出IIというところLowerですねまだ。
0:29:44	発表してないというところもありましてちょっとまだ今のところですねバーバーにさしてもらっているというな暫定的な等の記載とさせてもらってました。
0:29:53	以上です。
0:29:57	規制庁カミデです。それは、4-3にだけ関わることなのか、全般にかかる。
0:30:05	なのかっていうと、どちらですか。
0:30:10	こちら全般ですね現時点でのですね申請としてですね、決まってる内容をですねお示ししたものでございまして、ちょっと今あの日、その下ですね申請対象が、今、
0:30:23	固まればですねまた必要に応じてですね、修正させていただきたいと思っております。
0:30:30	すいません日本原燃福士ですと、今のところですけどもBクラスCクラスと。
0:30:38	各申請開示ごとに、
0:30:41	設備としては出てきますので、そこを第1回の方で、設計方針としてお示しして、
0:30:49	以降の第2第三グループっていうところについては、例えば1の項目番号1-3の124ページにありますけども、
0:30:59	設計方針が一緒であれば第一グループと同一っていうような期待の仕方で展開をしておりますので、ちょっとこの記載。
0:31:07	を含めて、再度、見直しの方させていただきます。以上です。
0:31:17	はい。規制庁、上出です。
0:31:21	なんか最初の話だと、別所に全然できてないんじゃないかって思ったんですけど。
0:31:28	何かそういうわけではなくて、
0:31:31	単純にここの手落ちなのかなと思いましたが、実際、
0:31:35	どんなもんですから、どれぐらい完成度なのかって言うのがよくわからなくなってしまったんですか。
0:31:44	はい。日本原燃佐川です。先ほどうちの、井手側から菊池が話したところっていうのは起点としては統一とってましたってここ、確かに申し訳なかったっていうのは、

0:31:54	当建物側と木部側とは統一をとる記載をやっていたんですけどすみません地盤と、ちょっと自分で抜けてしまいました。なので先ほど菊池が言った、河内甲斐に示すやり方と、
0:32:07	今回基本方針を示したやり方というところの書き分けというところは、今後統一をとっていますので一番上にフィードバックをかけさせていただきます。以上です。
0:32:23	はい。規制庁小峰です。
0:32:27	そうですね。ちょっとこれが、設備名どこまで細かくやるんだっていうところは、まだ確定しきっていないところだとは思いますが、
0:32:38	この、
0:32:40	中途半端なんだったら中途半端っていうステータスを明確にってもらって、それである、ある一定のレベルまで来てるのであればそういう話っていうことで、
0:32:51	ちょっとステータスがわかるように、もらえると。
0:32:54	こちらも、
0:32:56	今回、
0:32:57	この別紙 2、
0:32:59	私は読み込んではいませんがこれ読み込むをとって、結構、
0:33:03	すごい大変なので、
0:33:04	そのあたり、お互い。
0:33:07	認識共有しながら進められればと思うのでよろしくお願いします。
0:33:15	日本原燃付設承知いたしました。
0:33:19	コサクですけど。
0:33:20	念のためですが、
0:33:24	正岡さんがフォローされたので、まあいいんですけど、文、最初の説明だと分割申請がまだ整理できてませんという言い方になっちゃってですね。
0:33:35	だったら第 1 回申請取り下げてくださいってことになっちゃうんで。
0:33:39	これまで分割の考え方は、会合でも説明されていたわけですので、
0:33:45	その具現化をするのはこの別紙 2、
0:33:49	なんで、その全体の流れってのはちゃん等、
0:33:53	いつ担当であったとしても理解をして説明いただきたいと思います。
0:33:58	で、
0:34:00	その会ごとに関係するものがあれば、書いていただくということですけど。

0:34:06	カミデが言ったように、ここで細かく全部書けということでもないの で、
0:34:10	こういうものがここに入りますよというふうに関連づけがちゃんと明確 になっていればいいんだと思います。その上で、こういう方針系のとこ ろはですね。
0:34:22	全般にかかるということで、
0:34:26	その会にも関係するものかどうかということがわかればある程度いいの で、
0:34:30	そういったところで、こう決めとか書くところはですね。
0:34:35	簡略的にでもいいので少なくとも関連性を明確にさせていただきたいと思 います。よろしくお願いします。
0:34:44	はい。表現力承知いたしました。
0:34:52	はい、規制庁カミデです。別紙2は、今日確認するのはそれぐらいで、 また、
0:35:01	カー規制庁側からありますか。
0:35:07	なければ、次別紙。
0:35:11	3の方に行きたいと思います。
0:35:15	別紙3もあまりご確認はないんですけど、
0:35:20	一つあるのが、210ページから別紙3①ってということで、
0:35:27	以前、
0:35:29	今回はまず本文があって、
0:35:33	添付の大元となる、
0:35:38	説明書っていうので、丹治政権基本方針ですかね。ていうのをまず一旦 受けます。
0:35:46	それが親になって、
0:35:49	さらに、別紙、それが別紙4の市場をやって、さらに子供の別紙4の2 から3、ズーところ面図が、
0:35:59	あって、計算書は、孫のように、
0:36:04	それとは別に補足説明資料っていうのがあってそれが捕捉すべき事項と 書いてあるってということなんですけど。
0:36:12	いえ、
0:36:14	一旦本文に書いてあることを、別紙4の1の親が全部受けますっていう ふうには整理されて、
0:36:22	見やすくなったと思うんですけど、その次が補足説明に飛んじやって て、
0:36:30	そうなるとその親子関係。

0:36:32	あとは子と孫の関係っていうのが見えなくなっちゃってるんで、その辺りどうしますかねっていう話なんですけど、基本的には
0:36:43	そういう関係になってる、特に耐震とかは、やはり基本方針が、
0:36:52	たくさんあるので、その関係っていうのは明らかにしてもらいたいと思いますけど、現状何か考えてる。
0:36:59	所。
0:37:00	わかりますか。
0:37:03	日本原燃菊池です。今現状ですね別紙2の方で親カラーを守っているような繋がりのところは整理はしてはいるんですけども、何分別紙2がちょっと縦軸が長くなってしまって、
0:37:18	わかりづらい状況になってますので、その関係性をどう示すかってのはちょっと、
0:37:35	弓削西田でございます。他の条文との整理も踏まえた上で統一感のあるような感じにしたいと思います。
0:37:44	構成としては先ほどおっしゃっていた、4-1-1で1回全部受けるということである種他のところで、どこが子供に結びついてるか別紙2で示させていただいてますが、
0:37:55	この別紙3の①ですかね、の中でも、
0:38:00	税務署における記載っていう書いてあるところに、例えば、
0:38:06	何ページがいいかな、200。
0:38:10	11ページの一番頭とかで、1-1、1項の4-1-1-2に古いやつを、3ポツで書いてみたりとか、いうのもあると思いますのでこういった形で子供がどこかに防災あるときにはその子供がわかるようにというのは、別紙3でも、
0:38:24	工夫をしてお見せするというのが今、他の条文でもやっていた展開でございました。以上です。
0:38:35	規制庁、カミデです。211ページのところは確認できましたけど、
0:38:44	そういう対応は、今の別紙3でも、やられてるっていうことですかね。
0:38:51	どうですか下作業状況。
0:38:55	日本原燃聞く整数倍別紙2で関係付けたその添付書類の500パンケーキが別紙3-1の中でも、同様に展開しております。
0:39:09	なんで、すいません、日本原燃ですけども、例えば212ページの、
0:39:15	添付書類における記載っていうところの一番下ですね、重要度分類の
0:39:22	子供の基本方針に紐づけるところなんですけどもここに※最後の人間をですね、本編。

0:39:29	このような形で、0 子供の添付書類の方への紐付けっていう関係性をお示ししております。以上です。
0:39:49	はい。規制庁神です。わかりました。一応手当は、
0:39:57	どんどん、どれにプラス上がってるかっていうところまでは、
0:40:03	手当がされてる。
0:40:05	した。
0:40:09	これをどこまで、
0:40:11	詳しく示すかっていうのは、
0:40:15	辺はもう少し考えてまた改めてっていうことかもしれないですけど、とりあえずは今、
0:40:21	そこまでは一通り手当をして、
0:40:24	いうことでわかりました。
0:40:30	その他別紙 3 について私の方で以上ですけど、規制庁側から確認事項ありますか。
0:40:50	と、規制庁カミデさんわかりましたと言いつつも、
0:40:55	今の関係のところ、
0:40:59	例えば 214 ページの、
0:41:05	項目でいうと、
0:41:07	若生さん、連番じゃないのか、真ん中の 46 とかで、静的シンロみたいな話があってこれは非。
0:41:17	紐づくものはないと言いつつも、
0:41:20	何かそれに、
0:41:22	実際は計算書なり、
0:41:27	地震応答解析の基本方針じゃないかな、静的だから、何か。
0:41:33	どちらにしても何か紐つくものがあるような感じがしていて、基本方針に書いて終わりっていう感じでもなさそうなので、この辺ぐらいですかやっぱりもうちょっと精査が必要。そうですかね。いかがですか。
0:41:49	日本原燃菊地です。今、
0:41:51	例示としていただいた静的地震力の部分なんですけども、一応基本設計方針の記載事項としては、今の、
0:42:01	添付書類の 4-1-1 の内容で、受けとめはできているとは考えておりました。そういった観点で、今、別紙 2 と 3 の方、
0:42:12	の、その大屋関係の整理っていうものをしてございます。
0:42:20	規制庁カミデです。そうではなくて、一旦、4-1-1 で受けるのはいいんですけどさらに展開してる場所は、

0:42:30	あるんじゃないかと思うんですけど、静的地震力によっても、それはないってことですかねと。いずれ車の形。
0:42:39	計算書とかにはいってるはずでそこで完全に終わりですっていう感じはしないんですけど。
0:42:45	いかがですか。
0:42:54	はい。はい。日本原燃志田でございます他の増分の限界値ちょっと見た上で、統一的な考えで整理をしたいと思います。展開の仕方は例えばですけど頭の、
0:43:06	添付書類でまず親がいて、及び書いてある内容をさらに詳細化する、もしくはその条件を付与するといったものがリンクする場合は、
0:43:17	子供側とのリンク前ぐらいに見せるということは必要だと思ってました。ただちょっと結果になるような計算書に結びつけるのは逆に頭から教えてもらえばほとんど全部計算書に結びついてしまうので、
0:43:30	そこのリンクモデルを展開しようというのはあまり考えてなかったところで、考え方、以上でございます。
0:43:39	はい。規制庁カミデず私の問題認識も書いてあるでしょだから全部ここに羅列ししてくださいという話ではなくてそうなるただ面倒なだけなので、
0:43:51	どういう考え方ですかっていうことに対して簡単に答えられる説明があって、それを頭に入れて見ておくと、わかるっていうのは
0:44:02	一番シンプルな姿かなと思いますのでそういう観点で整理をいただければと思います。
0:44:11	はい、与儀西田でございますはい。承知いたしました。
0:44:18	取っ規制庁カミデです。別紙3はよろしいですかね。
0:44:25	次、続けて、別紙6に帯体を、
0:44:33	ページで言うと、通しの1455ページ。
0:44:41	なんですが、
0:44:52	藤規制庁カミデ1455ページ、
0:44:57	これ瑣末な話ですけど、4パラメータですかね、スペックを、スペクトルモーダル解析を野原が、
0:45:06	全体よりも第1回申請範囲が分量多くなってるんですけどこれは、こういうところはちゃんとチェックしてくださいっていうのがまず1点目です。
0:45:17	日本原燃菊地です。はい、承知しました。申し訳ございません。
0:45:28	はい、規制庁カミデです。あと、1466ページ。
0:45:41	ここで、先ほどちょっと話題にしました一番上にある



0:45:46	経営とポツの機密性遮へい性っていうところなんですけど。
0:45:50	何かこれが第1回から除かれるっていうのも、
0:45:55	何かよくわからなかったんですけど、その辺の考えを説明いただけますか。
0:46:16	はい。
0:46:17	日本原燃、佐川です。ここにつきまして対象となる設備は第1回で出てこないというところで、外しております。
0:46:33	すいません。日本原燃佐川ですけども今の時計側の考え方はその通りになってましてその前のところで、カミデさんの方からこの機能に対してこれだけでいいのかっていうところがありましたので、
0:46:46	そこは許認可側で整理した上でという話がありました。仮にここがもし増えたとして対象があるというのであれば書きますし、現状はこの三つに対してであれば、第1回範囲であれば不要ということで先ほど5件の方で答えてますっていうところが、ちょっと補足させてください。
0:47:01	なので必要あれば、比較させる必要があると考えております。以上です。
0:47:08	はい。際し規制庁カミデです。最初の回答だと、2ポツの具合重要土木、括弧どうの、これは。
0:47:19	第1回申請配管、ケースC。
0:47:21	再処理においては、建物に係るところ全部削るっていうふうに、
0:47:26	受け取ってしまったんですけど本当にそういう考え方でいいんですかね。
0:48:03	規制庁カミデずちょっと変な言い方をしてしまったんですけど、認識されてますか。
0:48:11	日本原燃地区で少々町から
0:48:20	有明社でございます。岡野常務もコメントをいただいて、第1回の範囲をどう整理するかというのは展開をしているところでございまして
0:48:31	その考え方と耐震だけ違うってのはまずそもそも有り得ないところでもあるんで、それも踏まえた上で整理をさせていただきたいと思います。
0:48:40	大枠の方針であれば、切り分けて細切れに出すということ自体が果たしてどうなのかっていうのもありますし、どこまで大枠として今回今日設計方針としてお示しするのかっていうところの線引きをちゃんと明確にして、
0:48:57	何でもかんでも後ということではなくて、大枠の範囲はまず第1回で、全体的な方針として示すということの、他の条文でやろうとしている考え方に合わせて、整理をさせていただきたいと思います。

0:49:12	はい。規制庁五味です石川さんに言っていたきましたが他の条文でもこういうところ結構あって、
0:49:20	何でこれだけぼつって見てるんだろうみたいな結構あってですね、そういうところは先ほど石川さん言われたみたいに大枠の考え方として、出すんじゃないのって。
0:49:31	これは当然、そういう話ししてますんでその水平展開の項目の一つとして認識をいただければと思います。
0:49:48	と規制庁カミデです。続けてですけど 1471 ページ。
0:49:59	この単純な確認なんですけど、
0:50:04	変更前のところに、基準地震動 S s って書いてあって厳密に言うと向か C は、再処理の場合は S Y S っていう。
0:50:16	地震等で、
0:50:18	もっと厳密に言うと、
0:50:20	一部の設備だけ、清須貝たりっていうことはありましたけど、
0:50:26	要は閉校前 S II だとしても、もともと等の購入が S II で書いてあったとしても、ここの変更 S s とするっていうところは、これは実用炉とも同じ整理だと考えて、
0:50:40	よろしいです。
0:50:44	日本原燃菊池です。はい。
0:50:46	それで、
0:50:47	問題ございません。
0:50:52	はい。規制庁亀井です地震動についてはエスワンを S B S s を、S II を S s に読みかえた状態で変更前やってたかどうかっていうところを書いている。
0:51:05	その辺が、それをとも確認してそういうふうになってるっていうことで理解しましたけど、その理解でいいですよ。
0:51:12	うん。日本原燃菊池です。もう少し不服させていただきますと平成 18 年に耐震設計の審査指針の方が改訂になった際に、そちらの方でその読みかえ、
0:51:25	の地震動の読みかえに加えて耐震クラスの読みかえの方も定義がされておりますのでそこは、発電炉と同様の対応になっております。
0:51:41	規制庁深見です。今の補足はちょっとよくわからなかったんですけど指針が改訂されたのはわかってるんですけど。
0:51:49	指針の改定を受けて設工認取り直したわけではないです。
0:51:57	日本原燃寄付ですはい。おっしゃる通りでございます。

0:52:03	なので指針の中でその読みかえがありまして、今回の設工認の中では、その、
0:52:11	金家ではS IIであったものが、
0:52:14	あってるものを、今回の設工認で基準地震動S sというふうにしてお示しをしております。
0:52:28	藤規制庁カミデです。今菊池さんが言われたのは指針。
0:52:34	昔でいう新身体。
0:52:37	新耐震指針それ、それよりは新しいやつですかね、あの中で、
0:52:42	基準地震等エスワンとか五つの作り方の考え方は、
0:52:48	変わらないまま、S D S IIっていう読みかえが、指針上でなされたから、それ、それを今言いたってことですかね。よう言われたってことですかね。
0:53:15	日本原燃菊池ですがはい。その通りでございます。
0:53:20	ちょっとすみません先ほどの
0:53:22	基準地震動S Sっていう部分の、と記載につきましては、
0:53:28	今、東海第2の基本設計方針の方とも、
0:53:33	確認をした上でこの記載について、
0:53:36	ちょっと一度持ち帰らせていただいて、
0:53:39	見直しの方の検討させていただきたいと思います。
0:53:46	はい。
0:53:47	規制庁カミデです私も藤新野信さあ、申請書が手元にあったのでそれを見て、S Sで書かれてるのはわかったんですけど、そもそもとうにが、
0:54:01	S sとして、設工認の中を受けていたのか普通のままだったのかっていうのがわからなくて聞いてますのでその辺り調べていただくっていうことであれば、
0:54:13	確認後にまた、
0:54:16	いただければと思います。
0:54:19	日本原燃菊池です。承知いたしました。
0:54:31	はい、規制庁カミデです。
0:54:35	阿藤
0:54:37	括弧Cのところは緑枠なんですけどこれもエビデンスどこまでやるかの整理の1例だと思っていただければいいんですけど。
0:54:50	これはするちょっと変な感じはしますけど、地震01-2って書いてますけど。
0:54:56	これが1491ページですか。
0:55:04	添付されてますけど、

0:55:07	とても、
0:55:08	この業者が対応してるとは思えず、ちゃんと精査してくださいっていうことなんですけど、その辺は理解いただけますかね。ぐらいの指摘で、
0:55:27	日本原燃佐川です。そうですねおっしゃる通りバシッと体そのものの期待ではないというところを理解しつつ、
0:55:39	ちょっとそのキーワードとして、出てきてるところと、紐付けはあんましていたというところでございますのでちょっと先ほど来のコメントいただいている部分でもございますので、ちょっとそこの整理というのはちょっともう少し、
0:55:54	検討させていただきます。
0:55:58	はい、規制庁カミデです。
0:56:02	先ほどはどこまでエビデンスつけますか問題で
0:56:09	ということなんですけど、これは、
0:56:12	ちょっとさすがにこじつけが過ぎやしないかっていうところなんで、もうちょっと問題としては、沖本、とらえて、精査をいただきたいと。
0:56:26	ちょっと方針を変えてそれを更新、書いてあればそれで作業終わりっていうわけではなくてもうちょっと見に行くと、そういう設定してるってのがわかると思うので、もう少し精査をいただければと思います。
0:56:42	はいりオン菅原です。はい、承知しました。
0:56:57	あと、規制庁神里 1477 ページなんですけど。
0:57:10	この下の3パラ群馬にパブなのか、になってますけどこれって何でなんですかね。
0:57:44	日本原燃菅原です。そこの部分につきましては既認可の時点での考え方の方には
0:57:56	ない部分ということで整理をしています。ここの部分はちょっと発電炉案の資料も、
0:58:06	確認はしたんですけども、バーバリーなっているという範囲でございます。
0:58:14	乳井西田でございます。ちょっと全体的に、冒頭変更前で変更になすっていう書き方が他のと違ってたりするところがあるので、
0:58:25	この別紙6自体ですねちょっと書き方については全体の作法と合うように修正をしたいと思います。他の事で左がない場合は空白で、バーをわざわざ書かないということの全体の生理学の整理の中で、
0:58:42	してますのでそういったものをちゃんと踏襲して、同じようなやり方で記載をして渡し直しをしたいと思います。

0:58:53	はい。規制庁古味です。わかりました別紙6については何か似たようなのがまだ幾つかあるんですけど、基本的には、また精査をしていただいとていう。
0:59:05	フォローだと思います。
0:59:08	実態どうだったのかっていう、発電所主に見てもらう。そうなんですけど、自分達の前の設計となってたかっていうところをちゃんと考えて、
0:59:18	反映いただければと思います。よろしくお願いし
0:59:26	とりあえず別紙6についてはそのあと私の方で文章です。
0:59:31	他、
0:59:33	規制庁若井別紙6、もしくは、それまでの別紙含めて何か確認事項書
0:59:58	を規制庁カミデです。特にないようであれば、次はMOX側の資料ということで、
1:00:06	地震000について、何か説明することがあればお願いします。
1:00:14	はい。日本原燃の伊藤です。
1:00:16	MOXの別紙地震00、キシノ0002についてですけれども、
1:00:23	基本的に再処理と同様に修正しておりまして、別紙1ですと最初に概要です、具体的な内容を記載したり、
1:00:32	別紙2についても修正してます。
1:00:35	あと、MOX第1回目で、燃料加工建屋が、10月月中事対象施設を設置する建物といったことで、
1:00:45	重大事故の記載を、第1回で記載してるところが多いというところが違いになってるといふふうに考えてございます。
1:00:53	本日説明紙の別紙4、すいませんちょっともう、もう1点なんですけども、本日説明した別紙4の中に、これまで議論させていただいてます基準地震動Ssを1.2倍した地震力による、
1:01:09	重大事故等対処施設の成立性の確認、そちらの中身を今回含めてお出しさせていただいております。こちらについては0一周説明させていただければというふうに考えております。大丈夫。
1:01:22	主な変更点以上になります。がしてると。
1:01:27	私はよくないんで、しれませぬね。一応多分趣旨としては、
1:01:32	聞いてきたところで、成長力カミデです。
1:01:36	そうすると基本的に再処理と共通するところは同じように対応していただく。
1:01:44	で、
1:01:49	ボックスでいうと、私たちは別紙6で幾つか似たようなコメントがあるだけなんですけど、簡単に紹介すると、

1:02:01		1200
1:02:03	1 ページのところなんですけど。	
1:02:10	これは、	
1:02:11	2 多様なというか、MOXとしてはちょっと、ちゃんと話を聞かなきゃいけないと思ってますけど、	
1:02:18	201 ページの一番下のまた書きだけ、第 1 回が除けますっていうのは、これはさっきと似てはいますけど。	
1:02:29	これについては介護でも話を聞いているサブドレンの話で、基本的にはどういう設計かっていうのは、ちゃんと示してもらう必要があると。	
1:02:41	出ますが、何か事業者としての考え方はありますか。	
1:02:53	はい。日本原燃の伊藤です。	
1:02:55	ですねそのウエイト上、新発の頭作業に書いてあるところについては、全体的な方針ということで考えておりましたけれども、	
1:03:06	実際、地下水排水設備の申請が第 3 回と第 3 回の申請で考えておまして、また書き以降の内容につきましては、そちらの設計の内容になるかと。	
1:03:19	考えまして今回、のぞいていたところでございます。	
1:03:27	規制庁カミデです。	
1:03:29	本来であれば、	
1:03:33	建屋と一緒に申請されるのが一番望ましい形で、	
1:03:39	分割、	
1:03:41	するのであれば、	
1:03:45	その工事会での、最初の方でちゃんと約束をしておくというものをつけるかっていうのをちゃんと約束してるっていうのが、その分割の考え方とどうだと思えます。	
1:03:56	このまたが気が詳細なのか、	
1:04:01	全体的な基本的な方針なのかでいうと、これはやっぱり、	
1:04:07	最初に申請されるべき基本的な考え方だと思ってこれだけ除いて、	
1:04:16	植野産業だけ。	
1:04:17	どんな設計かもよくわからないけど、サブドレインポンプをつけるから、	
1:04:24	燃料加工建屋大丈夫ですって言われても説得力はなくて、きちんとまた和気まで含めた形で、第 1 回で話をする。	
1:04:33	仕様表とかそういうところは、	

1:04:38	その申請が出ということで、ぐらいであればまだ理解できるかなというところで、その辺改めて検討いただければと思いますけど、いかがですか。
1:04:49	乳井西田でございます。他の条文でやらせていただいた時の考え方も踏襲しますと確におっしゃっていただいている通り、この文章を、の設計方針自体は耐震重要施設である、
1:05:00	燃料加工建屋の建屋に対しての耐震性を確保するために、地下水排水設備を設けますと。
1:05:07	いうことの設計に対して、また書きはこれセットなので、
1:05:11	あって初めて意味がある文章なので、ここ5行6行か、全体として一つの設計方針であるというところをえ方をするのが、今までの他の条文での制度の考え方だと思っておりますので、
1:05:24	この6行全部書いた上で、例えば非常用発電、電源設備に接続しているという具体の設計であるとか、ていうのは、それぞれの設備が出るときに示させていただきますというような展開で、
1:05:38	整理をさせていただければと思っております。
1:05:44	はい。規制庁菅です。わかりました。
1:05:47	あとそのあと別紙6-2になりますけど、確認したいのが1224ページで、
1:05:59	これも別紙6の作り方だけの話だと思うんですけど、今の別紙6の2で、(6)緊待所ってあるんですけど。
1:06:11	別紙6の2の変更後とか、別紙6なりの対象になるのってこれ、第1回申請の対象ですって整理したものだけだと思っておりますので、
1:06:23	別紙6の市田緊待所はまた本土ですっていう話だったので、
1:06:29	6の間に出てくるのはおかしいんじゃないかと思っておりますけど、私認識が違ってますかね。いかがですか。
1:06:38	日本原燃の伊藤です。カミデさんの認識の通りであっておりますしてちょっとこちらの整理が間違っております。
1:06:45	本来、変更前は、第1回、各内容でございます、
1:06:51	変更後か、(6)の勤怠については書かないというせえ。ただし、新しい、そういった整理が正しいというふうに考えております。
1:07:04	はい。規制庁深見です。わかりました。その辺はまた全体精査していただくということで、
1:07:10	よろしく申し上げます。
1:07:13	MOXの資料自身0002について私の方からは以上ですけど、規制庁側から確認ありますか。

1:07:35	規制庁カミデです。特になければ、地震 00 っていうことで、振り返りをお願いします。
1:07:44	はい。日本原燃の菅原です。
1:07:47	自身 005 につきましては、再処理で受けたコメントは基本的にはMO X 側にも、今日として修正させていただきます。
1:07:57	いただいたコメントとしまして元の方の別紙、まず別紙 1 関係ですと、水平と鉛直の組み合わせのところは手法をの明確化。
1:08:09	あと、地盤変状を問う斜面につきましては少し記載の見直しをさせていただきます。
1:08:18	DB と SA の書きは形がもっと書き分けられるんじゃないかというところのご指摘もありましたので、そのあたりは精査させていただきます。
1:08:29	あとですね融資機能をにつきましても、別途そちらの方は整理させていただきますと。
1:08:38	いうところと、
1:08:39	あと重要度分類、飯野SEの方ですかね、のと同等の、差分のところも少し補足を加えて記載するというところですよ。
1:08:52	それから別紙 2 につきましては、
1:08:56	BC クラスの地盤の部分のところの表現がちょっと他の項目と等が合っていないというところもございましたのでこのあたりは精査いたします。
1:09:06	それから別紙 3 につきましては、
1:09:09	添付書類の親子関係のところ、子供の方の展開が少し見えづらいところもあるんじゃないかというところをのご指摘を踏まえまして少し生産をさせていただきますと。
1:09:22	いうのと、あと別紙 6、
1:09:24	につきましては、
1:09:26	その紐付けの精査等、あとはそもそもちょっと今他条文の等も踏まえた、誠意ちょっと合っていないというところもございましたので、そのあたりは、
1:09:40	精査をするというところで反映いたします。
1:09:46	すいません。日本原燃澤です。今の別紙の 1 のところで 1 個おっきな話抜けてたなというところ、ところですよ。そこにつきましてはどうどうっていうところの言葉のところ、言葉の使い分けというところで、ガイドの定義をそのまま使って同じように呼ばせていくとっていうところ。



1:10:02	これはおかしいよねという指摘がありましたので、ありましたので、先行炉というかガイドとそこの識別というところは考えさせてくださいというところが少し大きかったところなので、そこは、
1:10:12	考え方を整理した上で修正しますというところと、あと1個あったのが、語尾のところですね、設計とするっていうところをどうするかっていうところも修正いたします。以上です。
1:10:32	はい。系統規制庁カミテです。
1:10:37	それでは
1:10:40	その前に一旦00シーズ、
1:10:45	一通りですけど、
1:10:47	何かスケジュール対応のスケジュール感みたいなところを説明できますか。
1:11:01	はい。日本原燃佐川です。先ほどちょっと全体との調整というところがあるっていうのが1点と、来週別紙の4というところの中身をお話しさせていただきますというところがありますので、
1:11:13	資料につきましてはバラバラ出すのではなくて一式で整合と手出すものだとして認識してございます。なので別紙の4の内容を確認させていただいた上で、次週以降の提出というところで、次週以降というところが別紙の4の、
1:11:29	内容の展開というところの重さを考えた上で、来週回答させていただきたいと考えてございます。来週のヒアリングを受けて回答させていただきたいと考えてございます。以上です。
1:11:45	はい。規制庁深見です。耐震は来週もあるのでっていうことなんですけど、地盤とか津波はどうしますかね。松波は。
1:11:55	S A設備と泡を合わせたぐらいのタイミングがまたいいんじゃないかと思ってますけどその辺いかがですか。
1:12:02	日本原燃の村田でございます。津波につきましては今上条さんがおっしゃっていただいた通り、
1:12:09	いただいたコメントで岡さん方の設計の考え方とか、そういったところもございまして、またちょっと各別紙の先ほどの別紙6のエビデンスのつけ方です。
1:12:20	全体横並びにちょっと相談するところもございまして、そのS A条文とかとのスケジュールも踏まえて、ちょっと改めて提出させていただきたいと考えております。以上です。
1:12:34	はい。規制庁亀井です。わかりました。

1:12:39	残りは会議所ですけど、大分時間も経ってるんで一旦休憩を入れたいと思います。
1:12:50	16時10分開始で日本原電いかがですか。
1:12:56	はいこちら日本原燃です。16時10分再開、了解いたしました。
1:13:02	はい。規制庁深見です。それでは一旦休憩に入ります。録音を停止してください。
0:00:00	はい、録音開始しました。
0:00:04	規制庁カミデです。それではヒアリングを再開します。
0:00:09	次の議題は、昨日、提出されましたMOX燃料加工施設の燃料加工した提案の耐震評価結果という資料について、
0:00:25	ですけども、また事業所の方でさらにこれのブラッシュアップをする。
0:00:32	考えの説明等もあるようなので、そう、その辺り日本原燃の方から説明をお願いします。
0:00:44	はい。日本原燃の船越です。
0:00:47	えっとですね1月3通、1日の審査会合に向けてのドラフ等で、
0:00:53	まずA4Bの。
0:00:56	飛来物防護ネットの耐震評価についてのドラフ等の構成案を先にお願ひしたく、そのあと、
0:01:05	問9スターティアについての構成案ということで、
0:01:09	お願ひしたいと思いますがよろしいでしょうか。
0:01:15	規制庁古味です。飛来物防護ネットについては昨日、午前中にヒアリングをしたところですけども、その
0:01:26	ブラッシュアップのイメージというのを、まず最初に説明をして、そのあとに燃料加工建屋の方の説明があるということで理解しましたけどそれで合ってますか。
0:01:38	はい。日本原燃船越です。はい。その通りでございます。
0:01:42	はい。すいません今日あの構成案だけでございます。
0:01:46	内容については昨日のコメントは未反映でございますが、昨日IIのコメントにおいて、第一部の、
0:01:55	設計モデルの妥当性保守性の検証結果を第1部として、
0:02:00	第二部において、その検証された。
0:02:04	上で、
0:02:05	設計モデルを用いた
0:02:10	設計並びに、
0:02:13	次、波及的影響評価を述べるようにということがございましたので、

0:02:19	その部分について、構成を見直しました。で、認識のずれがないかということを確認させていただきたく、今日は構成の部分についてのご確認をお願いしたいというものでございます。
0:02:37	はい。規制庁深見です。わかりました。
0:02:41	今表示されてる資料は本日のヒアリング資料として後程提出されるということですのでよろしいですか。
0:02:50	はい。
0:02:51	はいそれで認識しております。
0:02:55	はい、規制庁カミデです。それでは説明の方お願いします。
0:03:00	では、
0:03:02	イナズマの方から、中身について説明させていただきます。
0:03:07	はい。日本原燃の東です。それでは構成案につきまして表示しているものでご説明させていただきたいと思います。まず2ページお願いいたします。
0:03:16	こちらの方ではまず先ほど船越の方からお話がありましたけれども、会合での説明として二つに明確に分けるということで、第1部として、
0:03:27	設計部での妥当性、保守の検証について説明するということ。
0:03:31	それを受けて、その妥当性が確認されたものをもって、外部の方でその地震応答解析結果ですとか、波及的影響評価の中身についてご説明したいと考えてございます。これを冒頭の方で説明させていただきたいと考えてございます。
0:03:46	3ページお願いいたします。
0:03:49	8ページの方はこれは全体取りまとめでの、前回12月の審査会合の指摘事項でございます。今後につきましても見直し中でございますが、昨日
0:03:58	時計があったというところも含めて現在見直しを行っているというところでございます。高井様結果につきましても、現在、修正のほかの部分の内容の修正に合わせて見直してってことでございます。
0:04:11	4ページお願いいたします。
0:04:13	第一部としまして設計モデルの保守性妥当性保守性の検証というところで、まずその方針について、これも昨日コメントいただいているところでございますけれども、
0:04:24	まず方針について述べた上で、5ページをお願いいたします。5ページ以降で、継承までの妥当性について説明を行い、また、6ページ以降で、それぞれの、

0:04:35	妥当性の確認項目等について、説明していきたいと思っています。内容内容につきましては昨日のコメントを踏まえた形で、現在、月曜日に修正も出したいと思っています。
0:04:46	7ページ以降につきましては、こちらにつきました結果でございますけれどもこちらも現在、数値につきましては、チェック中でございます、数値と合わせて、考察の中身。
0:04:57	を踏まえて現在見直しを行っているというところでございます。
0:05:01	こちら7ページ目からですね、ずっと言いまして11ページ目までが、妥当性の検証の内容でございます。
0:05:09	12ページ以降、同じように設計モデルの保守性の与え方ということでこの考え方も、現在規制庁ございますが、こちら制度も適切に見直して、内容をご説明したいと考えてございます。
0:05:20	結果につきましては、13ページ目から10、
0:05:25	6ページ目までですね、こちらの地盤剛性の変化による影響まで、
0:05:30	こちらまで見直していきたいと考えてございます。
0:05:33	続いて17ページ18ページ目について、こちらについては昨日もコメントいただきました鉛直方向の考え方につきまして、ちょっと昨日、コメントいただきましたように、シナリオ等も含めて現在検討を行ってございまして、
0:05:48	その内容につきまして17ページ、また18ページの中で、鉛直方向の荷重をインプットとしてどのようにとらえるかというところにつきましては整理していきたいと思っています。
0:06:01	19ページでございますけれども、それを踏まえて、最終的に設計モデルと、検証モデルというのは、その程度の算出多分、保守性があるのかというところを含めて、最終的な確認を。
0:06:13	19ページ、また、10ページの方で行った上で、最後のまとめとしましてですね、21ページのところで、設計モデルのまとめというところを実施していきたいと。
0:06:25	考えてございます。これについては今、検証結果等も含めてその内容を踏まえた上で、まとめを行い、うちはしていきたいということを考えてございます。
0:06:36	ここまでは第1部の設計部での妥当性保守性の検証でございまして次の22ページ以降から、第二部としてA4B防護ネットと。
0:06:46	S sとしての事象と解析と波及的影響評価について述べていきたいと考えてございます。

0:06:52	こちらにつきましては、22 ページに記載するのはこれまでもご説明した内容でございますけれども、施設の目的ですとか、要求値性能ですとか、構造形式について改めて説明をした上で、導入を記載しているところでございます。
0:07:07	23 ページ以降につきましても設計方針ですとか、
0:07:11	24 ページで言いますと、森林について部材の
0:07:17	設計の考え方、また 25 ページで、各部材における応力ひずみの算定の考え方について説明したいと考えてございます。
0:07:27	その上で、26 ページの中では、部材設計を用いるひずみ先ほど 25 ページご説明した内容になりますけれども、基本方針としまして、
0:07:37	第 1 部で示したような設計のアウトプット、
0:07:40	とですねこちらの方をインプットとして波及的影響が他を行うというところ、また、液状化非液状化、双方を行うということ等について記載して、説明したいと考えてございます。
0:07:52	具体的な応答結果につきましては、27 ページ以降でご説明しようと考えてございまして、27 ページの方にはまず上部構造の
0:08:03	意識は、27 ページでは、上部構造のフレームの開始結果のイメージ図、また、20、イメージ図が、イメージですけども、実際は解析結果等について、
0:08:14	コンターですとかちょっと注視する形でお示したいと考えてございます。298 ページの方では、基礎張り部分。
0:08:21	29 ページでは、言っ杭の、
0:08:25	検討結果を問う状態についてお示ししたいと考えてございます。
0:08:30	それを踏まえて 30 ページでございますけれども、昨日は波及的影響評価ということで紙 1 枚でございますけれども、これまで説明した導入部分、また、各応答結果等を踏まえて、
0:08:42	各部位の検定比ですね、各部材ごと評価指標と合わせて、
0:08:49	ご説明したいと考えてございます。
0:08:51	最後、江藤 31 ページになりますけれども、こちらにつきましても、波及的影響評価、また、事象溶かし結果のまとめを記載していきたいということを考えているところでございます。
0:09:02	32 ページ以降は参考資料でございますのでこちらの方につきましては適切に、前段の本文側と修正に合わせて、見直していきたいと考えてございます。
0:09:12	構成につきましてはの説明は以上でございます。
0:09:19	はい。規制庁カミデです。

0:09:24	今所見のものなのでというところもあるんですけど、まずちょっとす、3 ページ目って開いていただけます。
0:09:36	すいません。4 ページ目をお願いします。
0:09:43	規制庁カミデです。
0:09:47	前回会合で、考え方は確認しましたが、その資料っていうのが今 22 ページ以降にほとんど。
0:09:57	言ってしまっていてですね。
0:10:00	その辺がよくわからないんですけど、
0:10:05	継承モデルの検証においても、その基本的な考え方っていうのが、あーきちんと展開しないと、この検証でいいのかっていうのが説明しきれないと思ってるんですけど。
0:10:19	何でこういうバラバラな構成になったのかがよくわからないんですけど、説明いただけますか。
0:10:29	はい。日本原燃伊奈座間です。現在考えていたのはですね後半の第二部の方で、その応答解析ですとか、波及的影響評価の、ちょっと導入ということですか。はい。
0:10:43	規制庁込みすいません。なので何かそこからちょっと多分ずれているし、
0:10:49	今度妥当性保守性を説明するために、前半の資料っていうのが、
0:10:55	前回の会合ではちゃんとついていたっていうそこその流れをちゃんと認識して資料を構成していただきたいと思いますけど。
0:11:04	いかがですかね。
0:11:06	他規制庁側からの意見でもいいんですけど。
0:11:10	まずは日本原電いかがですか。
0:11:12	はい。日本原燃の東です。おっしゃる通り
0:11:16	第一部であっても、その設定の考え方というところの頭に部分。
0:11:20	必要かと思えますんで、ちょっと、
0:11:23	南北の危ないような形で第二部の冒頭に書いていた、今の 22 ページ、昨日の資料で言いますと、
0:11:31	4 ページで書いている基本方針等につきましてもポールの設定の妥当性、保守性のところの導入には必要なものだと考えてございますので、こちらの方、
0:11:42	構成の方、改めて見直して方針のところをしっかり話した上で、
0:11:50	記載するような形で、見直したいと思います。以上です。
0:11:56	はい。規制庁神です。資料としてはその 20 何ページのところも、は前回の会合のように、冒頭にあってですね、要は第一部の最初にあって、

0:12:08	同じものであれば右上にいついつ審査会合と同じというのがあって、会合の最初の説明においてもここからここまでは一緒ですという形で具体的に第1部の中盤以降の、
0:12:21	説明っていう形で話の流れるんだと思います。で、第二部に同じ情報を入れる必要はなくて、第二部の内容も第1部が繋がっているんだから、
0:12:33	結局、第1部のその何ページの話と繋がってるねっていうのがわかるような資料になってほしいと思いますので、その辺り、もう少しですね、全体の、
0:12:45	基本的な考えからちゃんと流れを作って、ロジックを構築する。
0:12:49	いうところを次資料考えてもらえればと思います。
0:12:56	日本原燃の東です。はい。ただいまのご指摘を踏まえまして、資料の構成については、修正の上、安保、ご説明できるようにしたいと思います。ありがとうございます。
0:13:08	規制庁、カミデです。他規制庁側から、現時点で何か確認等ありますか。
0:13:17	規制庁ハバサキです私の方から5ページをちょっとお願いします。
0:13:30	これって検証用モデルの検証の話ですよ。
0:13:38	日本原燃の座間です。はい。そのようなところでございます。祝日のコメントにつきましてまだ未反映の状況でございます。規制庁の浜崎です。いや、その話じゃなくて
0:13:49	これ、もう今カミデカラー話もあったのに同じなんですけども。
0:13:55	先月の会合の資料では、これって、設計モデルの検証の最後に出る話ですよ。
0:14:05	なんでこのトップに出してきたんでしょうか。
0:14:20	日本原燃の東です。はい。あと、申し上げます特に順番につきましてはまず
0:14:26	設計モデルの検証に用いるモデルですと、現在は
0:14:32	冒頭に野瀬。
0:14:35	位置付けていたというものでございます。
0:14:39	規制庁浜崎です。これ、何度も言ってるように、設計モデルの中でパラメータを振って設計モデルの妥当性を確認すると。
0:14:49	最後に総括的に検証用モデルと比較するっていう位置付け、それが先月の資料の構成でしたのでですね、それをあえて変える必要はないと。
0:15:02	思いますんで、先ほど金戸の話と同様にですね、基本は12月の、
0:15:11	介護資料に基づいた対応をしてもらいたいというのが1点です。

0:15:17	それとあと、稲沢さんちらっと言われましたがこれ、勤労の話にも繋がるんですが今出てる左側の表の左側の図もモデル、これ柏崎の大物搬入建屋じゃないんです。
0:15:32	は、建屋なんですけれども、昨日申したのは検証用モデルとの比較は、
0:15:38	柏崎ですと、F L I Pの検証用として、中越沖の液状化のシミュレーションを、地盤の支持性能の補足説明でやってますから。
0:15:50	それと比較してくださいと。柏崎じゃなくても、女川の場合も、地盤の支持性能の補足説明に、それが出てますから。
0:16:00	それとの比較をしてくださいと。
0:16:02	この大物搬入建屋の設計用の設計時に用いたF L I Pのモデルとの比較ではないですよっていう趣旨で、昨日申したのでですね、ましてや
0:16:12	6 仮称のサイトで、同様のシミュレーションをする必要はありませんのでですね、その点、しっかりと取り違えないように対応してもらいたいと思います。よろしいでしょうか。
0:16:28	はい日本原燃。
0:16:30	上野オオオカございます。了解いたしました。すみません先ほど浜崎さんおっしゃったこの傾斜モデルの妥当性が一連の
0:16:43	学校力についての設計モデルの妥当性保守性の検証の最後に出るべきっていう話に関してはですねそれは
0:16:52	別途、今のような資料で申しますと、
0:16:57	19 ページ 20 ページで、
0:16:59	設計の保守性の確認を最後に、設計モデルと検証モデルの比較で確認しております、
0:17:09	のことはおっしゃってるのかなと思いますんで、ここで我々示したいのはまずはその設計モデルを使うにあたっての前提としてですね、検証用モデルが、
0:17:21	まずそれを、小針が使えると、60 度に使えるということを示せる部分なので、この部分はちょっと冒頭に置かせていただきたいと思ってるんですけども。
0:17:32	規制庁浜崎です。
0:17:34	事業者の趣旨が変わりました。ただ、この議論が始まる時にとにかく検証用モデルありきではないと。
0:17:43	ということでスタートしたと思いますので、その点も踏まえてそれでも、やはり最初の冒頭に、



0:17:52	年次的に示すというなら、それはそれでいいのかもしれませんが、それは来週またヒアリングの時に、議論すればいい話なんですけども、
0:18:04	当初の目的は、石鹼賞与モデルがスタートではないというところ、そこはしっかりと押さえていただければ結構です。
0:18:12	ご理解いただけましたでしょうか。
0:18:16	はい。人間の小城わかりました。今おっしゃったことも踏まえてですねちょっと構成については、ちょっと計算していただきたいと思えます。いませんありがとうございます。はい。
0:18:29	規制庁カミデです私も今のところハバサキと同じ感覚で、
0:18:37	また検証も要望出るIPの考え方ですね増バイパスちゃあ出るんじゃないかなって思ってるところです。
0:18:47	前回の会合前にもいろいろヒアリングでやりとりしていたところをちゃんと思い出していただいてどの辺に、
0:18:57	あるのがいいのかっていうことを考えていただく。
0:19:00	やっぱり検証モデルありきだとそれでやってくださいって話でしかないので、会合で聞いた話はそうではなかったと思ってますからそのあたり認識して、構成考えていただければと思います。以上です。
0:19:16	はいのメインの大場です。はい、了解いたしました。
0:19:26	規制庁神です。他。
0:19:29	規制庁側から、構成について確認は、
0:19:33	ないですかね。
0:19:35	町の岸野です。
0:19:37	今出ている路面表示されている19ページとか少し前には、多分検討。
0:19:53	と、結果だけ。
0:19:57	項目
0:20:00	を整理して、
0:20:02	結果特区あすこんさつで、その結果に対応するエビデンスっていうのもどっかで必要になってくる。
0:20:10	それは各項目ごとにこの、
0:20:13	全体の中で
0:20:16	ないようでしたら、後ろの方、
0:20:18	という形に持ってきても構いませんので、各検討項目に対応するエビデンスもですね、合わせて示していただくように、構成の方考えていただければと思いますが。
0:20:29	趣旨を理解

0:20:32	広げてイナズマですよ。はい。
0:20:35	趣旨の方、理解いたしました。
0:20:38	エビデンスが膨大というか1枚の紙ですとか後、前段の、
0:20:42	本文側に入りきらないようなあれがありましたら、参考側等で、
0:20:47	そのエビデンス等は確認的な形の構成で、お示しできるように対応したいと思います。以上です。
0:20:57	はい、規制庁。
0:21:05	すいません。鉛直方向の公差考慮について。
0:21:10	てのページがあったかと思うんですけれども、ちょっとそれを開いて、
0:21:22	この1078ページ。
0:21:25	んなるのかなと思いますけれども、こちらの構成、説明の流れというのは昨日のヒアリングでも指摘があった内容に見直していただけるものと、
0:21:35	ですけれども、こちらで言われた考察、つまりどういうメカニズムで発生して設計に与えるインパクトはどうなんだって言った。
0:21:45	考察っていうのは、おそらくここにも出てきて、1章の最後にまとめといますか、載せる予定だと言われてましたがそこにもですね、鉛直、
0:21:58	この取り込み考慮でやられた知見といますか考察分析考察をした結果というのを、1章の最後のまとめ方にですね、載せておいていただければと思います。
0:22:10	それでよろしいでしょうか。
0:22:12	日本エヌアドバイスはい。ご指摘の趣旨、理解いたしました。1078ページだけに結果、考察を記載するだけじゃなくて、
0:22:22	まとめとしても、第一部のところの前地区に対する考慮の仕方。
0:22:28	についても記載したいと考えてございます。以上です。
0:22:32	成長力、
0:22:34	それで、鉛直応答に関する分析考察というのは一緒の中でされて、それを踏まえた、
0:22:43	うん。結果といますか、それも含んだ形で
0:22:47	証券第二部ですか。
0:22:49	波及的影響評価という形に繋がるのかと思いますが、第二部の方でもですね婉曲法等の決定が
0:22:59	示されると、
0:23:00	へえ。

0:23:02	第1部の方で説明のあった鉛直方向等のモデルとか、検討も踏まえた上で、この設計結果として鉛直応答はどうであったかというのが第二部でも示されるものという。
0:23:14	イメージしているんですが、
0:23:17	そういう認識で合ってます。
0:23:23	田井上野大井でございます。はい。そういう認識でありますのでそのように記載したいと思います。
0:23:30	ご清聴、
0:23:35	そういった専門なんです。
0:23:37	ありがとうございます。
0:23:42	規制庁つあるんですけども、
0:23:46	全体の見栄えの話なんですけれども、最初のイントロを一番最初のところで、今回二部構成で説明すると、
0:23:55	いう決めがあって、そのあとにカミデが行った。
0:23:59	記述設計の基本方針等について書くと、そのあとですね、第1部っていうことで、
0:24:05	1枚、表紙つけてもらって、
0:24:07	第一部始まって、第2始まる時も、表紙をつけてもらった方が、
0:24:12	明確に一部分かれると。
0:24:14	わかると思うんですけど。
0:24:16	そのようなコース、そのような粛正ってのはどうでしょうか。
0:24:21	日本原燃相沢です。はい、かしこまりました第1部大分明確に分かれるという意味で表しつけることは適切だと思いますので、それは対応させていただきますと思います。
0:24:35	規制庁、津川です。
0:24:37	やはりですね、前回の関連で、基本的な方針っていうのは確認されたところで、その方針に従って、検証を行うっていうのは今回一番。
0:24:46	規模のあるところはどうやってそこが明確になってなきやいけない。
0:24:50	その関係省が妥当であれば、それを下設計モデルは使えて、設計できるんだって話に繋がりますので、検証をまずしっかり説明していただくということで、
0:25:04	お願いしたいと思います。以上です。
0:25:09	日本原燃東です。はい。骨子、踏まえた上でご説明できるように、資料の方は見直し、また説明できるようにしたいと思います。以上です。
0:25:25	はい、規制庁カミデです。他よろしいですかね。
0:25:29	一通り話は出たことなんですけど。

0:25:34	長。
0:25:36	続けて、燃料加工という提案の説明ですか。よろしくお願いします。日本原燃イナズマです。
0:25:45	4B側でちょっと1.5WACにさせていただきたいところがありましたので、ちょっとお願いしたいと思います。すみません今日の資料ちょっとの3ページに、昨日、
0:25:57	コメントが抜けていたというところで、四番と七番、筒井いたしまして、対応し、現在検討しているところでございます。
0:26:07	もうちょっと7番の部分でちょっと、ご出席の確認をさせていただきたいと考えてございます。
0:26:13	7番のところ、鬼頭さんからコメントいただいたところでございますけれども、局所的な部分の評価だけではなくて、
0:26:22	モデル全体を見渡して、各部の妥当であることについて、説明をしてくださいというようなコメントいただきました。
0:26:31	現在その内容につきましては考え方としてはページで言いますと、42ページの前回会合でもお示ししたものでございますけれども、
0:26:41	構成変化等に基づいて、各上本、例えば一番下ですね、検討ケースのところの横列の方にですね、AからFまで、
0:26:52	各項目評価項目について、その大小関係を示すと。こういった子局の応答についての説明だけじゃなくて、
0:27:01	全体としてのという骨折目、ご指摘だと思ったんですけどちょっと我々として対応として、ちょっとお示ししたいと考えているのは例えば、上部に書いているスペクトル等を示した上で、
0:27:13	応答、ある鳥羽高野。
0:27:17	集北井でございまして、こういったところの応答についても、対象関係について、
0:27:24	確認し、その上、上限と下限をしっかりとらまえた上で、
0:27:30	構成変化の際にはその中間につくような傾向になっているというようなご説明をしたいと考えているんですけど、ご質問のご指摘の内容と我々が今回答しようとしているところの、合わせるかというところの事実と違う、確認させていただきかたかったですがいかがでしょうか。
0:27:54	通帳の規制です。
0:27:56	今お話された内容ってのが、ちょっと私の方でまだ明確にイメージが持てなかったんですけど、あんまもともとお伝えしていたのはですね、この42ページにありますように、

0:28:09	表の片括弧Aから、片括弧1の結果だけを載せて、予想した通りの大小関係にあるでしょ、で終わるんじゃなくてですね、この片括弧やから、片括弧、F。
0:28:21	以外の部位部分、項目で見てもですね、これらの解析結果が妥当な結果がえられていて、
0:28:32	弱毒してここに書いてある項目以外の項目でも、やはり同様の結果が覚えられていて、解析結果、
0:28:42	解析モデルとしておかしいものではないですよっていうことを確認した上で、等で、設計に用いる片括弧Aの片括弧Fについて、このような大小、
0:28:54	形になりましたという説明になるのではとあっていて、事業者が説明したいところだけを抜き出して説明するんだと、いただければですね。
0:29:05	それ以外の部分モデル全体を見渡しても、この解析結果が問題なんだという結果を与えてることを、示して欲しいという趣旨でございますので、先ほど、
0:29:18	ちょっと情報学校について別の主体であるっていうお話がありました、そういう形でも結構です、今回の系統が全体で見てもきちんとした、どんな結果が減られてることを説明していただきたいという趣旨に沿うものであれば、
0:29:33	どういう形で示すのかというのは、もうそちらの方で考えていただければと思います。
0:29:38	そういう趣旨なんですけれども、イメージ脇坂でしょ。
0:29:43	日本原燃稲留さん、ご回答ありがとうございます。はい。よく趣旨の方、理解できましたので、コメントのところにしっかり対応できるように、
0:29:54	示し方について検討してお示したいと。おはようございます。ありがとうございました。
0:30:03	規制庁上出です。今の話なんですけど、
0:30:07	上部学校とかだったらせん断力コンターでとか、あとは動的解析やったらもっとずっと私もらって、
0:30:16	全体今こんな感じかって見れる。
0:30:19	ですけど、
0:30:20	有効よっ解析において、何か以前コンター図みたいなもん見せてもらう
0:30:26	記憶があるんですけど何かそういうもので、

0:30:29	全体のコンター図で良いパラメーターがあればですね、そういうものを見せながらどのような感じで状態変化全体的にしているのかっていうのが、
0:30:40	見られればいいなと思ったんですけど、何かそういう形で示せそうなものかってあります。
0:30:48	日本原燃イナズマです。はい。現在上方の補足いただきましたように、この次のページですね、43 ページに、
0:30:56	江藤、現在有効力解析におけるコンター等もお示ししようと考えてございましたので、それに加えて下降側といいますか、施設がですね。
0:31:06	の方の全体挙動がわかるようなもの、こういったものも含めて
0:31:11	全体挙動がしっかりとらえられているというところを説明できるようにしたいと考えてございます。以上です。
0:31:21	はい。規制庁上出です。補足説明においてはいろんなものを積み上げてもらいつつ、介護資料に全部つけてもっていうのでいくつかピックアップして、
0:31:32	という形だと思います確かにこういうコンターだと。
0:31:37	変化の状態が見やすいと思う一方ちょっと単、このモデルだと、大きすぎるのもうちょっと
0:31:46	カットして見やすくってという感じかもしれないですけど。
0:31:51	イメージとしてはこのページの方がその前のページよりも、
0:31:55	こちらの見たいものに近づいてるイメージではあります。そういうことをお伝えしておきます。
0:32:04	日本原燃イナズマかしまりましたよく理解いただけるような形で全体挙動、またこの中間状態の、
0:32:12	ここにしっかりおさまってるというところが、お示しできるような、
0:32:16	ものをおつけして、ご説明したいと思ってございます。以上です。
0:32:27	2 本目にありますこちらからの質問は以上でございます。ありがとうございました。
0:32:36	これ、規制庁カミデです。
0:32:38	それでは、燃料加工建屋の
0:32:42	ですかね。
0:32:44	しくお願いします
0:32:46	はい。日本への投資でございます。こちら燃料加工建屋でございますけれども昨日、ヒアリ資料の会議資料の案の方でさせていただいてるところではございましたけれども、
0:32:57	私も昨日出したものは、主にどちらかと言いますと、

0:33:02	隣接建屋の影響評価のところちょっと頭がちょっと行き過ぎていたところがございますちょっと全体的な構成といったところがちょっと違うのかなといったところがございます今日ちょっと
0:33:15	別な、支店の方で作成した資料をちょっと画面共有の方で
0:33:20	ご確認いただきましてその方向性といったところがちょっと間違っていないかどうかっていうところを認識合わせさせていただきたいという形の方で本日この場の方を設けさせていただきました。
0:33:30	それでは資料の方をご説明させていただきたいと思います。2ページ目お願いいたします。
0:33:35	今回の主旨としましては前も工夫加工建屋の全体的な耐震設計で何をやったのかといったところがあるような形の方で資料構成の方を実施したといったところが主になってございます。
0:33:49	ですのでまず2ページ目といたしましてMOX燃料加工建屋の耐震設計の基本方針といったところで、加工建屋に要求される機能要求及びそれを踏まえたところの耐震評価方針といったところを、
0:34:03	こちらの方の算定の方でまとめているといったところがございます。
0:34:07	燃料加工建屋といたしましては、土地込み機能を有します重要区域こちらの方がSクラス施設になってございます。こちらの方内容内包する建物となってございまして、
0:34:17	建物全体としましてはSクラス施設の河瀬主事としての支持機能を有しているといったところが基本的な基本要件として整理してございます。
0:34:24	こちらの方の各クラス施設に対しての設計要件として、二つ、山根の方、主査していただいておりますけれども、須賀福井としてはこちらの方の地震力に対しまして、
0:34:35	旧玄海おさまることを確認するといったところの構造強度の確認といったところ、あとは閉じ込めと支持機能の確認といたしましては、終局状態におきましてS <sub>s</sub> に対して、教育委員会に収まることこちらの方に対しての評価方針に基づいて設計するといったところが基本だと思っております。
0:34:51	こちらの方は下の方には従業区域の範囲といったところで、今回燃料加工建屋のSクラス部位といったところを明記させていただいたところがございます。
0:35:01	3ページ目の方でございますが、こちらの方が先ほどの共用、
0:35:07	の内容に関しまして、各クラス部位に対して、黒須宮井栄養教員に対して、機能要求及び要求性能を各検討する地震力、それに適用する部位と、

0:35:19	教育委員会の方をまとめさせていただいて、整理させていただいたものになってございますこの考え方につきましてはこれまで耐震計算書等でご提示されている内容の方を再整理した内容になってございます。
0:35:30	3 ページ目の方といたしましては地震応答解析による評価の許容限界といたしまして、まとめさせていただいてございます。
0:35:38	次ページ目、4 ページ目でございますけどもこちらの方が応力解析評価による部位といったところで、S クラス施設の部分と基礎スラブのほうをまとめたという形になってございます。
0:35:48	こちらの方でまとめた要求機能に基づきまして、各部材の設計を実施していくといったところを、5 ページ目以降の方で展開するというふうにしてございます。
0:35:59	5 ページ目でございますがこちらの方が兵頭サイドが基本方針になってございますけども基本的な評価の方法の方をまとめたものになってございます。先ほどご説明いたしました各部位の設計に対して、
0:36:12	地震力の算定とあと応力解析の方法といったところでまとめさせていただいてございます。
0:36:18	まず地震応答解析といたしましては、失点系を用いました応答解析を実施していくといったところでございます。こちらの方でやはり肝になってくるのがこれまでの審査を踏まえた反映事項といったところで、
0:36:30	地盤モデルの設定といったところで直下地盤への見直しを実施したところ、ハードは入力振動の算定における部分といたしまして、等価線形解析における部分の入力地震動の、
0:36:41	影響評価といった部分がございますのでこちらの方の会合内容を踏まえて、適切な方法を図っているといったところを、ヤマダの方で飛ばさせていただきます。あとは応力解析といたしまして、
0:36:53	S クラスの壁床及び基礎スラブの評価の概要のほうを示させていただきます。
0:37:00	6 ページ目以降からが比較評価結果になってございまして、6 ページ目といたしましては各要求病院に対しての評価結果といったところで、
0:37:12	アイシン駅からS クラスの床に対しまして許容限界におさまっているところをまとめたものになってございます。
0:37:20	7 ページ目でございますがこちらの方が間瀬、昨日お出ししている部分の隣接建てによる影響評価といったところで、これまでの審査の、
0:37:30	ごめん7 ページ目ですね。



0:37:34	はい。7 ページ目といたしまして、隣接建屋による影響評価といったところでこちらの昨日お出ししている部分で、これまでの審査会合を踏まえた部分といたしまして直下柴野。
0:37:45	方を反映したとしてもこちらの方の隣接での影響評価としては、問題ないといったところを確認している部分をまとめた資料になってございます。
0:37:53	続きまして 8 ページ目でございますが、
0:37:57	こちらの方が同じく影響評価でございますが 2 方位水平 2 方向及び鉛直方向に組み合わせに対する影響評価といたしまして、抽出されました基礎スラブに対しての影響評価結果の方を示させていただきます。
0:38:13	同じく影響評価といたしまして 9 ページ目でございますけども、
0:38:17	こちらの方が一瀬東野、評価用地震動に対しての影響評価結果といったところで、これまでこそ所得説明資料の方で出させていただいて後程、こちらの方は、
0:38:27	添付資料の方で触れさせていただく内容を、まとめさせていただいております。
0:38:33	最後に 10 ページ目といたしまして総括として、これまでご説明した内容に関しましては、燃料加工建屋、これまで審査いただいた事項に関しましては、適切に計算書の方に反映していくといったところ。
0:38:47	を復旧させていただいてるといったところでございます。
0:38:50	ちょっと昨日ちょっとお出ししている資料からですねちょっと全体的なちょっと構成といたしまして、全般的なこの加工建屋の耐震性が少しわかるような形の方で、ちょっとまとめ直した資料といったところでちょっと画面共有の方をさしていただきました。
0:39:06	冒頭でお話させていただきました通りちょっとこの全体的な方向性といったところを、本日と、
0:39:13	確認していただきましてこちらに沿ってブラッシュアップすべきところはブラッシュアップしていきたいというふうに思っております。
0:39:21	日本原燃から以上でございます。
0:39:27	はい、規制庁幹事です。ありがとうございます
0:39:30	それでは中身について、中身というか構成ですけど確認していきますけど。
0:39:37	まず、
0:39:39	昨日よりはだいぶ情報が増えてきてということなんですけど。
0:39:44	構成のイメージとして、最初に基本方針があるのは一緒なんですけど。

0:39:52	私としては三部構成が適切なのかなと思っていて、基本方針があって、地震応答解析があって、そのあと耐震計算という形の三分かなと。
0:40:06	その二つ目の地震応答解析のところで、隣接建屋であったり、直下地盤の話っていうのが、
0:40:17	全体の流れに取り込まれて、紹介されるのかなっていうイメージは持っていたんですけど、それを踏まえて日本原電、
0:40:27	いかがですか。
0:40:31	はい。日本への投資でございます。亀井さんのおっしゃるところ、理解いたしました基本的に本日5ページ目という形の方で、評価方法といったところで1くりにまとまっているところに関してここを、
0:40:45	もう少し丁寧に地震応答解析の内容といったところで、直下地盤の内容と、あとは隣接建屋の影響といったところでこれまで会合でご説明している内容の意思応答解析の、
0:40:56	影響評価で実施して、影響評価とアトム、岡嶋に直した内容といったところを反映していった上で、応力解析に飛んでいくといったところがよろしいかなと思いますのでそういう形の方で少し、
0:41:09	資料の剛性を再度見直させていただきます。
0:41:14	はい、規制庁カミデです。もう少し細かめに伝えると基本方針っていうのは、要は燃料加工建屋って何ですか、どんな機能を持ってるんですか。冒頭の方にはまとめられてたと思いますけど。
0:41:26	そういうところが基本方針で、次に、(2)で地震応答解析を行ってその応答解析の考え方が、
0:41:36	あとは
0:41:38	隣接建屋影響なんかはそれをそのまま設計に使うって話には多分してなかったと思うのでその辺もわかるようにですね、要は本線の、
0:41:48	設計ルートと影響評価者っていうので、その辺色がわかるようになってると、よりイメージがしやすいんだと思います。
0:41:59	最後に結果があるっていうような形で私の方で考えてましたのでご検討いただければと思う。
0:42:09	はい。日本原燃土橋でございますコメントありがとうございますちょっと我々の方でも本日受けたコメントを踏まえましてオプションの方は買っていきたいというふうに思います。
0:42:22	規制庁深見です。そのほか、規制庁側から何か確認事項ありますか。
0:42:29	はい、規制庁ハバサキです先ほどの防護ネット等にしてもですねざっくり言うと、第一部が、その添付の計算書でいう地震応答計算書ですね。
0:42:40	それに類する付随するような参考資料。

0:42:44	の内容を第1部で第二部は耐震計算書、
0:42:49	もう内容と、
0:42:50	いうことを考え、
0:42:53	出ました。ですんで、このボックスに関しても、第1部第二部のよう な、防護ネットと同様の構成で、その最初に基本方針というのは、的な ものが入るのはいいんですけども。
0:43:06	大きくはそういう話かなと。先ほどカミデがあったように、MOXに関 しては隣接数の影響ってというのは、影響評価っていいですかその設計の 方に、最終的にはフィードバックってというのは、影響評価でしかないん で。
0:43:21	あれ、ある意味その入力動の話ですね、地震応答解析の方。
0:43:26	であって、水平2方向だとかはどうするのかってありますどちらかとい うと耐震設計の方ですね、第二部っていいですか第三部というますか、 そちらの方で
0:43:38	処理するといいますか、説明してもらおうと、大きくはそういう構成にな るかなと思ってますちょっと現況のものだと、それらが入り組んでるん でわかりにくいんですけども。
0:43:48	基本的には防護ネット等を、同じような、そういう流れを説明をしても らえればというふうに思います。
0:43:56	よろしいでしょうか。
0:43:59	はい。日本原燃通してございますやはりコメントありがとうございます ご趣旨に理解いたしましたので地震応答解析があってそのあとに
0:44:09	部材評価というような形の方で地震応答計算書の中の井戸耐震計算書の 中というように形の方で、第1部構成の二部構成というような形の方 で展開するように私の方で修正していきたいというふうに思います。
0:44:27	あと、規制庁カミデです。岡規制庁側から、
0:44:32	降りますか。
0:44:34	社長の岸野です。
0:44:36	結果として示されているものの中に、1.2S s っていうのは特に触れられてなか ったように、
0:44:45	これは今どういう状況なんでしょうか。これについても
0:44:48	概略を紹介することってというのは可能なんでしょうか。
0:44:54	はい、日本円トガシでございます。現状1.2S s に対しましてはこちら の方で紹介している各基本方針則って同様に実施していくというところ で考えてございまして今回の資料といたしましては、

0:45:07	設計基準における今まで会合等でご説明してる内容の方を再度整理してご説明するというような形の方で考えておりました。
0:45:19	規制庁の木
0:45:20	つまり、それは今回は載せない方向で書かれてるとい、そういう意味でしょう。
0:45:27	藪田その辺のここ整理が残ってるところもあるので、ここの、今回の資料では触れないっていうそういう意味でおっしゃったんですか。
0:45:37	はい。日本原燃土橋でございます基本的に今回の会合といたしましてはこれまで会合の中でご説明している部分の、設計基準における考え方のところを、
0:45:49	再度整理した形の方でご説明したいというふうに考えているところでございます。
0:45:54	コサクですけどすいません成長カミデです。
0:45:58	すみませんごめんなさい。
0:46:00	戸部さん何を言われてるのかよくわかんなくて、
0:46:03	原燃はあれですか、今回はまだDBの説明で、まだ今後SAの説明の説明会を設けると言われているんですか。
0:46:16	萩尾吉尾さん決して、そういうわけではなく、ありません今回の説明として燃料加工建屋の耐震設計としては、意識説明するという意味で考えております。
0:46:28	補足ですけどであれば1.2S sをどうするつもりなのかっていうのを言っていたかかないと。
0:46:33	終わらないような気がする。
0:46:43	はい。日本原燃富樫でございます。現在の基本方針として整理させていただいている部分として、実施している項目がございますがその結果のところを、同様な形の方で展開することで対応いたします。
0:47:02	コサクです、こういうやりとりをする必要がないようにちゃんとして欲しいってのが昨日も話したことなんですけど。
0:47:11	今日大垣さんはいらっしゃるんですけど。
0:47:15	はい。あの辺で終わっております。はい。
0:47:18	すいませんけどよろしくお願ひします。
0:47:21	はい、わかりました。はい。申し上げます。はい。
0:47:28	規制庁上出です。1.2S s反映ということでお願いしますけど要は、一番最初のページ、これで言うと、何ページかな。2ページから3ページ。
0:47:41	そうっすね。2ページなのかな。

0:47:45	はい。もうここで語られるようなことなんです燃料加工建屋ってどういう機能。
0:47:51	ここでまず1件2Sですね、徹底。
0:47:54	こっからちゃんと書いて流れをちゃんと、
0:47:58	説明してもらわないと最後の会合にはなる。
0:48:02	ということです。
0:48:03	加えてですねこの重要区域っていうのが、S+の範囲っていうことでここである程度、定義みたいなものは聞いてはいるものの、
0:48:16	今設工認の段階で、閉じ込め側の条文、
0:48:22	等の関係っていうのをもうちょっと整理をして、きちんと定義をした方がいいんじゃないか。要は、
0:48:30	閉じ込めが終わって、工程室っていう言い方をされていて、で、重要区域っていうのは確かプルトニウムを扱う。
0:48:42	J Bがある、みたいな形だったと思うんですけど、その辺り用語の整理をですね、工程室のうちさらに重要なものとして位置付けてるものだと。
0:48:54	というような形で書くとかですね、そういった形で少し用語の整理をしていただければと思います。逆に言うとその図面まで全部示す必要があるのかっていうところは、
0:49:06	あってどういうものかっていうのは、言葉でわかればそれでいいんじゃないかという気もしますのでその辺りも検討いただきたいんですけど、よろしいですか。
0:49:16	はい梅澤氏でございます。今ほどの定義の部分は少し社内の方で調整します。事前関係も、
0:49:26	ちょっと本日は入れておりますけどもその必要性につきまして再度検討した上で、適切にお支払いしたいと思います。
0:49:37	はい。規制庁深見です図面よりも1.2S sの話ずっと大事だと思う。
0:49:42	あとは
0:49:47	これはまた会合資料で云々という話ではないんですけど。
0:49:52	重要区域の話っていうのは、耐震建物21のときにまた改めて聞こうとは思ってたんです。
0:50:00	けど、
0:50:03	開口部の扱っていうんですかね壁と天井とかは
0:50:09	中央区域の壁と天井は、建物として
0:50:15	Sクラスでっていう話だと思うんですけど。

0:50:18	その扉とかって今どうするか、建物側に入れるのか、それはそれで別の設備だかってというのが、昨日竜巻とか
0:50:28	基本方針確認するときにも、ちょっとそんな話が出たんですけど、その辺りってどう何か考えてますか。
0:50:47	はい日本原燃の谷口です。昨日ヒアリングでもコメントいただいでいてちょっとどういう扱いで整理をするかというのを今までちょっと整理をしているところですので、きちんとその考え方決まったらお示しをしたいというふうに思います。
0:51:02	はい。規制庁深見ですこの会合資料またやると思いますねその時には金はどういう検討状況かってというのが、
0:51:11	お話ができるように、まずは整理を進めてください。
0:51:18	はい承知しました。
0:51:23	規制庁カミデです。他、規制庁側から確認はありますか。
0:51:35	規制庁カミデです。日本原燃側から、これも聞いておきたいとかっていうのは、よろしいですかね。
0:51:53	が規制庁カミデです。日本原燃聞こえてますか。
0:51:57	日本原燃聞こえております。
0:52:00	本日の生まれたところで資料の方は伊勢常務。思います。特に、米川です。
0:52:08	規制庁カミデです。それでは冷却と含めて
0:52:14	対応方針、
0:52:16	あと、あとは
0:52:18	スケジュールですね、ヒアリング、
0:52:21	の日程含めてどうするかっていうの説明をお願いします。
0:52:30	はい。日本原燃船越です。
0:52:32	本日二つですね会合資料についての、本日のコメント等も含めた修正案については、
0:52:40	来週 24 日月曜日に提出をさせていただきたく思っております。そして可能であれば、翌 25 日にヒアリングをお願いしたいと考えております。
0:52:51	以上です。
0:52:59	規制庁カミデです。24、
0:53:04	24 の夕方までに出して、
0:53:07	次の日ってことですかすみませんちょっと今日窓口担当は今いないもので、

0:53:16	ちょっと来週の会議室の各戸情報を完全に把握してるわけではないんですけど、
0:53:24	24日の時間とかってもう、うちの人間と話されてますか。
0:53:33	船越です。それはまだいたしておりません。
0:53:43	規制庁カミデです。
0:53:45	藤。
0:53:47	そうですね25日は他の案件も入っていたりただ、湯遊型であれば何とかできるかなっていうところなので、
0:53:58	改めて事務的に連絡をさせていただきます。1月に4日は、なるべく早くと。
0:54:08	五つもう、
0:54:09	あれですかね、午前中とかって言うてもしょうがないので、24日。
0:54:15	4時ぐらいまで、夕方までに一生懸命出しますっていうことなんですかね。
0:54:23	はい。日本原燃船越です。はい。4時頃の夕方。
0:54:27	までにということをお願いできればと考えております。
0:54:30	以上です。
0:54:34	はい。規制庁深見です。規制庁側から何かありますか。
0:54:39	規制庁ハバサキです。あれ、補足説明資料の方はいかがですか。
0:54:50	日本原燃の船越です。補足説明資料の方も同じく24日の夕方、
0:54:58	にいたしたいと考えております。以上です。
0:55:02	規制庁浜崎です。同時に提出されるということで理解しておけばよろしいでしょうか。
0:55:10	はい。その通りです。船越です。
0:55:14	規制庁ハバサキです。了解しました。
0:55:21	規制庁カミデです。
0:55:25	25、まだ確定はちょっとできないところですけど、疲れさんもそういった形で24、
0:55:33	提出25ヒアリングでよろしいですか。
0:55:49	規制庁カミデです。津金さん、聞こえてますか。
0:55:57	本町ハバサキです。ちょっと今谷さん。
0:56:02	調子が悪いみたいですので、また確認してもし何かあったら規制庁側から連絡するようにします。
0:56:13	はい、規制庁カミデそこはわかりました。それではそういうスケジュールということで、よろしく申し上げます。
0:56:20	藤ほか全般通して規制庁が、あとは事業者側から何かありますか。

0:56:34	規制庁カミデです。なさそうなので
0:56:38	これをもって本日のヒアリングは終了したいと思います。お疲れ様でした。
0:56:45	ありがとうございました。